

## URP GCOE Working Paper Series

---

No.2 2008, Aug.

### ホームレス支援の最前線 2008年春

第1回 「ホームレス支援全国ネットワーク」研修会

The Forefront of Support for the Homeless Spring 2008

First Annual Meeting of the All-Japan Homeless Support Network

編集:水内俊雄・稲田七海・蓬莱梨乃・堀江尚子・渥美清

Edited by Toshio MIZUUCHI, Nanami INADA, Rino HORAI,  
Naoko HORIE, Kiyoshi ATSUMI

(後援) 大阪市立大学都市研究プラザ・日本財団

(Sponsors) Urban Research Plaza, Osaka City University  
and the Nippon Foundation

---

大阪市立大学 都市研究プラザ  
558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138

Urban Research Plaza, Osaka City University  
3-3-138 Sugimoto Sumiyoshi Osaka 558-8585 JAPAN

<http://www.ur-plaza.osaka-cu.ac.jp>



## URP GCOE Working Paper Series

URP Working Paper Series was launched in August, 2008 to facilitate exchange of academic ideas and research results. The papers are preliminary materials circulated to stimulate discussion and critical comments. Please do not quote without the permission of author(s).

# ホームレス支援の最前線 2008 年春

## The Forefront of Support for the Homeless / Spring 2008

### 第 1 回 「ホームレス支援全国ネットワーク」研修会

#### First Workshop of the All-Japan Homeless Support Network

後援: 大阪市立大学都市研究プラザ・日本財団

Sponsors: Osaka City University Urban Research Plaza and the Nippon Foundation

2008 年 5 月 5、6 日

大阪市立大学・都市研究プラザ 西成プラザ

May 5-6, 2008

Held at Osaka City University Urban Research Plaza's Nishinari Field Plaza

編集: 水内俊雄・稲田七海・蓬莱梨乃・堀江尚子・渥美清  
(大阪市立大学 都市研究プラザ)

Edited by Toshio MIZUUCHI, Nanami INADA, Rino HORAI, Naoko HORIE, Kiyoshi  
ATSUMI (Urban Research Plaza, Osaka City University)

#### 概要

「ホームレス支援全国ネットワーク」は、ホームレス支援活動の相互の連絡、連携などを図るため支援団体および個人による全国的なネットワークをめざして、2007 年 6 月に設立された。都市研究プラザは、このネットワーク組織の活動に対して、設立当初から、財政的・人的支援を行っている。今回の研修会は、日本財団 The Nippon Foundation の後援も得て、全国のホームレス支援団体の参加を募り、生活保護制度の活用、住宅確保とアフターケア、就労支援と雇用の創出という 3 つのテーマで、各地の事例発表と他地区での適用可能性について、2 日間にわたって意見交換、議論をおこなった。

#### Abstract

The All-Japan Homeless Support Network was established in June 2007 by support organizations and individuals seeking a nation-wide network for interaction and exchange among homeless support activity groups. The Urban Research Plaza has provided financial and personnel support for the activities of this network since its beginning. In the recent meeting, held under the sponsorship of the Nippon Foundation, we elicited participation from homeless support groups across the country. Based on the three themes of: 1) activating the livelihood guarantee system, 2) the securing of housing and follow-up aftercare, and 3) job-finding support and job creation, we exchanged views and carried on discussions over two days related to various local case study reports and the possibilities for their wider application.

キーワード ホームレス支援、生活保護、就労支援、生活支援、NPO

Keywords Homeless Support, Public Assistance, Employment Support, Livelihood Support, NPOs

= 目 次 =

第1回 ホームレス支援全国ネットワーク研修会	1
研修会 自己紹介	2
【北海道・東北】	2
【関東】	2
【中部】	4
【関西】	4
【四国・中国】	8
【九州・沖縄】	8
研修会（1）生活保護制度の活用ー各地の事例発表と他地区での適用可能性について	10
1. 副田 一朗さん（NPO 法人市川ガンバの会）	10
【配布資料】 市川 市川ガンバの会	13
2. 鈴木 實さん（岡山野宿生活者を支える会）	15
【配布資料】 岡山 岡山野宿生活者を支える会	17
3. 堀之内 洋一さん（かごしまホームレス生活者支えあう会）	19
【配布資料】 鹿児島 かごしまホームレス生活者支えあう会	21
4. 質疑応答	23
研修会（2）住宅確保とアフターフォローー各地の事例発表と他地区での適用可能性について	34
1. 寺尾 千香子さん（NPO 法人ホームレス支援ネットにいがた）	34
【配布資料】 新潟 ホームレス支援ネットにいがた	37
2. 今井 誠二さん（NPO 法人 仙台夜まわりグループ）	38
【配布資料】 仙台 仙台夜まわりグループ	41
3. 佐藤 佳美さん（NPO 法人北九州ホームレス支援機構）	43
【配布資料】 北九州 NPO 北九州ホームレス支援機構	49
4-1. 楠 高志さん（北海道の労働と福祉を考える会）	54
4-2. 山本徳和さん（なんもさ事務長）	55
【配布資料】 札幌 北海道の労働と福祉を考える会	57
5. 質疑応答	60
研修会（3）就労支援&雇用の創出ー各地の事例発表と他地区での適用可能性について	62
1. 森本 初代さん（新しい自立化支援塾）	62
【配布資料】 徳島 新しい自立化支援塾	66
2. 山内 昌良さん（NPO 団体プロミスキーパーズ）	71
【配布資料】 那覇 プロミスキーパーズ	74
3. 宮 政治さん（文京緑化事業所所長）	75
【配布資料】 東京 ワーカーズコープ	77
4. 佐野 章二さん（有限会社ビッグイシュー日本）	78
【配布資料】 大阪 ビッグイシュー日本	79
5. 高橋 英夫さん（NPO 法人グローバルヒューマン）	80
【配布資料】 京都 NPO 法人グローバルヒューマン	83
6. 質疑応答	85
まとめの討論	90

# 第1回 ホームレス支援全国ネットワーク研修会

主催:ホームレス支援全国ネットワーク 後援:大阪市立大学都市研究プラザ

(この研修会は日本財団の助成金を活用した事業です)

2008年5月5日・6日 於:大阪市立大学 都市研究プラザ 西成プラザ

\*5月5日午後2時30分～3時30分

研修会全体会(自己紹介など)

\*午後3時30分～5時30分

## 研修会(1) 生活保護制度の活用—各地の事例発表と他地区での適用可能性について

司会:荒木 久美子さん (NPO 法人湘南ライフサポート・きずな)

発題:副田 一朗さん (NPO 法人市川ガンバの会)

生活保護制度の活用—事例発表

鈴木 實さん (岡山野宿生活者を支える会)

生活保護制度の活用と、生活自立に向けた協働の取り組み

堀之内 洋一さん (かごしまホームレス生活者支えあう会)

鹿児島市の生活保護行政の特徴と会の独自取り組み

\*午後5時30分～7時30分

## 研修会(2) 住宅確保とアフターフォロー—各地の事例発表と他地区での適用可能性について

司会:織田 隆之さん (全国行脚の会)

発題:寺尾 知香子さん (NPO 法人ホームレス支援ネットにいがた)

「新潟市の事例」—住宅確保とアフターフォロー—

今井 誠二さん (NPO 法人仙台夜まわりグループ)

会の沿革と路上に戻らないための取り組み

佐藤 佳美さん (NPO 法人北九州ホームレス支援機構)

北九州における住宅確保と自立生活サポートセンターの働きについて

楠 高志さん・山本徳和さん (北海道の労働と福祉を考える会)(なんもさ)

北海道の現状と課題

\*午後8時30分～10時30分

交流会

## 5月6日(火・休日)

\*午前9時～11時

## 研修会(3) 就労支援&雇用の創出—各地の事例発表と他地区での適用可能性について

司会:小林英夫さん (NPO 法人自立支援センターふるさとの会)

発題:森本 初代さん (新しい自立化支援塾)

徳島における就労支援と雇用の創出

山内 昌良さん (プロミスキーパーズ)

就労支援と雇用の創出について

宮 政治さん (文京緑化事業所所長)

ホームレス臨時就労事業を終えて

佐野章二さん (ビッグイシュー日本)

ホームレスの仕事づくり—ビッグイシュー日本から

高橋英夫さん (NPO 法人グローバルヒューマン)

ホームレス社会復帰の為の就労支援策・雇用の創出と他地域への波及効果

\*午前11時～12時 閉会式(まとめ)

## 研修会 自己紹介

高沢幸男(湘南ライフサポート・きずな・以下、高沢):

ただいまより研修会へ入らせていただきます。

自己紹介をしていただこうと思いますが、人数が多いので各団体1人程度でお願いするということで、よろしくお願いします。では北からお願いします。

奥田知志・(ホームレス支援ネット代表世話人 北九州ホームレス支援機構・以下、奥田):

すみません、先ほどの名簿に福岡おにぎりの会の名前が抜けていたので追加お願いします。そして今回45団体が所属団体、参加が28団体、委任状が4つということでしたので、31団体ということで総会が成立しましたということです。

高沢:

今日の研修会の部分は、日本財団から助成金をいただいて行っています。そういうわけで今日の全国レベルの研修会が無事成立したということを紹介したいと思います。では北から。

### 【北海道・東北】

中西 将人(北海道の労働と福祉を考える会):

はじめまして、北海道の労働と福祉を考える会の中西です。当会は主に大学生を中心にしながら社会人の方と協力しながら行っている団体で、僕は北大の院生なのですが、北大以外にもさまざまな団体と一緒に活動しています。具体的な活動としては夜回りを第1、第3、第5土曜日にやっております、あとは炊き出しを市や地方自治体とサポート組織体と協力しながら行っています。また生活保護に関する同伴も行っております。炊き出しは市との共催という形になっているのですが、基本的には年に6回程度ですね。市や地方自治体の都合もあるので、それによるのですが、大体年に6回くらいです。

今井誠二(NPO 法人仙台夜まわりグループ):

資料のほうに仙台の支援団体の名前がズラッと並んでおりますが、残念ながら仙台市でウチだけが参加しておりますけども、実際にはNPO 法人だけでも、ここにあるだけで4つ、個人事業の社会福祉事業が1つ、加えてカトリックの団体も支援活動を行っておりますので6ないし7団体が仙台では活動を行っております。ですので、お互いの活動がバッティングしないように夜回りや炊き出しのシフトを組みまして、毎週末には必ず暖かい物が腹いっぱい食べられるように、毎週水曜日はバッティングしないように夜回りをやるということを行っております。夜回り活動については後ほど紹介させていただきます。今井でした。

寺尾知香子(NPO 法人ホームレス支援ネットにいがた):

NPO 法人ホームレス支援ネットにいがたの寺尾です、よろしく申し上げます。

新潟市内には3つ支援団体があります。1つはNPO 友の会ということで、こちらはどちらかというと炊き出し、それから医療の支給等をけっこう得意としてやっております、私どもはアパート経営やパソコン教室、就労支援を中心としてやっております。もう1つはあずきの家というところで住宅提供専門のところでも新潟市3団体でがんばっております。

### 【関東】

副田 一朗(市川ガンバの会):

千葉県の市川にあります市川ガンバの会と申します。私の活動は、大体11年くらい経過しまして、行政側が「千葉県の中で唯一の」と言いますが、他にもNPO 法人で宿所提供を行っている団体はあるわけですが。市川市はおよそ47万人で、路上生活者はだいたい190人程度おりますが、そのなかで市川市は自立支援計画の見直しを始めました。私もその委員になっておりますが、今は小規模ではありますがずいぶん早い、良い見直しができればと思います。このあと発表しますが、ガンバの会は居宅の後のアフターフォローを、私たちは「生きがい支援」と名づけながら事業を展開しております。しかし、そちらのほうもかなり四苦八苦して、保証人提供を含めて居宅者も100人越えておりますので、その人たちのいろんな部分、なかなか苦労しているとい

うのが現状です。そこにいろんなヒントを欲しいというのが私たちのお願いであります。農園とかサロンとか、アパートに入れた後のアフターフォローをやっております。よろしくをお願いします。

チャールズ マクジルトン(NPO法人 Second Harvest Japan) :

今までみんながフードバンク何々と誤解していますが実際 4 年前に名前を変えました。以前は特定非営利活動法人フードバンクジャパンとかだったのですが、今はセカンドハーベストジャパン。毎週土曜日に炊き出しをやり、同時に名古屋、関西、九州も食べ物を送ります。もしそこにいなくても食べ物が必要であれば是非私と相談してください。私は無償で送ります、お金全然欲しくない。よろしくお願いたします。

笠井 和明(新宿ホームレス支援機構) :

新宿連絡会、今日は池袋連絡会の方も一緒に車で参加しております。東京の場合は活動内容が路上なんでも屋ということで、なんでもやっております。なかなか効果というものは上がらないですけど、東京都の〇〇が先行して、見直しを含めてやって、それが自立支援事業の再構築という形でいまんやかんややっておって、再構築を再構築とかわけのわからないスローガンで、「仲間から何をやっているんだ」という毎日でございます。大きなところですけどもいろんな活動団体があって、それぞれが協力したり反発しあったりしながらなんとかやっているとこのところ。よろしくお願いたします。

太田(池袋連絡会) :

池袋連絡会の太田です。笠井さんにいろいろ教えてもらったり、ご協力してもらったりして池袋で活動しています。よろしくお願いたします。

宮 政治(文京緑化事業所所長/NPO ワーカーズホープ) :

NPO ワーカーズホープの宮と申します。文京緑化事業所の所長をやっております。ウチの団体は出資金を元に地元おこしをやっていこうということで、現在元ホームレスの方が 11 人、ウチの事業所で働いております。雇用創出の一面を担っているかなと思っています。以上です。

小林 英夫(ふるさとの会) :

ふるさとの会の小林です。今日皆さんと共通の課題として挙げられるのは、支援するに当たってのお金というのが挙げられると思います。ウチの団体が委託という形でアフターフォロー、路上からアパートに入れるというのが東京都の施策だったので、これは 2 年で契約が決まっています。2 年間は委託金が出て支援は出来ても、2 年後委託金が出なくなった後支援はどうするのか、お金が出ないから支援はしませんよっというわけにはいかないの、そういった意味でどう起業していくかを考えて日々やっています。そういったところでみんな企画を出して、支援していく上で、資金面に安定した形で継続的な話し合いが出来たらいいなと思っています。

小川卓也さん(NPO 法人エスエスエス)が今席をはずしています。

油井 和徳(山友会) :

東京の山谷地域で無料診療所をやっています、山友会の油井と申します。同じ地域で活動しているふるさとの会さん等はだいぶな規模で委託を貰いながらやっているんですけども、そんな中で私たちは資金面で小規模な活動になっています。しかし、大規模でやっているふるさとの会さんの出来ないことという形で活動を続けさせていただければなと思っています。よろしくおねがいます。

川辺 克郎(湘南ライフサポートきずな) :

神奈川から来ました、湘南ライフサポート・きずなの川辺と申します。この高沢も司会の荒木もウチのメンバーなのですが、私どもは神奈川県で 3 つくらいの事業をやっています。1 つは無料低額宿泊所。今 36 人定員が 1 棟と 15 名が 1 棟。両方とも茅ヶ崎市で行っています。それから神奈川県との共同事業で総合相談所およびシェルター事業というのをやっています、そちらのほうでは野宿をされてる方、野宿になりそうな方の総合相談、生活や福祉相談を含めて、それと同時にシェルターで安定した居所に繋ぐような形、最近女性の方や家族の方も増えているような状況です。あとは神奈川県からの委託事業で無料相談事業というのをここ

何年間か受けています。これは司法書士さんと組んで、法律問題や福祉問題について無料で相談会を県下の各地で年 6 回くらい行っています。去年委託で受けた事業としては住宅支援事業といってアパートを支援する時のお手伝いをする事業を行いました。それ以前には実態調査や就労支援事業を神奈川県から委託で受けています。共同事業のほうは負担金ということで5年間は上限1千万円出るような事業なのですが、5年以降どう続けるかを今模索しているということです。

林 真人(平塚パトロール):

平塚パトロールから個人的に来ました、林と申します。2001年から平塚パトロールは茅ヶ崎市の横のほうの神奈川県の真ん中あたりの海辺の街なのですが、ホームレスの数的には一時120人を超えていました。今は100名前後に落ち着いている段階です。最初、市は何もやっていなくて、メニューも何も無かったのですが、まず路上からの自由診療が可能になるような形で、そういう診療所と連携をとってやっています。神奈川の医療生協と連携をとってやっています。市に対して野宿者へ居宅保護の適正な実施というのを強く求めて、一時居宅保護を含めて前向きに進んだのですが、担当者が変わって3,4年前から相当厳しくなっています。以前は路上即アパート保護という形があったのですが、現在は無料低額施設を使った形での路上からの生活保護の実施を中心にやっている状態です。非常に弱小団体で全国組織にかかわる資金も出せないような団体ですが、今後ともよろしく願います。

北本 明子(NPO 法人野宿者支援ネットワーク横須賀夜回りの会):

湘南ライフサポートのメンバーとして来たのですが、普段パトロールは横須賀のほうを回っております。月3回のパトロールと、シャワーの会といって食事とシャワーを浴びれる会と、2年前にNPO法人として立ち上げて、今横須賀市と巡回相談の契約を取れるかというところに来ています。去年色々あってシェルター事業が飛んでしまった経緯があり、巡回相談の方もきちんと契約が取れるかどうかのところですが、当事者の側に立ってきちんとやっていきたいと思います。

KSSサポート(NPO 法人神奈川消費生活者信用サポート)が遅れて参加の予定です。

## 【中部】

松本 普(NPO ささしま共生会):

名古屋のささしま共生会です。活動は皆さんと同じように炊き出しから夜回りをやっています。炊き出しに関しては毎日どこかの公園で、どこかの団体がやっています。なるべく仲間同士の交流を深めようと、皆が力を合わせてやれるためのプログラムを、花見であるとか、明日はソフトボール大会をやります。明日は東京と大阪から仲間が駆けつけてくれるということで、これは毎年やっていますけども、団結野球大会ということです。7月には全国交流会を名古屋でやります。全国から200名を超す仲間が来ますので、今ホストとして準備をしています。現在名古屋では襲撃事件が多発しています。休み時ということで張り込みをやったり、これについては仲間と笛を持ったり、大きな声で叫ぶとか或いはカメラを持っていくとか、具体的には教育委員会や公園管理の自治体に対しても抗議の申し入れをしています、話し合いも要求している、こんなところです。

志賀 文哉(富山困民丸):

富山困民丸に2月くらいから参加しているので、団体の活動を把握しているような立場ではないんですけど、一応これまでの活動としましては、個人が民家を借りて7人が住めるようにスペースをつくり、そこを利用しながら生活保護を受けるということで、現在7人のうち4人の方が〇〇〇。その結果がGW明けに出るということで、明日の打ち合わせということが富山でありますので今日のみ参加ということで残念なんですけども。それでほかには月1回の炊き出しということも行っていて、それと今回生活保護が基本的に居宅というかアパートなどの目途が立っているケースではほぼ通りそうだということでアフターフォローをどうするかということを中心に今回勉強させていただきたいなと思っています。よろしく願います。

## 【関西】

高橋 尚子(NPO 法人グローバルヒューマン):

NPO 法人グローバルヒューマンの高橋尚子です。拠点は京都なのですが、京都、滋賀、岡山、福井で支援を展開しています。ウチのスタッフには30年のキャリアを持つケースワーカーがおりまして、正しい生活保護



行政に基づいた生活保護という活動に力を入れています。明日のセッションで就労支援と雇用の創出というところで発題させていただきますが、今事業のほうでも力を入れています。私は主に京都と大津の自立支援住宅のほうで行っております。ご協力お願いします。

若井 宏明 (京都市中央保護所):

京都市中央保護所に勤めています。ボランティア活動でグローバルヒューマンに所属しているんですけど、京都の状況を少しだけ報告させていただきます。大阪はホームレスの数も多く、活動も活発なんですけども、京都は土地柄奥ゆかしいとかおとなしい都市ですけど、当事者団体が活動しているというのが大きな特徴です。出来たら今日も来られたら良いと思うんですけど、なかなか京都から大阪に来られない。何かと言えば交通費がないと、当事者の人はそういう状況で。京都の中ではいろいろと支援団体と活動や話し合いなどいろいろしているんですけど、当事者団体は希望の会という団体を作って支援団体と同じように炊き出しとかをやっています。ほかに特徴的なのは農業とか味噌の販売とかをこの方はやっておられて、100万円ほどお金が溜まったということで、それを元手にリサイクルショップをしようということで事業を当事者の人がやり始めているということなんですけど、それらの活動も当事者自身が報告してもらわないと傍から見ている僕らが言ってももうひとつ実感がなくて、そういう活動をしているという報告をして京都の報告に変えたいと思います。

道本 (NPO法人和歌山ホームレス支援機構):

和歌山ホームレス支援機構の道本です。去年の7月13日にNPO法人として立ち上げました。和歌山市が提供してくれた市営住宅2戸のうち1戸に去年の11月に1人入居、12月に1人入居いただきました。最初の方は4月で半年になりましたので出まして、その後に別の人に入ってもらいました。和歌山市の協力でかなり良い方向へ向かっていると思います。毎週水曜日、おにぎりを配ったり、冬は携帯カイロを配ったり、夏は蚊取り線香を配ったり、その都度夜回り日記というものをつけております。1回で2ページになりますが、この間めでたく1000ページに達しました。10年を超えたということですね。1000ページを1万円ということで先程中山先生に押し売りいたしました。今日と明日に限りまして資料としてお使いになる方に関しては送料無料でお金1万円にさせていただきますのでよろしくお願いします。

渡邊 充春 (歯科保健研究会):

歯科保健研究会の渡邊と申します。お手元のほうに追加資料をお配りしましたので、そこに歯科保健研究会の概略については書いております。野宿者支援の団体だけではなくて、障害者や高齢者の問題などについても歯科の諸課題について取り組んでいる団体です。野宿者支援については有名な黒田先生たちのホームレスの医療ニーズと医療システムについての研究の第2年目に社会医療センターでの口腔保健で参加させて以降、ホームレスの方々の口内問題について、お口の中から健康を回復して野宿からの脱却の1つの契機を作っていた。そして就労の際の前歯が無いということに関して、入れ歯を作ることによって面接をクリアしていただきたいということに一步でも近づくとということで歯科の健康支援という形で続けてきました。ご覧のように昨年の活動内容を一覧として挙げています。京都から徳島までお邪魔させていただいて、年間150名近くの方の相談を受けています。現在は行政的にも厳しいので治療をやりながらの相談になっております。この連休明けに正式に新宿連絡会の医療班のほうから皆さんへアンケートが届きます。歯科医療に関しては非常に課題が付いているということで、壁を打ち破りたいということで全国の支援団体の方がどのような形で歯科医療の援助をされているのか、ぶつかっているのかをお聞きしたいということで、アンケートを郵送しますのでご協力お願いいたします。厚生省は医療単給を出さないといいましたけど、このアンケートを基礎に打ち破っていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

矢島 祥子 (黒川診療所):

黒川診療所の矢島と申します。大阪で医療活動を積極的に活動している黒川先生のところで仕事させていただいています。今日はよろしく願いいたします。

要 宏輝 (元連合大阪):

初めて参加させていただきました。実は私野宿生活者支援法の基本法のドラフトを作った本人でございます。非常に落ち込んで。当時は皆さん方支援団体の中で評価あいてってとかんじで議論があったというふう聞いております。今日の総会の議案書等を見させていただいて、それなりの評価も定まってきたというこ

とでほっとしております。所属は連合大阪でして、「連合が何でホームレスに取り組むんだ」といろいろ言われましたけども、とりあえず定年を迎えて、なんでも相談、釜ヶ崎支援機構の応援団をやっております、そのこともあって今日参加させていただきました。非常に心強い感じで参加しておられて、非常に心強く聞いておりました。

笠間(釜ヶ崎講座)：

こんにちは。お手元にA3のビラを配らせてもらいました。この中で釜ヶ崎講座の趣旨が紹介されています。「私たちはあなたと釜ヶ崎を結びます」ということで、今の釜ヶ崎のホームレスを中心とした野宿からの脱却への諸活動、釜ヶ崎全体のまちづくりということで関西一円の人を釜ヶ崎と結び付けていくという活動を主眼にして活動しています。年に2回のシンポジウムということでこの場に参りました。渡邊さんを始めとして釜ヶ崎支援機構の福祉部門の方とか島先生とかさまざまの方の支援、ご協力をいただきまして釜ヶ崎の実状を一人ひとりの方々に紹介していくという地道な活動をこれからもしていきたいと思っております。釜ヶ崎講座ということで現地ツアーということで釜ヶ崎現地の夏祭り、署名などのお手伝い、そして会員の方をツアーということで現地を回って実状を見ていただくことなどを毎年やっています。今日はよろしくお願ひします。

坂口(自立支援センターおおよど)：

大阪には旧来の自立支援センターが3ヶ所ありまして、おおよど、よどがわ、自彊館さんの西成。新しいところでは、此花区舞洲に出来ました、舞洲1、舞洲2とありまして計5ヶ所あります。舞洲1に関しましてはアセスメントセンターの役割も果たしていきまして、入られた方の振り分けを今しています。社会福祉法人みおつくし福祉会が大阪市からの委託事業としてやっており、活動的には就労自立となっておりますが、あまりフットワークが軽いことは出来てきません。同じ事業費があつて、決められた中という足枷があつてやっております。こういう全国的な集まりになると各地のみなさんが限られた資源や人でもいろんな活動を活発的にされて、強い気持ちを持たれているのにお大変敬意を持っております。そういうみなさんの気持ちを少しでも現場に持って帰って明日からの活動に活かしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

岡本 友晴(更生施設大淀寮)：

大阪市内には更生施設が3ヶ所ありまして、市立一時保護所の相談所というところと、さきほど自立支援センターのほうから説明されましたけど、社会福祉法人のみおつくし福祉会が委託をうけてやっている大阪市の淀川寮という2ヶ所ございます。そういうところでちょっとみなさんとは仕事内容が違うかもしれませんが、釜ヶ崎を中心とした生活困難を抱えた方の支援を公的な施設という立場から行っております。よろしくお願ひします。

白波瀬 達也(西成市民館職員)：

西成市民館といつてこのすぐ近くにあるのですが、そちらで職員をしております。西成市民館は施設としては非常に古くて1960年代の中ごろに出来たんですが、約40年間大阪市の管理でやっておりました。しかし昨年の4月から指定管理者制度として民間委託という形で社会福祉法人の石井記念愛染園というところが委託して事業を運営するようになりました。そういう意味では新しい職場でありまして、機能としましては場所貸しや、会議室や大きいホールのようなものをお貸しするというような役割と相談事業もやっております。なんでもやる職場でホームレスの相談から居宅生活になった人の相談まで、そういう相談をいろんな関係機関に振り分けて解決を図るとそういう仕事をしています。今回は他地域から来られてそれぞれの実践の話をされるということで、西成が抱えている問題を他地域ではどうやって解決しているかを勉強させていただきたいと思ひます。

尾松 郷子(NPO 釜ヶ崎支援機構)：

うちは相談部門ですが、皆さんの地域とだいぶ違うのは相談者の数がアホほど多いということです。地域の相談で、スタッフ3人プラス非常勤の私で年間600人くらい。延べの相談者の数は1万人くらいととても捌ける数じゃないと。なおかつ最近の傾向としては知的障害の方やアルコールの問題の方や若年者の数も増えてきて問題が複雑化してきているところなんです。なおかつ出口もないし、使える社会資源もないしで困って、毎日困って生活を支援ができないなという状態です。今日は他地域の方も来ているので勉強させていただきたいと思ひます。

堀 正裕(大阪府社会福祉5課):

内部の事情を言いますと、大阪府の人事異動というのは全く部門とかは関係なく、私もこの仕事もまだ2年ちょっとでございます。ですので、全く予備知識がなかったんですが、その中で去年の総会から首をつっこまさせていただきます、毎日必死になって勉強している状態です。まだ勉強中とかかんじです。大阪府がどういう活動をしているかと言うと大阪市とそれ以外の府域が我々の担当という感じなのですが、社会福祉法人に委託して巡回相談事業を全域でカバーしております。その中で医療相談とか法律相談とかも入れてやっております。私の仕事というのはその予算を確保してバックアップするというような仕事なのですが、話は飛びますが我々がやっている巡回の中身と、研修会での皆さんの状況を聞いてると地方によってぜんぜん状況が違うんだと。これはこちらの話をお聞かせいただいてもそうですが、去年韓国で行政の方とお話しする機会があったんですが、行政同士だとある程度、制度なんかは共通の基盤がありますから、共通認識を持って話を出来るかと思ったら全然状況が違って。例えば無料低額の宿泊施設や救護施設とかについても我々の施策と韓国の事業については違います。一概にどれが良い悪いとは言えないんですけど、我々もその辺にアンテナを張っているいろんな違いや、その中から大阪としてどういう風な形でやっていけるのかと言うと非常に前向きな話に聞こえるんですけど、知事が変わって、内部的にはいろいろドタバタの状態です。本来ですと、国の基本方針を見て大阪府の自治計画の見直しという風に取り組んでいかないとはいけないんですけど、実際は目の前の課題をこなすのが精一杯という現状がありまして。よろしくお祈りいたします。

狭間 妙里(NPO 法人バリアフリーサービスつばさ):

釜ヶ崎地域に集中する高齢者介護に取り組んでいる団体です。活動の目的のひとつは介護保険制度を活用して就労の場を作り出すことで設立5年目になりますけれども、元ホームレスの方の就労に関しては現状4名就労できているという現実には過ぎません。6年かかって4名。「何をしているんや」という感じですけども、ここ釜ヶ崎は医療、福祉の問題よりも解決できないことがたくさんありまして、日々やりきれない思いを抱えまして走り回っているのが現状です。皆様のご助言よろしくお祈りいたします。

川浪 剛(NPO 法人オイコス堺):

今年の1月から堺市に新築のマンションを建てまして、19室のうちの10室では、大阪府が作りました自立支援センター大泉から出てこられた方を受け入れて、その人たちの生活をサポートするところなんですけど、なかなかたいへんな状況にありまして、今日来ていただいた皆様のお話から何か学ぼうと思っています。

織田 隆之(全国行脚の会、救護施設今池平和寮):

今日は後のほうで全国行脚の会で司会をしますが、救護施設とは別の釜ヶ崎再生フォーラムで全国の皆様とお知り合いにならせていただいて、そしていろんなことをお手伝いさせていただきながら、日々業務に励んでおります。よろしくお祈りいたします。

中山 徹(全国行脚の会、大阪府立大学):

本業は大阪府立大学で教員をしています。大阪市立と府が分担しておったものですから、先ほど話された堀さんの後ろのほうで応援団として働いております。

水内 俊雄(全国行脚の会、大阪市立大学):

虹の連合の全国ホームレス調査と西成区の生活保護調査のリーフレットを5部ずつ持ってきていますので、必要な方は受付までお申し付けください。

木谷 公士郎(兵庫県司法書士会/NPO 神戸の冬を支える会/カトリック社会活動神戸センター):

個人で参加しております。週3回炊き出しを行っております、あとは生活相談に当たっております。やはり居宅生活以降後の生活支援というのは非常に大きな課題ではないかなと。神戸では早くから生活保護を活用した支援ということに取り組んでいますけど、見えてきているもの、見えてきないものがありますので今日明日の研修会で勉強させていただきたいと思っております。最近生活保護問題に関する全国会議の事務局もやらせていただいております、厚生労働省は世論に押されて、来年に向けて生活保護制度の切り下げをめぐ

んでいますし、通院、移送費を6月30日までに一律カットすることをもくろんでおります。これに関する全国的な反対運動というの呼びかけておりますので皆様のご協力をお待ちしています。長々と失礼しました。

高沢:

姫路からは残念ながら欠席ということです。

欠席のため代理(生活支援グループふーらんか):

釜ヶ崎地域内における作業スペースを中心にしながら、主に野宿者生活の仲間に対し、仕事作りを支援するために作った支援グループです。この8月で2年になりますが、もう少し本腰を入れて取り組むため法人化の手続きを進めています。継続して主に就労支援分野を取り組んでいきます。また福祉介護方面の就労にも力を入れていきたいと思っております。というメッセージが届いております。

## 【四国・中国】

森本 初代(新しい自立化支援塾):

徳島から事務局の宮本と二人でお邪魔しています。徳島の特徴と課題は前回お話したとおりで、就労支援については明日お話していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

飯田 葉子(オープンハンドまつやま):

今日はよろしくお願いいたします。

鈴木 實(岡山野宿生活者を支える会):

報告を頼まれて、旅費が出たので来ましたが、零細活動団体です、5年目が過ぎました。週1回の炊き出しが精一杯プラス相談を受けているというものです。全国ネットに入りまして1万円の会費を早速払ったのですが、利用しない方はないということで、たくさん情報を得て本当に助かっています。おかげでネットワークの力が出てきて、自立支援センター、大淀さんの話にもありましたが、早速何人か送っています。今日実は何人か来られているんですよ。大阪に来たら是非共に時間を過ごそうということで、その都度お互いに話し合っただけ支えあっているんですけど、そういう成果が出ている神戸とか大阪に僕たちはおんぶされて、地域の都市で頑張っているということです。後は報告で。ありがとうございます。

## 【九州・沖縄】

山田 耕司(NPO北九州ホームレス支援機構):

北九州は独自の事業としては、夏場は週に1回の炊き出し、冬場は一緒なんですけど、自立支援住宅と自立支援住宅の退去者および高齢者の方を中心とした八幡のサポート。サポートのほうは後で佐藤のほうから説明があると思いますが、市との共同事業としては自立支援センターの巡回相談と生活相談の委託事業。それとセンター退去者のサポート事業を主にやっています。抱撲館という独自の自立支援住宅に近いような無料定泊施設も運営しております。センターのほうは2004年の10月から開所してもうじき4年なんですけど、延べ400人の方が入所されたということになっています。センターのほうは就労率が7割ということで全国平均より高いと評価していただいているんですけど、近年は障害者の方に比率というのが増えたというか、手帳を取る方が増えたといえます。障害者の数が極端に増えたというよりは職員のスキルが上がって障害者が見えてきたということで、今後就労自立というのは非常に難しいだろうと思っています。福祉的な自立のほうを探っていきたいと思っています。また直近の課題としては路上生保が認められるようになったわけなんですけども、保護をもらったが行き先がないという方の行き先を探さないといけないということと、巡回の現場でやっていて今後不安なんですけど、お金をもらったが安定した居宅につながらない人。要するに使ってしまうという人が今後増えてくるんじゃないかというか一定数はどうしても出てくるので、それに対する行政や市民の反感というか反動が非常に怖いと思っています。その辺に関してほかの地区の方からのご意見を聞きたいなと思っています。

代理発表 奥田 知志(日本バプテスト教会ホームレス委員会):

全国で350くらいの教会がありますけども、その連合でありましてホームレス支援をやっている教会が全国で20ヶ所ほどあります。その連絡会を作っています。

近藤 浩久さん(NPO 法人福岡おにぎりの会) :

福岡市内で現在 9 コースに分かれて 500 名前後なんですけど、炊き出し夜回りを中心に活動しています。それ以外では各種相談、居宅設定、居宅申請関係とかそういった諸々のことを活動としています。どうぞよろしくをお願いします。

垣田 裕介(大分大学) :

大阪では中山先生の教え子ということで、大分では箱物施設のホームレス対策に特化した施策も全くない、私が今関わっているのは教会の週 1 回やっている炊き出し、それのみなんです。それで 2003 年から 2007 年の全国調査にかけてホームレスの方の数が 2.4 倍にも増えていると。何も施策がないところではこんなにも増えるものだと実感しつつ、今日はいろいろな活動をされている皆さんを参考にさせていただきたいと思ってやってきました。よろしくお願ひいたします。

堀之内 洋一(かごしまホームレス生活者支えあう会) :

後から生活保護をめぐる鹿児島の様子をご報告させていただくのですが、鹿児島は 7 月から空き缶条例が始まることになっていまして、空き缶条例に対する生活困窮者の影響の実態調査をやって、それを踏まえて対策を要求していきなり、対策していきなりしていくことを考えています。月 1 回医療相談が始まって、医者でやろうという方が出てきてそれは良いことで喜んでおります。あとはワーカーズコープの方と就労支援に取り組んでいまして、それが回を重ねるごとに着実に定着してきていて、それも力を入れていきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

氏名(社会福祉法人グリーンコープ) :

これは生協連合なんですけど、鹿児島から大阪ぐらいまで組合員がいて 35 万所帯くらいいると聞いていますけど、そこが作った社会福祉法人が福岡で自立支援の取り組みを始めるということで北九州のホームレス支援機構と今社福連携ということでやっています。NPO は NPO で頑張ると出来ないところを社会福祉法人との連携でやっていくということで、社福連携で今度 NPO グリーンコープと福岡市内に 32 室の元会社の寮を借り上げてやるということにしています。さらに九州地区は鹿児島から福岡まで支援団体が何団体もあるんですけど、10 団体くらいで九州連合というのを作ってまして、ヤクザじゃないんですけどホームレス支援団体九州連合会というのを作ってまして、九州地区で活動している団体でさまざまな活動をしています。

山内 昌良(プロミスキーパーズ) :

沖縄から来ました、プロミスキーパーズとありますけど、まだ団体のほうではありません。私は牧師をしながら教会を挙げてホームレスの方々の自立支援をしています。ホームを持っていまして、いま 61 名の方を無料宿泊させていますけども、大きなところでは私たちは就労自立ということに最大限の力を入れておりまして生活保護の兼ね合いで、非常に悩んでいるのがありまして、先ほど北九州の山田さんから報告がありましたけど、生活保護を適用させた方がこれまでに 2 人亡くなったんですね。これはアルコール中毒で一切仕事をしない、私たちにも耳を貸さないということで、今年もう 1 人の方が公園で死んでしまいました。それで生活保護について非常に悩みがありまして、今回それで議論ができたかなと思っています。よろしくお願ひいたします。

## 研修会(1) 生活保護制度の活用－各地の事例発表と他地区での適用可能性について

司会: 荒木 久美子さん (NPO 法人湘南ライフサポート・きずな)

荒木:

まず私の自己紹介から。平成 18 年から神奈川県との共働事業できずな相談室と兼シェルターの運営をさせていただいています。現場の常勤スタッフが私 1 人なもので相談員もさせてもらっています。

2007 年度、08 年度で合わせて相談に来られた方は 261 名で、その中から 100 名くらいの方がアパートからシェルターに入られました。そのうち 95%くらいの方が生活保護を活用してアパートに出られたということで、今回の生活保護の活用というのは私たちにとっても非常に切実な問題というか、身近な問題です。

湘南を中心に活動しているのですが、全く施策がない中で生活保護の活用というのは非常に重要なことだと思っています。今回の研修会の目的は実務的な情報の交換、そして明日からの活動に生かせるということ、あとは他地区での適用可能性というかなり実践的な内容になっておりますので、発題者の方に多くに話してもらおうと共に、会場からもいろんなご意見を聞かせていただけたらと思いますのでよろしくおねがいします。

ではまず NPO 法人市川ガンバの会の副田さんよろしくお願ひします。

### 1. 副田 一朝さん (NPO 法人市川ガンバの会)

副田:

私たちの会は 5 年前に NPO 法人を取ったのですが、その前から福祉事務所、特に当時の所長さんがおられるのですが、その繋がりでも生活保護をかなり利用させてもらってきた経緯があります。この所長さんは福祉施設で 20 年、生活保護法も精通しておられる方で、「やる分にはどんどんやってやるよ」という所長さんだったのでよかったのですが、その後所長が変わりまして厳しくなったり、いろんな事情があります。今はその元所長さんをウチの理事に取り込んでおまして、福祉事務所に行くと、ちらちらとじいさんの顔を見せると。そういうことで福祉事務所と仲良くやっておる次第であります。

レジュメを渡しておりますが、私たちのところでは路上から生活保護の申請というのは実例的には 2 例しかありません。私たちは市川市のほうから委託事業を、巡回事業相談とか市川市が自立支援住宅を事業として展開しておりますが、そこに入る人間を推薦したりとか、あるいはその住宅に入居中の相談事業を受けたりとか、そういう部分があつてなかなか心情的に路上から申請しづらいということがありまして、市川市のほうは住宅申請すれば良いじゃないという感じで、それがなかなか進まないという現状があります。

ただ公には、これは 3 年ほど前になりますが、市川市が正式に回答したものを厚生労働省の課長および係長の通達として、「居宅生活が可能かどうかを見なさい」という通達があります。「住宅に入れたのは良いけどほんとに居宅生活が出来るかどうか、そのためにはいったん施設に入ってもらって、そこで見極めてからだ」という風に路上からの申請を認めない。いったん中間施設に行きなさいという言い方をしている、これが正式な回答でありました。それを乗り越えて 2 例はこうした事例があるのですが、そういう実態であります。

路上における路上生活者は主には医療扶助の部分、急迫保護という部分しか受けられないであります、市川市の場合は福祉事務所に行くとも医療保険証でほぼ 100%出してくれます。医療保険証で行くくらいですからどこが急迫かと思うんですが、歩いていくわけですから。そして、そこで交渉します。そういう事情がありますけれども医療保険証を出し、最近では継続的な医療。これはほぼ医者意見によるんですけど、医者にもう 1 回来

なさいと継続的に医療保険証。これは1回の医療保険証の連続、繰り返しということになるんですが、実態的には継続医療が受けれるようにはなっています。ただまだまだ弱い部分があって、例えば高血圧の人はなかなかかかりにくいとかそういう現状は否めません。

先ほど歯科の話があったんですが、歯医者さんのケースも市川市はあります。歯が悪かったら仕事が出来ない、食べることが出来ない、命の問題とか言っておりまして、当時はそういう論調で歯科も認めてもらいました。

路上生活者は正直その程度のものでありまして、実際路上生活から脱するために生活扶助、住宅扶助を受けていくのが2番に書いております。私たち居宅に結びつけたのは現在のところ15人くらいです。10年かかかって150人ですから、本当に遅々とした歩みではあるわけですが、その中で生活保護申請に結びつけたのが141例。他のものは住宅は確保しましたと、あとは自分でどっかで働いていたので直接的には生活保護に結びついたという場合もあります。

医療保護の急迫保護で入院したケース、退院する時はなんの説明もされずに路上に戻るといった形がほとんどだったわけですね。しかし私たちは議員さんを巻き込みながら法的に、生活保護的におかしいんじゃないかと。本人の希望があり、住むべき場所が無ければ住宅扶助をすべきだと申ししてきました。昨今は退院時に住宅扶助を受けるといったケースがかなり増えて今では32にまで増えたという状況があります。それからあとは自立支援住宅を用いています、私たちの会が運営している事業として運営しているものがあります。市川市のほうは住宅費に関しては県と市が折半でやる家賃などを不動産から借り上げて運営して生活保護の部分は生活扶助の部分だけということになります。

私たちの会はそうではありません。住宅費も私たちの入居した人に住宅の扶助費が出るというそういう事情があります。3ヶ月が原則ですが、その時点で転居を認めるということで新しい住宅に入居するということがあります。それからEの部分、相談受付で家はあるんだけど生活困窮になったというケースが舞い込んできまして、福祉事務所に行ったけど全然だめだったというケース。私たちがどうやって生活保護を申請できたというケースであります。そういう住宅扶助と生活扶助の実例が私たちの会のケースであります。

2番は申請を始めた、扶助を始めたのはこういう年代ですということです。

3番は1点目は病院から。これはかなり病院と連携をとって、路上生活から入院してきましたとかそういうケースを連絡いただくと、そこに駆けつけながら生活保護に結び付けていくということでもあります。ただ市川市はこういう現実ですが、千葉県全体を見回すと、この間船橋市から相談があって、生活支援課、いわゆる福祉事務所ですがその担当者は生活保護の適応は全て2種施設に入ってくださいという回答をいただきました。路上からの申請を全く認めないというのが中核都市の船橋市の回答でした。千葉市のほうは二種の施設が中心であります、路上保護の路上申請の実態も何例かあります。ただ、千葉の場合は総じて2種の施設に入ってくださいという市町村がほとんどと言って過言ではありません。しかし中間施設からどのように出て行くんだろうかっていう問題性が私にはあるように思えてなりません。

その他の主な扶助ですが、いろんな人がいて、トイレをてんこ盛りにして流れなくしてしまう人もいて、そういう時に生活保護法の中の住宅維持費で出してもらったり、これが3例あります。それから手帳を持っているわけではないが、障害をもっている人の入浴の手すりとかを出していただいたりというようなケースもあります。それから生活扶助の中では家具什器費。これは市川市の私の関わっているケースの全部特別基準。ちなみに市川市はテレビなんでも買っちゃうという、それを言っております。自立支援住宅から転居の時にまた使ってしまうのです。2回目はさすがに特別基準は使いませんが、つまり転居した先のガスレンジがプロパンであったり等で違っているケース。電球やカーテンだったり、またそこで家具什器費を使ったりします。私たちの会は主に家電類に集中しておりまして、鍋釜とかそういうものは今安いものがありますから、「自分の生活費を貯めて買いましょう」とかでそんな利用をしているのでほとんどの家電が揃ってしまう。

生業扶助はなかなか使い勝手がなくて、今までに2例。自動車学校が30万円かかりますが、2例出してい

ただいています。もちろん使い勝手が悪いって言うのは、免許取ってきたらどこかで雇うっていうのが無いといけないうですね。それはいろんな雇ってくれる団体と交渉しながら、免許取らせて欲しいと。もちろん取ったあとに生活保護が切れていくということを福祉事務所は求めていくわけですが、今までに 2 例だけですが出しています。

葬祭扶助のほうは私たちの会のほうが、執行者として葬儀を行う場合があるわけですが、そういうケースの元葬儀社との協力の下上限 19 万 9 千円出させていただいて葬儀を行います。葬儀社もかなり協力させていただいて火葬に至るまでやってくれるところを掴んでそんな葬祭扶助を、葬儀のほうでも受けているという実態があります。

昨今は火災保険法も改正があって額の範囲内であれば火災保険料、あるいは保証外の保証金なども大丈夫ですということで、今までは自腹でありましたけど 4 月から、それぞれに適応していただいている次第であります。

4 番は読んでください、トラブル事例なんで。

私は今日の全国でみなさんに考えていただきたいのは 5 番の提言の部分なんですけど、市川でも刑務所から出所してきて帰る場所が無くてやむを得ず路上にという方がかなりおられるんです。つい先日も出てこられたばかりでお金も無くなって、菓子パン 3 個盗んで、派出所から電話が掛かってきたんです。前科があるからやばいのですが、菓子パン 3 個ということで無罪放免にもらったわけでありまして。しかし生活保護では当該刑務所を所在地として生活保護制度を図れるよう、そういう実際例が書いてあるわけですね。これほどまで生活保護が実際にかけられているのだろうか、こんなに居場所が無くて路上に戻ってくる方を今市川で目の当たりにしているわけでありまして。

私はそういう意味ではガンバの会をやっていますが、関連者で今刑務所に入っているのが 3 人いまして、手紙のやり取りをしています。とはいえ、彼らが出てきたらどうしようか。市川に戻りますと手紙には書いてくるんです。このときに生活保護を適応していただいて、移管先に市川で生活したいんだという移管を求めていく。ただ何らかの障害を負っている方もおられまして、そういうことを本人がなかなかいえないと思うんですね。私は法務省が相手になるんだと思うんですが、こういう生活保護を刑務所出る時にちゃんと適応してほしいという要望を是非出して欲しいと思っている次第であります。

もう 1 つは精神疾患のことも書いておりますが、これは福祉事務所長の権限において、措置入院という言葉は厳しいけど、そういう精神疾患を抱えた方が路上にかなり居られるという現実の中で措置入院を図られて、なんとか路上を脱していく方法がないだろうかろうかという、これも是非皆さんで考えていただきたい、生活保護法という意味で考えていただきたいということを提言申し上げて報告に変えさせていただきます。

荒木：

ありがとうございました。フロアからの質問が無いので次に行きたいと思います。



## 【配布資料】市川 市川ガンバの会

### 生活保護制度の活用—事例発表

NPO 市川ガンバの会 副田一朗

#### 1. 路上における医療扶助の現状

- ①急迫状態において;「救急車利用」及び「福祉事務所で医療保険証発給」
- ②継続治療において;慢性疾患等による継続治療体制は十分ではないが、医者の意見等により最近是比较的、医療保険証の連続発給が行われるようになってきた。(歯科の適用もあり)

#### 2. 住宅扶助及び生活扶助の利用実績

##### ①市川市における生活保護申請 141 事例の分析:

A	路上から自費及び貸付金により住宅確保の上申請ケース	25 例	当会による住宅確保
B	医療保護入院の後、住宅扶助により住宅確保のケース	32 例	〃
C	ガンバの会自立支援住宅利用により、申請のケース	30 例	原則三ヶ月で転居、〃
D	市川市事業における自立支援住宅利用により申請のケース	47 例	原則三ヶ月で転居、〃
E	住宅生活時に生活困窮に陥り、申請のケース	5 例	
F	路上から申請を行ったケース	2 例	当会による住宅確保

##### ②申請時の年齢

30代	5	40代	17	50代	47	60代	54	70代	17	80代	1
-----	---	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	---

##### ③申請時の対応の変遷

- ・10年前には医療保護入院のケースにおいて、継続保護のケースがほとんどなかった(失踪扱い)  
⇒最近、継続保護のケースが増えている(病院との連携)
- ・10年前には稼働年齢層の生活保護申請が難しかった  
⇒最近、市川市の自立支援事業が始まったこともあり、申請年齢層の広がりがある
- ・しかし、未だに支援者同伴でないと申請すらできないケースもある／上記(e)ケース

##### ④千葉県の実情

- ・船橋市;生活保護利用は原則二種の施設による(生活支援課担当者談)
- ・千葉市;二種の施設以外に路上保護も数例  
\*市川市も含めて、総じて、二種施設利用が中心

##### ⑤自立支援住宅のシステム

- ・ガンバの会;住宅費及び生活費→生活保護による
- ・市川市;住宅費→市事業に対し県が補助(費用は折半)。生活費のみ生活保護

#### 3. その他の主な扶助利用

- ①住宅扶助;住宅維持費としてのトイレ修理費、障害者の入浴補助具費用
- ②生活扶助;臨時生活費として、家具什器費(ほとんど特別基準)・被服費(主に寝具代)
- ③生業扶助;これまで2例しかないが、自動車免許取得費
- ④葬祭扶助;当会が葬儀執行者として葬儀を行い、葬祭扶助を受ける(葬儀社の協力)

#### 4. 福祉事務所とのトラブル事例

- ①急迫入院時;入院期間が短期で面接もないまま、入院日用品費がもらえずにいたケース
- ②申請時;
  - ・過去の保護歴(急迫保護歴が多数など)が問い、自立困難の判断のもと申請を拒まれたケース
  - ・路上申請時に、厚労省係長通達「居宅生活ができる」と認められる者を根拠に施設を勧められ
  - ・申請時に稼働能力の不活用を理由に申請を受理しようとしていないケース
- ③保護決定に至るまで;
  - ・扶養照会文書を巡って、申請者の同意なく、本人の住所地を知らせたケースにおいて  
→逆に、家族などの住所地は尋ねても教えてくれない

- ・要否決定までの日数をめぐり;二週間経過しても何の連絡もなし。30日以上を要したケース
- ・申請後、所在地確認の訪問が一週間経ても行われず、保護決定が遅れてしまったケース

#### ④保護開始時;

- ・家具什器費をめぐって;特別基準か一般基準か? 購入品目をめぐってのトラブルも。
  - \* 自立支援住宅からの転居時に、入居時の適用額を持ち越す処遇をめぐって

#### ⑤保護費受給中;

- ・「自立」をめぐるトラブル;「保護」からの離脱のみを自立と捉える風潮がある現場(厚労省方針)
  - その人の持つ可能性を発見し、その能力にふさわしい状態で社会生活に適応を考える時の摩擦
- ・就労指導をめぐって
  - \* もっと稼げるはずだから、就労先を変えるよう迫られ、就労の現実を知らないとの憤り
  - \* ○月中に仕事を見つけるように、そうでなければ保護を打ち切るとの指導
    - 長期に渡り見つからぬ人に対し、ワーカーは発破をかけるつもりで発言→結果、本人は失踪
  - \* 年齢などの考慮もなく、画一的な就労指導を行なうワーカー
    - (事例①) 足を引き摺る62歳の被保護者に、病状を心配することもなく、就労指導のみ
    - (事例②) 非識字の人へ就労指導ばかりを行い、履歴書を書けずに悩み続ける被保護者
- ・生活指導をめぐって;派手なこと(結婚式参加など)を慎むように指導するワーカー
  - 個人の自由への行き過ぎた制限
- ・入院期間をめぐって
  - \* 入院日用品費では家計が圧迫するため扶助費支給が減らされないよう、早期退院者をめぐり
- ・返還金をめぐって
  - \* 年金一時金;説明が良くなされず、トラブルになったケース
  - \* 交通事故の賠償金をめぐって;慰謝料も返還が求められたが、本人はただの痛み損
- ◎増えるワーカーとのトラブル
  - ・要保護者の立場を理解し、より良き相談相手であるべきワーカー⇒金銭部分での指導が多い
  - ・画一的、形式的な指導を行うワーカー

## 5. 提言

### ①路上の現実から

- ・刑務所からの出所者の増加;実施要項の実際例で言われる通り、帰住地がない者にとって、当該刑務所などを現在地として、生活保護制度利用が図られるように、法務省などに要望する。
- ・精神疾患などを抱える者の増加;福祉事務所長の権限において、精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定に基づく措置入院の決定を下すことができることから、本人の人権が守られる範囲で、積極的に勧めてもらえるように厚生労働省に、要望する。

## 2. 鈴木 實さん（岡山野宿生活者を支える会）

鈴木：

先ほど申しましたように 5 年の経験をしてきましたわけですが、まだ週一回の炊き出しが精一杯という状況です。年間の予算が定期的に入るのは 10 万円、作ったときに資本を裕福な方々がお金を出してくれたということで年間 80 万円ほどの予算でなんとかやりくりしている状況です。生活保護制度を立てようと、他地区での適用可能性についてという共通のテーマではありますが、他地区への適用という段階に僕たちは達していませんので、生活と自立に向けた協働の取り組みということで報告しようということです。

実際僕たちの実力は、僕たちの活動を記載しておりますので、成り立ちから現在の状況まで書かせていただきました。2002 年の冬から始まって、2005 年から冬季以外の月 2 回、2 年前から毎週ということに発展してきました。その中で相談するケースが出てきて、生活保護の問題が出てきてという状況です。実際活動する我々の側は 100 人くらいの団体加盟を含めましておられるんですけど、常時相談できるのは 2 人です。ぼくも含めてもう一人の方ですが、別の仕事を持っておられますから常時相談に対応するのは難しいです。

1の(2)のところにも入っているんですが活動の広がりと共に方針の確認をしまして、下のほうに注を入れておきまして、共通の原則と自立したいという志がある人の支援の内容を変えようという実力に応じた支援活動をしているわけです。従いまして、先ほど全国ネットの活動方針が出ましたけど、誰もが路上生活から解放されるっていうのが、僕たちの夢なのですね。実際そうあって欲しいんですけど夢です。行政にはほとんどありません。私たちにだけあるということですね。行政とは年に 2 度ほど団体交渉を持っていて、そのたびに色々言質を得て生活保護を貰うような障害を取り除いてもらって、一応団体としては認めてもらってかなり容易く生活保護へいけるということです。

(2)で共通の原則、無差別平等に、生命上の危機軽減と人格の尊厳保持の援助をしようということで生活必需品や医薬品・入浴券の配付、緊急時の入院補助、寝る場所の確保と安全の擁護ことは無差別平等です。その下にある社会的自立へ向けた生活相談と介護支援ですね。これにもひとつの原則を設けております。依頼者の生保申請支援を無差別平等にするわけにはならず、相談を受ける者、依頼する者両者に必要とされる要件があるということです。

実際今日の活動方針にもそういうことがちょっと出ていたと思うのですが、8 ページのところであフターフォローを絶対条件として考えるということが出ておりました。水内さんたちの調査によると 4 割は継続すると、その後の自立生活において。しかし今要件が必要なわけでのどのような形で出来るかというのは団体の実力だと思います。僕たちの実力ではこのような原則を設けて、支援を望む本当の理由が、「今までの生活から解放されて人生をやり直すため生き方を変えたい」、という本心が依頼者にあることなんです。これは差別をしていると言われればそういうことかもしれませんけども、討論の議題にあげてほしいかなと。というのは岡山市では行政が調べた自立支援は 60 人なんです。それ以前は 38 人でしたけど、地域では 03 年調査をいい加減にやっているんですよ。今度増えたのは中間の調査ということでまじめにやったから増えた、あるいは民間団体がやったから増えた、岡山においてもそうです。

僕たちは 07 年もしましたけど、結局 100 人弱は居られますね。そういう人たちのうち炊き出しに来られる方は 5 割です。50 人前後ですが、たいいていの方はみんな生保を欲しがっています。全員僕たちは受け入れられませんし、市のほうでもかなり厳しく切ります。岡山は 37 の中核市で一番実質債務が悪いんですね。ですからまもなく再建団体になりかけているんですが、政令指定都市になろうということで近隣の町がかなり強制的に合併してなんとか逃れようとしているところです。その中で僕たちがいい加減なことで申請すると僕たちの団体が疑われるようなことにもなりますので、今は信頼関係を保ちたいということもありますし、実際は僕たちがアフターケアできなくなるような方とは結ばないということで、ノウハウや教えがあればそこにちゃんと申請はするし、従事の相談もしてくれるとただ私たちは責任を持ちませんということで、先ほどの 6 個の原則を設けているわけで。

従いましてなぜホームレスになったかの事情を詳しく聞きます。その間には炊き出しの中での信頼関係が出来てからですので、生保が欲しいって言うてからは少なくとも半年くらいはかかりますね。その間も半年間の関係があるから悩みまで踏み込んでいきまして、最終的には社会的にいろんなことがあるんです、個々人に。今みたいに非常に冷たい社会関係では。そういう中でこちらがずっと目をつけて長かった人たちが抱えてきた悩みをあなたたちが死んで位牌になったら位牌まで私たちがちゃんと遺影として持ってあげますよっていう人間関係を作って、生活保護を申請するんでほとんど 100%通ります。そういう形がどうかと思われるかもしれませんが、僕たちの実力ではそれしか出来ないんです。完全にその方の全人的な自立になるまでは。

それでも不可能な場合は、今日来られている伊藤さんという方ですけど、その方を大阪の自立支援センターに送って、半身不随の重度の肢体不随の方なんですけど、埼玉まで行って運転免許をとって、今正職員で病院に勤めておられるという形もあるんですね。そういう風にネットワークで助けられている部分もあります。

一番困るのは先ほども出てきましたように依存症の問題ですね。依存症は大体の人が持っていますね。ホームレスの方は金が無いから飲まないんですよ。だから気がつかないんですけど、一時金が出ますとそれを貰った次の日に飲んでるんですね、高級なものを。金が入ると鬼殺しというのを飲むんです、これはかなり安い酒ですからおいしくないんですね。4の(2)が依存症の例です。高知のMACから来て、僕たちが拾い上げて立ち直ったんですけど、断酒会・人生哲学教室にも参加して、人生哲学教室で悩みの問題を話し合っているんですが、親兄弟に修復に行ったんですよ、20数年ぶりに謝りに。しかし1年半で3回泥酔して、最後は警察のところまで行きまして。そこまで付き合いでしたが。しかし小杉クリニックの小杉先生も言われてましたけど、こういう依存症の方にはこちら側の対応を統一しないと逃げるんですよ。それで彼も逃げちゃったわけですよ、彼は私たちの指導の体制の拙さで。

実はもう少し私たちが展望が見えてきているのが火曜ミーティングっていうのがあるんですよ。1の(3)で新たな方向性と書いておきましたけど、自立するための2つのグループを作りまして、火曜ミーティングは自立してしまった人も現役のホームレスの人も来ますし、我々のボランティアも行って必ず集まって昼ごはんを挟んでどんな一週間を送ったかを話しながらお互い話し合っているんですね。人生哲学はもっと内面的に今の日本社会の状況とかを、人生観、世界観を話し合う教室ですけど。水曜日にやっていますが量に上がった人が中心です。火曜ミーティングはホームレスの方も来るんです。

非常に時間がたくさんありますから、私たちに支援してくれるのは良いんですが、相談業務まで口を挟んでくるということがあるんですね。それが非常に問題があるんですね。この方たちが入ってきてせつかく何十年ぶりに親子関係まで直った方たちに自分たちで相談してしまっただけですよ。そして酒を飲んでても良いよ、私が見てあげるからと。ところが依存症の人は一滴飲んだらダメですよ。そのために断酒会がありミーティングがあるわけですよ。僕は怒ったんですけど、その人と話しながら飲んでて元に戻りつつあるっていう状況です。

非常に難しいです依存症の方。こういう方たちも自分の人生をやり直すということで家族関係は修復してきたんですね。そのアフターケアに僕たちの拙さがあったということですけども、そういう形で差別選別はしていないと、そういう実力でその人たちがやっていきますよ。そのかわり家族修復までは出来たらいいほしい。やっぱり生きがいがないと難しいですよ。それは仕事を持つか、生きている存在感があるか、あと人間の絆、それはやっぱり家族ですね。そのためにはやっぱり謝罪しなければならない。家族によってはものすごい傷を持っています。それを修復していった成功した例もありますが、アルコール依存症でそこまで行ったのはちょっと危ういです。でもなんとか繋いで欲しいということで火曜ミーティングとかがあります。

荒木:

ありがとうございます、地方の厳しい中で野宿者のことを真剣に考えておられると思いました。

## 【配布資料】岡山 岡山野宿生活者を支える会

### 生活保護制度の活用と、生活自立に向けた協働の取り組み

08.5 岡山野宿生活者を支える会 鈴木實

#### 1. 岡山野宿生活者を支える会の成り立ちと現状

- (1) 設立時趣旨と現状、会の力量と限界の確認(\* 資料)
- (2) 活動の広がりの方針の確認(\*)
- (3) 新たな方向性:火曜ミーティング、人生哲学教室(\*)

#### 2. 支援の形態

- (1) 必要物資等の手配支給(炊き出し、緊急対応)
- (2) 経済的自立支援(生活保護申請、就労情報)
- (3) 野宿生活者の就労への助言:野宿生活者に対する信頼性の問題、企業の勤務条件・労災の問題

#### 3. 生活保護制度の活用

- (1) 行政の対応(\*)
- (2) 現状(\*)

#### 4. 生活自立への協働への模索(曇りに上がった後の協働の方が数倍困難な道行き)

- (1) ケース担当密着型(相談員一人が依頼者一人に密着)、約10人弱/年
- (2) 依存症の問題(アルコール依存症者の例)(\*)
- (3) ホーム(居場所)の確保:1の(3)に光明があるか

#### 5. 今後の課題

- ・常時ボランティアスタッフの確保:炊き出しへの労力提供以上のボランティア
- ・ケース担当者の養成
- ・そうは言っても、会の活動規模の限界
- ・他福祉団体との協働:自立支援センター、生健会、断酒会、AA ミーティング、MSW、社会保険労務士会、社会福祉士会等

- 
1. (1)2002年の冬から、「野宿生活者にとって寒さ厳しい冬が最も生命の危機的状況をむかえる事が多いために、せめて野宿での飢えや凍死の危険が少なくなる4月までは私たちが彼らの命を守りたい」と思い、このボランティア活動を開始した。冬期期間は月に2回、暖かい食事の炊き出しを中心に衣料、夜具、日常用具、家庭用常備薬、入浴券などの提供、さらには生活相談を行ってきた。時には、緊急を要する患者の入院支援も行う。05年からは、冬期以外にも年間を通じ月2回、06年からは毎週及び年末年始、食事の奉仕や必要品の提供、また会員の特別奉仕により自立意思のある野宿者の生活相談を受け生活保護受給支援も行ってきた。

現会員数は団体加盟を含め約100人、年間予算約80万円弱。参加ボランティア数、11人~27人。相談員2人で/市内ホームレス実数:行政調査(03)38人、(07)60人、会調査;市街地71人+近郊で約100人弱、(08)53人。cf. 炊き出し受給人数(04)30人~52人平均40.8人、(07)29人~47人。

- (2)共通の原則:無差別平等に、生命上の危機軽減と人格の尊厳保持の援助(生活必需品や医薬品・入浴券の配付、緊急時の入院補助、寝る場所の確保と安全の擁護)この段階での立ち話は、「傾聴」を中心としたカウンセリング的な談笑が主。/社会的自立へ向けた生活相談と介護支援(基本方針:依頼者の生保申請支援を無差別平等にするわけにはならず、相談を受ける者、依頼する者両者に必要とされる要件がある。根本原則は、支援を望む本当の理由が、「今までの生活から解放されて人生をやり直すため生き方を変えたい」、という本心が依頼者にあること。この事を心に持ちながら、依頼者の気持ちを「何回かに分けて」聞き、次の点を「事実に基づいて」相談。①本籍、家族関係、住民票のある行政区、現住所など。②ホームレス歴とその原因など。③最終的には、種々の要因があるにしろ自分にある原因の自覚が全面支援の要件。相談員は、「生活保護法」や「ホームレス自立支援特別措置法」、その「基本方針」、また、具体的ケースに必要な他の法規、通達などを研究、経験者からの実践的知識を学ぶこと。依頼者の話のなかで虚偽が明らかとなった時には正して貰い、なお重大な偽りが続くならば、依頼者へ支援は出来ないことを明確に伝える。相談員は、依頼のケースで考えられる自立への道のメニューを依頼者へ紹介し、依頼者本人の意志で選択させることを第一とする。相談員は自分が行う相談回答が、どのような経済的負担、人間関係上の世話、組織への責任になるかを、

相談のなかで絶えず意識し考えて次の行動を起こすことが大事で、最終的には自分がその責任を負わねばならないことも自覚すべき。以上のことに留意しながら良心と福音の精神に促されて行っている場合には、支える会は会として、財政的にも、対行政責任においても、そして個人的に被害や負担を蒙らないよう、出来る限りの支援を行うこと。／力量と限界：現相談員 5 人。全て、他の仕事と掛け持ち。実際に対応でき解決へ動ける者 2 人。

**(3)火曜ミーティング**：07 年 3 月より、野宿者・畳に上がった者・ボランティア(全 10 人前後)で始まる。個々人が自由に想いを語り互いに絆を結びあっている。仕事の情報や生活の立て直しを得る居場所。それとなく個々人の前向きへ・内面化の変化が見て取れる。今後の展開が楽しみ。炊き出しにはほとんどが参加。／**人生哲学教室**：畳に上がった方々で依存症を持つ人を中心に、人生観、世界観、世界・日本情勢、人権・福祉問題などを学び、時に沈黙の内省の時間を設けて自分の生き方を見つける事を願っている(5 人～8 人)。人生・生きる意味への真摯な対面をめざす。

**3. (1)行政交渉**：「野宿する方々のための人間的な生存権と自立支援実施を求める要望書」を提出し、対市・対県交渉を年 1 回～2 回。市県とも「実施計画」の作成意志無し。06 年(県)「平成 14 年の調査以外は何もしていない。県内での連絡会議(生保担当、就労担当)、県と市のネットワークを 3 回持った。実施計画は必要に応じて策定することになっている。計画を作った場合と作らない場合のどう違うか分からない」。(市)「実施計画は県が作らないので作れない。15 市町村の連名で県へ提言している。既存の制度で具体的なケースに対応してゆきたい」。07 年(市)保健福祉局次長「(ホームレスのための福祉は、)市の経営方針もあり難しいものがある」。Cf.06 年度実質公債費比率 23.1%、37 中核市 37 位。**(2)現状**：行政は特化された担当官を持たないので知識・情報量不足。08.3 一市民への福祉援護課対応「(ホームレスの居住について)対応できない。地元の団体も知らない」。08.4 福祉事務所所長解釈「(現在地保護について)福祉事務所は生活保護法の担当であってホームレスについては別の担当(暗に福祉援護課)。故にホームレスの生保も別の担当。厚労省通知には関知せず」と逃げる。／しかし、この数年かなりの変化：夜回りへの行政参加。継続的な協議存続。**会への信頼度増進。会申請の生保全ケース認定**(課題：現在地保護、保証人、家具什器類、事後介護)。07.8 副市長弁(保健福祉局長、保健福祉局統括審議官、保健福祉局次長、福祉援護課長事務取扱、保健福祉局次長、福祉事務所所長、保健所健康づくり課長、福祉援護課福祉係長等、同席)「行政は民間では出来ないところをする。市町村との連携を考える。何が出来るか、一緒に考えて行きたい」。保健福祉局長「憲法 25 条は最低生活保障、自立の意思があれば受け付ける。生保対応が難しいのはどうしてか、実態を聞きたい。緊急性があることについては、出来ることを立ち上げたい」。但し、保健福祉局次長「支援は自立を前提としたもので、全てのホームレスに対しては問題」。

**4. (2)依存症の例**：04.11MACから出奔し岡山へ、そのまま野宿。05.5 初見(55 才、神経障害)。生保へ。生活自立への介護。金銭管理・生活リズム・断酒会・人生哲学教室への指導。06.4 親兄弟(約 20 年ぶり)へ謝罪。しかし 1 年半で 3 回泥酔し最後は閉鎖病棟へ。現在飲酒中。対応の統一を損なうまずさがあった。継続的な統一した対応が可能な会運営の重要性。

### 3. 堀之内 洋一さん（かごしまホームレス生活者支えあう会）

堀之内：

今の鈴木さんの言葉には違和感があったのを正直に申し上げて、鈴木さんたちのグループの大変さというか、支援の薄い中で努力されている結果だと思っていて、やはりいろんな外からの支援が必要だなという気がしております。

鹿児島市の現状では昨年1月の調査で44名、6月に私たちがやった調査では77名、今年1月の調査では43名という数が確認されているんですけど、2005年から3年間の私たちの活動の中で年間50人平均、累計約150人くらいの方が生活保護によって畳の上が上がってらっしゃいます。そういう活動の中で昨年44名、今年43名という数字が出たことに少し驚いて、一人しか減っていないっていうのはおかしいんじゃないかという気がしているんですが、やっぱり新しい方がどんどん出てきてらっしゃるんだろうなど。大分の方が先ほど2.4倍になっていたとおっしゃったように活動の弱いところではそういう風に増えているっていうのがあるんだと思います。

活動の当初から幸い鹿児島市では、居所である路上等から生活保護申請が可能であった。例えば、「鹿児島市山下町中央公園」とか「鹿児島市加治屋町維新館そば」などの居所で申請することができます。ただ、以前は、生保認定まで一月位かかる例がみられたりもしました。それが、昨年はじめあたりからは、ほとんどの事例で、急迫扱い（第4条3項）により、申請から数日の内に保護開始決定がなされるようになった。また、アパート入居についても支えあう会の関係する篤志家の不動産業者の存在もあり、ほぼ保護開始決定と同時に入居が可能となっています。したがって、申請から数日（最も早い例で翌日、多くの場合が3～4日）で入居に至ることができています。

これとは別に保証人バンクのNPOも作っているんですけど、そちらのほうはまだ野宿からの連帯保証人というのはあまり活用されておりません。ただし、一時保護施設等の施設はないので、この間は路上待機となっています。また、申請時の一時金については、保護開始決定前の緊急貸付は行われていません。ただし、数日以内に開始決定が出るため、その時点で一時金が支払われます。

このレジュメから外れるんですけど、先ほどの不動産業者さんとの付き合いの中で便利屋事業というのが始まってまいりまして、畳が上がったけどいろんな事情で失踪してしまわれる方とかは、その不動産屋さんが市役所さんと上手くやっておられて、市役所から直接保護や、アパートに入居される方とかそういう方が失踪されて、そこを引払わなければいけないという時の家財をその便利屋が引き受けて、それを自分たちがリサイクルで回すと、そして新しい人が入居するときにその便利屋から買ってもらうというシステムが出来始めていまして、それも他の地区でもやっぺらとところもあるでしょうけど、仕事興しの良い例ではないかと思っております。

今日のテーマで他の地区でも取り組める例を出しなさいということであったので、これだと思ったのは、事務局に社会福祉士と精神保健福祉士の資格を持つ人が今度入りまして、10例ほど保護申請に行くときに専門家の社会福祉士が1時間ほど面談したレポートと一緒に持っていくと。そうするとケースワーカーも専門家からの意見ということで自分の面談の際に楽になるんで、ありがとうございますっていうことで。そして申請書の受診も役所の敷居が高くて面談にも応えられない場合はレポートに書いてあるんで、これを見てくださいということなんです、二人して好評です。

そういうことで最近では路上待機中で保護申請に行った方のために、ケースワーカー側が炊き出しを紹介する例が出てきたりしております。交流して鹿児島ではスムーズに進んできたんですけど、いくつか例外があって、おにぎり会の相談から自力で相談に行った、車上生活をされていた方の例では4回くらい申請に行ったんですけど、旅費は出しますから出身地に帰ったらどうかってことで帰されて、本人に言わせると、話を曲解して悪いほうに聞いているような気がするというような対応です。じゃあなんとか自分たちで付いていって様子を見てみようということで、付いていったら別のケースワーカーが出てきて申請書がすぐに出たという手のひ

らを返したような対応であったということもありました。そういうことを通して、担当次第でほとんど対応が違うなどという感じがします。統一した見解に基づいて行政が行われているという感じはしません。

それから生活と健康を守る会というのが各地にあるんですけど、自分たちが活動を始めた当初から路上申請が可能だったり、スムーズだったんですけど、生健会の方たちの活動がもしかして先行して、多分そういう状況を作ったと思わせる例があります。2006年9月にパーキンソン病の男性が首吊り自殺したことがありまして、生健会の方たちに言わせると、今の市長になってから、当時は1階のカウンターに申請書が置いてあったが、それを廃止して、まず3階で相談してからにしてくださいという風になって。そして申請書を渡すけど、生活保護制度を説明しまして、申請を断念させるということもあったということで、先ほどの自殺の例も出てきたということで。市は当初そのことについて、適正に対処していたと回答していたそうなんですけど、後で、二度とあってはならない、まず保護が必要であったと認めたということです。生健会の活動があって去年の初めから、ますます鹿児島では申請のスピードが速くなったというような気がしています。

ケースワーカーの件ですが、やはり資質の向上とか増員ということもやっぱり求めていかないといけないと思っています。ほんとうにひどい発言がいろいろあるらしくて、福祉家庭の労働者に「子供は施設に預けて働いたらどうか？」とか、奄美の例では障害児の母子家庭の母親に「子供を施設に預けて、内地で働け」と。「内地」、「外地」と鹿児島ではあんまり差別の問題はないんですけど、そういう発言をした例もあるとか。これは生健会さんが掴んでいる話で、鹿児島にはそういう面もあるというのを紹介するという意味でも書いてみました。

それは元野宿の方に対する就労指導でも我々も感じるところで、精神科に通院中の方にも就労指導厳しく言ったり、ボランティア活動で協力してくれる方にも「ボランティアやっている場合じゃないじゃないですか」とか言ってみたり、すごく相互の生活の話じゃないかということところにも踏み込んでくるということがあります。

今後鹿児島で注目していきたいテーマというのは、鹿児島市が独自で、生活保護受給者に「夏季4200円、年末8200円の見舞金制度」を設けているが、市社保協の要望書への回答に、「他都市の現状を踏まえ」等と、その見直しをにじませており、厚労省の生保基準に対する今後の動きと共に注視する必要があることだと思います。なお、鹿児島大学法科大学院教授の伊藤周平氏は、「社会保障の自然増を毎年2100億円削減するというシーリングが廃止されない限り、生保基準切り下げが再浮上するのは確実、今年が山場。現在の様な、厚労省による『告示』ではなく、ドイツの様に当事者の声を反映させるべき」(市社保協第3回総会基調講演)としています。

こうして鹿児島市では生活保護を巡ってあまり楽観的なことを言っておれないかもしれないのですが、鹿児島市では、本年度より、毎月2回のホームレス巡回相談事業を開始し、鹿児島県社会福祉士会が受託団体となった。これまで、支えあう会は、月1回の夜回り活動を社会福祉士会ホームレスサポート委員会と協力して行ってきましたが、今回の相談事業にも社会福祉士会から内々に協力要請があり、支えあう会としては、巡回相談事業の実施にあたり、市・社会福祉士会・支えあう会による協議の場を設けていただくように、要請をしているところです。



## 【配布資料】 鹿児島 かごしまホームレス生活者支えあう会

### 研修会(1) 生活保護制度の活用—各地の事例発表と他地区での適用可能性について

発題：堀之内 洋一(かごしまホームレス生活者支えあう会、堀之内・芝田・鶴田)

2008年5月5日

#### 1.鹿児島市の現状とこれまでの活動

鹿児島市では、昨年1月の市の調査で44名、6月の我々支援団体の調査で約70名以上、また今年1月の市の調査でも、43名のホームレス生活者が確認されている。

この現状の中で、NPOの前身の任意ボランティア団体「支えあう会」を設立した2005年から、3年間で年間約50人平均、累計約150人の方々が、生活保護によって豊に繋がってきた。

#### 2.鹿児島市のホームレス生活者に対する生活保護行政の特徴

活動の当初から幸い鹿児島市では、居所である路上等から生活保護申請が可能であった。例えば、「鹿児島市山下町中央公園」とか「鹿児島市加治屋町維新館そば」などの居所で申請することができる。

ただ、以前は、生保認定まで一月位かかる例がみられたりもした。それが、昨年はじめあたりからは、ほとんどの事例で、急迫扱い(第4条3項)により、申請から数日の内に保護開始決定がなされるようになった。また、アパート入居についても支えあう会の関係する篤志家の不動産業者の存在もあり、ほぼ保護開始決定と同時に入居が可能となっている。したがって、申請から数日(最も早い例で翌日、多くの場合が3～4日)で入居に至ることができている。

ただし、一時保護施設等の施設はないので、この間は路上待機である。

また、申請時の一時金については、保護開始決定前の緊急貸付は行われていない。ただし、数日以内に開始決定が出るため、その時点で一時金が支払われる。

#### 3.他地区でも可能な取り組み例として

なお、支えあう会の事務局に昨年秋から精神保健福祉士と社会福祉士の資格を持つものが参加しているが、以降これまで10例ほど、相談があった生保申請希望者本人の許可を得て、約1時間ほどの面談をもとに、福祉事務所所長あての「意見書」を作成している。これは、CWにも専門家からのレポートとして感謝され、申請者本人もCWとの面談で臆する場合でも「レポートに書いてもらっているの」と言うだけで済むこともあって好評である。

最近では、福祉事務所に自力で申請にきたホームレス生活者に対して、路上待機中の食事や入居支援のために、CWが我々の炊き出しなどの活動を知らせてくれる例もある。

#### 4.鹿児島市での幾つかの問題

こうして大半はスムーズに運んでいるが、いくつかの例外もあって、毎週定期的オニギリ会での相談から自力で申請に行った、車上生活者のMさんの例では、女性のCWであったが、「相談」の段階で4回も、「出身地(福岡)に帰ったら」等々と帰されていて、5回目に「支えあう会」が同行してようやく、それまでとは別のCWが申請書を出してきた。

この他、様々な事例を通じて、「担当次第」という感が否めず、鹿児島市として統一した見解に基づいてホームレス生活者の保護にあたっているとはいえないように思われる。

また、最近、鹿児島市「生活と健康を守る会」さん(以下、生健会)との交流で知ったことであるが、現在の森市長になってから、事務の電子化に伴い、市役所1Fのカウンターに申請書を設置していたのを廃止して、3Fで「まず相談ありき」という姿勢になったという。生健会によれば「申請書は渡すが、制度説明と称して、申請を断念させる」例もある。2006年9月には、パーキンソン病の60代男性が首吊り自殺した例もあり、それについての生健会との交渉に対して、市は当初「適切な対応だった」としていたが、後に「二度とあってはならない。まず保護が必要であった」と認めたという。

なお、鹿児島市のCWは、1人約80件のケースを抱えている。中には、父子家庭のタクシー労働者に「子を施設に預けろ」と指導したり、奄美の例では、障害児の母子家庭の母親に「子供を施設に預けて、内地で働け」

と発言した例もあるという。生健会は、「CWの増員と資質向上」を鹿児島市社会保障推進協議会(以下、市社保協)と共に求めおり、このことは、我々の関係する卒業生(元野宿者)に対する「就労指導」等でも感じるところである。

## 5.今後の注視点として

また、鹿児島市は独自で、生活保護受給者に「夏季4200円、年末8200円の見舞金制度」を設けているが、市社保協の要望書への回答に、「他都市の現状を踏まえ」等と、その見直しをにじませており、厚労省の生保基準に対する今後の動きと共に注視するの必要を感じている。なお、鹿児島大学法科大学院教授の伊藤周平氏は、「社会保障の自然増を毎年2200億円削減するというシーリングが廃止されない限り、生保基準切り下げが再浮上するのは確実、今年が山場。現在の様な、厚労省による『告示』ではなく、ドイツの様に当事者の声を反映させるべき」(市社保協第3回総会基調講演)としている。

他方、鹿児島市では、本年度より、毎月2回のホームレス巡回相談事業を開始し、鹿児島県社会福祉士会が受諾団体となった。これまで、支えあう会は、月1回の夜回り活動を社会福祉士会ホームレスサポート委員会と協力して行ってきたが、今回の相談事業にも社会福祉士会から内々に協力要請があり、支えあう会としては、巡回相談事業の実施にあたり、市・社会福祉士会・支えあう会による協議の場を設けていただくように、要請中である。

## 6.「オニギリ会」エピソード

- ・ 19才のT君・・・離島の家庭に居場所が無く、鹿児島市に家出。最初は「イラ衝く」とよく言っていたが、後にはオニギリ会で知り合ったおじちゃんにも可愛がられ、明るくなって、絵をよく描いていた。会の活動も元気に手伝ってくれた。一年余りして、お爺ちゃんの危篤の連絡が支えあう会に入り、「一旦島に帰るが、また帰って来ます」と言うと皆から「もう帰って来るなよ」と送り出された。
- ・ 30代のI君・・・生活保護申請を行った後、扶養照会で数十年音信不通だった長崎の父親がすぐ来鹿した。本人にとっては突然の公園での事情説明もそこそこに再会を果たした。その時すでに父親は勤めている漁業会社の社長にも相談して仕事を用意してくれており、元気に父と共に長崎に旅立った。
- ・ 40代のIさん・・・兄の社宅のベランダが居所という難しいケースだった。今は、話好きの朗らかな人なのだが「荒んでいた時があった」と運転免許の写真を見せる。支えあう会と出会ってから「怒りがポカン・ポカンと消えていく」と。

## 4. 質疑応答

(一部音声欠落)

鈴木:

先進地域から学びたくてやってきたんですが、路上から生活保護申請が可能であったのは、つまり申請だけなのか、徹底にやってきたのか？ていうのは副田さんが言ったように居宅生活が可能っていう条件が付いている、そのあたりをどうクリアしたのか教えて欲しいです。

副田:

市川の場合は実際に議会答弁があつて、通達がそうですからつてことがあつたんですが、1 例は大変良い例がありまして、女性の元路上生活者ですが、いわゆる家政婦さんを、居宅生活が出来ない、炊事も洗濯も全部お手伝いをされる方っていう 1 例を強引に通したので。

あとは居宅生活の部分は司法は特に何も答えず、80 歳の方をこれ以上放っておくのかという意気込みで無理やり通したというケースですので、今言われた質問に対する明確な、居宅生活が可能と向こうが言うのに対して、こちら側がどう対応するのか私自身がまだ掴みきれしていないので。

堀之内:

鹿児島は順調にいつているように見えていても、篤志家の不動産屋さんがいないと連帯保証の所で躓いたり、やはりなかなか難しかったと思います。ただ、その篤志家の方がご高齢なので、後をなんとかしないと、というこだけの話をしております。

荒木:

保証人がいらっしやらない場合に、保証会社の活用というのがあると思うんですけど、保証会社の審査を通す時に生活保護の決定がないと通らないということがうちの相談室では結構ありまして、今おっしゃったように保証人がいないアパートというのを紹介してくれるという不動産屋さんがいらっしやればそういうのも可能かなと思うんですけど、実際には現実的に難しいのかなと思っっているんですが、先ほど北九州のほうで路上で生活扶助が出るということをお聞きしましたので北九州の方。

奥田:

後で具体的な説明をしてもらいますが、北九州の場合はホームレスの方の生活保護の問題についてはずっと議論してきたんですけど、10 年間、1990 年あたりから 2000 年あたりまで相当激しくやりまして、今でもしこりがありまして、その頃は副田さんも一緒にいてブイブイ言わせていたんですけど。

でも結局のところは正直に申し上げて、闇の北九州方式以降の事柄ですね。野宿生活者を巡ってではなくて生活保護行政そのもの、水際作戦であるとか等々というところが全国的に問題にされて、餓死事件ですね。今庁舎内では餓死という言葉はもう禁句にしていまして、孤独死という言葉に置き換えていますけど、あれは餓死だって私は言っているんですが、このあいだ週刊金曜日にちらっと載っていて、あの記事を巡っても裁判になるみたいですが、未だにややこしいです。

ですからホームレス支援でずっと押してきたのも一因にはなつたと思います。私たちも市長宛に生活保護改善提案というのを出しましたんですけども、決定的だったのは去年の 12 月に北九州市に対して厚生労働省が指導を入れたんですね。その指導が小倉北福祉事務所、一番ホームレスの相談が多かつたところに指導が入りまして、その指導の中で路上からの申請を全て居宅地がない理由で却下していたと。そのことについては厚労省の指導と違うことをやっているということで名指して指導が入つたんですね。それで一気にホームレスのほうまで生活保護が拡がりまして、今は路上からの申請を認めるということです。

ただ、これも 12 月に指導が入つて、北九州が体制に入ったのは 2 月以降。今ほとんど初めてのケースが出

始めているということですので。例えば申請をして、生活保護の申請が通るかどうかの間に一時貸し付けで現金貸し付けというのをやっています。これは他の保護ケースでもやっていることですが、路上のほかの方々に対しても一時貸し付けで現金を貸し付けているということですね。それは保護受給の時に、保護課が貸しているわけではなくて社会福祉協議会がされている基金の制度を使って、生活費の一時貸付をしているだけの話なんです、それをやっています。

それから保護が通るまでの間に市が考えているのは、自立支援センターに入ってくださいと。センターに入って、就労できる方は就労、就労できない人は生活保護で居宅設置というところで、自立支援センターが自主的にシェルター的な役割を持ち始めていると、アセスメントと言いますか、そういう機能も持ち始めているというのが1つ。

ただ、それでもセンターに入るかどうかは本人の希望ですし、もともとセンターは単身者っていう枠組みもあるんで家族連れで野宿生活しているという難しいケースも出てきて、すぐにセンターに入れません。もともとセンターは入居の判定会議がありまして順番待ちの状態になっているところに生活保護という形でそれがまわってくる状態に今なっているんですね。

最終的に我々も驚いたんですけど、センターにも入れない、すぐに居宅に移れないってな場合で保護申請が通った時、それは現金支給です。ただ現金にしてもいろんなケースが出てるんですけど、生活扶助費が満額までほんとに出るのかどうかっていうのがきちっと見なければ、例えば週1万円でも4週間で4万円しか出ないわけで、路上生活だからそれで良いと言い出すかもしれないし、あとは現金だけでは路上生活が常態化していだけになるわけで、そこからの居宅設置をどうするか。

それと居宅生活が可能の方ということに関しては、今のところ生活保護の申請に関しては、それを前提に北九州に関してはなっていますね。ともかく全部申請しなさい。やはり餓死事件云々でまたそういうことが起これば、北九州は行政として持たないというところまで追い詰められていると思いますね。ですからともかく生存権のレベルで出さなければいけないと。だからこそ全国ネットとして地元の支援団体で居宅設置のシステムを作れば、今行政の方も困っていると思うんで、そこが成立するかどうかは、ある意味一歩進める、お互いが。これを全部行政にやれといっても保証人も含めてなかなか、それと公的住宅に関してはほとんど使っていない、使いようがないということになっていまして。一般の大家さんは市場的なところに入りますから、行政が関与しにくいと。こちらの大家さん紹介して、あちらの大家さんを紹介しないという風に行政はならない。自分で見つけろ、自分で見つけられない、NPOさんお願いしますという風に今なっています。

ですから、生活保護に関しては北九州は大きく一歩進みましたけど、課題は山積してまして、これが具体的に、例えば生存の保護は出来ても、経済保護に特化した形の、要するに食い扶持の問題。でも本来の人としての生活というレベルにまでいけるのかどうか、生活保護という健康で文化的な生活レベルまでいけるのかどうかっていう更なる社会的共存を考えないと追いつかないんじゃないかと。だから生存保護法というレベルにおいては一歩進んだということが言えますけど、逆に言うと問題もあるし、問題もあるぶん、今一緒につめて行くチャンスでもあると。

ちょっと公園で支給されているというのが実際どういうことになっているのかを。

山田：

一番最初に申請した人が1ヶ月で決定が出たとして、ぼちぼちというケースなんですけども。基本的には貸付の段階では居宅を構えて申請をした人の場合は10日に1万円程度の貸付で1ヶ月に3万円ということにしているんですが、さすがに路上に居られる方に1万円という現金を渡すということは役所もあまりなくて、大体が3日で3千円とかですね。そういうペースで貸付をして、その度ごとに本人が役所に取りに来るという風にして貸付を行っています。それでも3千円入ると飲んでしまう人は飲んでしまうので、ひっくり返ってあとの2日は我慢するという方も居られます。

基本的には福祉のほうも居宅までは紹介しないので生保を申請したらすぐセンターを紹介すると。家に入る

か、センターに入るかの事実上の二者択一です。もちろんセンターに入って、特に高齢の方でしたら1ヶ月も辛抱すれば家に移れるので、センターに入りますって申し込まれる方が多いんですが、就労が可能な方の場合ですと、本人は生保を申請して家に入りたと言っているのに、役所の都合でセンターに入って、しかも就労可になったもんだからそこから就労指導、というかセンターで就職活動しないといけないというのがご本人も理解できなくて、それでつい最近の方では路上から申請した方で、その後センターに入って、その方の場合は低就労可になったんですが、お金は出たんですね、6万円ほど生活扶助の部分が。センターに入ったらそのお金は管理されるので、お金は預けないといけない。そしてセンターに入るとお酒も飲めない。そうすると路上にいたほうが自由なのでセンターを出られた方がいるんですね。その方は出たけども、今の段階ではまだ保護費は出ています。路上に帰ったらお金がもらえるようになったので、彼はそのあと次の手段として自分で家を探すということになるんですが、おそらく見つけれないだろうと思いますので、そうなった場合に今後の課題なんですけども、文書による指導が入るだろう、それで改善できない場合は3ヶ月程度で切られるだろうと思っています。

実際に彼は以前にセンターに入る直前でやっぱり路上で、その方は知的障害のA2っていうけこう障害の重い方だったので生保決定の方なんですけども、センターに入ってお金も使えない、お酒も飲めないくらいだったら入らないと言って、そのあとずっと路上でセンターにも入らず家も見つけきれずという状態で、これはまだ確認しきれないんですが、福祉事務所からおそらく文書による指導があったはずなんですよ。彼はこのぎりぎりの所で親身に彼を支援している方がなんとか家を見つけてきて、とりあえず連休明けにそこに入ることによってなんとか保護継続になると思うんですが、この方の場合はそういうことがなかったら文書による指導の後保護が停止か廃止になると思います。

奥田：

ひとつ付け足して、いろんなことを提案したんですけど、「保護停止」。これは今まで北九州では「保護廃止」だったんです。何か問題があったら即廃止。それはおかしいということで、確実に変わったことの一つは停止っていう手続きを取り始めたことです。ですから本人に何か問題、例えばいなくなる、家そのままになっている。これは今までであれば即日廃止だったです。これを停止にさせてもどってきたところで再開という手続きもできるようになりました。

林：

公園に住んでいる方へ現金で3千円支給されているという話なんですけど、貸付は福祉事務所を通っているんですか。福祉事務所はどのような財源で、誰が決定しているんですか？大阪や山谷や横浜でもそうですが、法外みたいな形で路上対策を打ってきた過去はあると思うんですが、現金を支給するというのはちょっと聞いたことがない、支給というか貸付という形だとしても。

奥田：

各地の社会福祉協議会は同じような制度を持っていると思うんですが、社会福祉協議会の中で生活の貸付金制度、生活福祉資金の貸付というのがありまして、一般でいうと5万円まで。ただ、その時にいろいろと規定があるんですね。北九州の社会福祉協議会と何度も話したんですが、今までは生活のための貸付金をやってくれと言ってもダメだったんですが、申請してから出るまでの貸付の資金はその資金を使っているということを北九州の場合は聞いています。福祉事務所が保護費を貸しているというわけじゃない。

山田：

結局は感触なんですけど、おそらく貸す以上は回収しないといけませんから、保護は出ると思います。ただ申請してから1ヶ月の間に3万円貸すとしたら、本来は6万円から7万円の支給額になるんですが、その段階で回収するわけですよ。ちょっと前までは厳しかったんですが、今はだいぶゆるくなった。ただその後が続くかは別の問題。

役所は結局のところ1ヶ月後に本人が遁走してしまっても、本人不在で6万円を渡して、それを役所上の手続きで3万円返すことは可能なんです。残り3万円を本人が取りに来ないということにすればいいので。ただ、

普通は毎回 3 千円もらえるならよっぽどの理由がない限り本人は来るはずなんですよ。だから役所としては一時的に保護決定するのはわかっているから貸す、取りっぱぐれがないということで。ただ、その後就労指導や居宅を探せなどの指導が入るので、その人が半永久的に路上で保護をもらえる保証はないです。おそらく切られると思います。

鈴木:

そうしますと路上にいる人は誰でも受理申請されることになりそうですね。僕たちは決定されるには条件があるんですよ。稼働能力があれば無理です。身体に障害があったり、病弱であったり、歳がいついたらこっちは推していけるんです。行政はどうやってじゃあそのあたりを区別して、全員を受理しなくちゃならない、3 千円与える、居宅はないが。

奥田:

それでセンター利用になっているんです、今の話で言うと。明らかに稼働不可の人は居宅。でも当然福祉の原則としては補足性の原則としてものを考えているわけですから、就労可能な人は働いてくださいということでセンターで受けろというシステムになっているわけです。センターの中で稼働能力云々の判定があって、この人は就労ですよってなったら就労のほうに行くというようなシステムなんで、とにかく申請すれば全員がもらえるというシステムではない。

ただ見物なのは、センターに入るのは嫌だという人に関していったん生活保護を受け付ければ、今後保護課がどういような立ち振る舞いをしているのは市が作っているチャートを見てもそここのところがもやもやとしていて。センターに入ってくる中ではびしっとチャートの中で作っているんです。でもセンター拒否というところの中ではもやもやとしていて、半年くらい後に研修会があればはっきりしていると思います。

木谷:

①さっきのケースで確認、質問したいのは、1 番最初のケースというのは路上から生活保護を申請して、いったんセンターに入所した後に保護が開始決定されたということではよろしかったでしょうか？

②保護開始が決定されてからセンターに入るまでにはどれくらいの期間が？

山田:

①保護が決定してから、センターに入った。

②それはそれぞれで、保護決定が 3 週間から 1 ヶ月なんですけど、この方の場合には決定してお金が入ったあとセンターに入った。ただその方の場合たまたまそのタイミングでセンターに入れただけで、人によっては保護決定が出る前にセンターに入られる方もいますし、逆に保護決定して、今後出てくると思うんですけど、順番待ちもありますのでせつかく決定がでて 2 ヶ月くらい待つ人の出てくると思います。ただその方の場合には 6,7 万円を持って入ったわけですから 3 日で出ると言い出しました、そして 1 週間で退所されました。

木谷:

路上からというのは非常に画期的だと思うんですけど、支給している額なんですけど、1 類と 2 類で、例えば 2 類をだしているとしたら何パーセントくらいだしているのか知りたいんですけど。

山田:

今のところは 2 類も出ていると思うんですよ。具体的にはわからないんですけど、6,7 万円というのは北九州では住宅扶助以外の金額なんですね。ですから例えば 4 万円だけであれば生活費の部分ですよ。今のところは両方出しています。要するに分けて出すというのが出来ないの、路上だから水光熱いらなないでしょというわけにはいかないの、いわゆる居宅があるかたの家賃分以外は出ているはずですよ。

木谷:

あとは知的障害の方で文書指導が出たっていう事案を聞いたんですが、その具体的な内容はわかります

でしょうか。

山田：

それはちょっとわかりません。今市役所の本庁のほうから各区の福祉事務所が文書指導出しますから、そもそも本当に文書指導が出たのかどうかは又聞きなので確認が取れていないんですよ。ただ、出ただろうという風に支援者のあれからきて、そのちょうどのタイミングで家が決まったんでまだ確認ができていないんですが。

木谷：

一番最初に路上から生活保護が出るとなったのはいつごろの話でしょうか？それから今のところ何件出ているのか知りたいんですが。

山田：

一番最初は3月だと思います。2月に認めるという新聞報道が出たので、それから申請したので3月の半ばから下旬くらいだと思います。今何件おられるかはわかりません。僕らが把握できるのはセンターに入りなさいと言われて、センターに申し込み来た人たちには僕たち巡回相談のところに来るわけですが、役所からまる投げの形で。当然センターを希望しない人たちに関しては情報としてこちらのほうに回ってこないですから、わかりません。

センターに来たケースは正確にはわかりませんが、15人くらいはおられると思います。ただ、その方々というのは4月に関しては決定がまだで、ぼちぼち下りる方なので具体的な日にはこれから出ると思います。

奥田：

副田先生に質問なんですけど、うちも精神疾患を持っている方はいま課題になっていまして、自立支援センターの中である意味中心的なケアになってきているんですね。先月朝日新聞で大きく取り上げられまして、北九州のセンターは障害を持った人の対応をしているということが流れたんですけど、一方でここで提言とされていることで措置入院のことなんですけど、これはどうですかね。ここでも苦慮されて書いているのがよくわかるんですが、本人の人権がちゃんと守られる範囲でと書いてあるんですけども、これ以外に我々は考えるべきことはあるんじゃないかと考えるわけなんですけど、果たして措置入院で上手くいくのかということも含めてですね。

副田：

基本的に措置入院させざるを得ないというケースもやっぱりあると僕は思っています。例えば近隣住人と、もう妄想のレベルなんです。「オレは親分にさせられる。あそこは敵の組でそこに攻撃をしなければならぬ」という人とかがあるわけです。その中で関係性とかを問うんだけどなかなか治らない。そのケースは保健所の案件、最終的には精神病院に措置入院。今は居宅に、退院時、〇〇。今は健やかな生活をされている方もある。

そういうケースも路上にはあるという現実がひとつあって、それ以前の僕らが見てのボーダー的というか、ど真ん中のケースもいろいろあるんですけど、今私たちの会では国立の精神病院を一生懸命回って、治療したらよくなるとか、今のところは措置入院じゃなくて、病院と上手く連携をとりながら〇〇という意思表示の中で連れて行くというケースの中ではなかなか進まないケースっていうのは5,6件ないにしても。

どう考えたって僕たちがこれだけしようと思ったら「私が」っていうのは、これは30歳代の女性ですけども、それをどうしたらいいのかをほんとに悩んでいて。わりと医者の方だと治療したらよくなる、この人はゴミの集め方を見ても統合失調症に間違いない、医者の言うことが全然言うことが違って、そういう指示を受けたりすることがありまして。こういうケースもあって、全てにおいてかけろと言っているわけではない。

奥田：

何年か前にうちの NPO から韓国にホームレス支援のケースを学びに何人かが行って、当時の韓国のソウル近郊のホームレスの人たちはほとんど収容施設に近いような感じで施設を作って、そこにどンドン入れていくと。かつてさまざまな、特に精神科ではいろんな問題が起こっている。特に自傷他害の疑いがあると、そういう風なことで警察が介入するような形での措置云々というのは現実として起こっているっていうのも一方ではあると思うんですね。

このあたりで私も賛成とか反対とかの単純な話をしているのではなくって全国ネットでこんなことをもし厚生労働省に言っていく時に丸投げすると怖いんじゃないかという話です。というのは北九州の障害を持っている人の事例が紹介された時に一般的に新聞報道がみんなそうなっているのはホームレスの中に障害者が多い。障害者のケアをしなければならぬ。そして次に出てくるのが、山本護司さんの話なんですよ。その構図でホームレス＝障害者＝犯罪者＝累犯犯罪者。この構図が次のホームレス支援に対する偏見や差別を生み出していく可能性が非常に高いという中でこの提案はどういう風に考えたらいいのかっていうのは、まさに現場の話として。

わかるんですよ、事例として私たちもいろんなことを経験していますから、どうしたら言いのかっていう人もいっぱい居ますし。

鈴木：

アルコール依存症に関して精神疾患をしてしまった方もおられますし、妄想とかの方もおられるんですけど、これはメディカルソーシャルワーカーを通せば人権に関わるようなことは〇〇。ただ服薬が必要な方もおられますから、我々素人が生活保護を取らせてアフターケアをするっていう部分はかなり難しい部分がありますので、メディカルソーシャルワーカーと相談しながら精神科医という人たちと話し合っていく中で措置入院というかある程度隔離した状態にする必要があるって出たらそれは仕方ないです。

ただ人権については必ずメディカルソーシャルワーカーに話せば〇〇ありますから。実際に準備してアパートに住ませて、週に1回必ず様子を見て、メディカルソーシャルワーカーと電話で相談しながらでしたが、なんともならんで、ついに今はこういう方たちを支援する施設に入って、自分の望みで行きましたけど、服薬的なものもかなり本人の精神安定になりますから、基本的に軽はずみな行動は危険なっていう気がします。医療機関と相談されて、メディカルソーシャルワーカーはそういう意味でも人権を尊重してくれますから。

副田：

夜逃げしたらそれでお終いではなく、その後が大切だと思っています。私たちの2例のケースは病院、ワーカーも含めて相談して、支援で何が出来るのかを考えていって、居宅という方向性がようやく。ただ、路上でなんで手を出す、それはそのまま放っておけばいいという考えもありまして、苦慮するというのはひとつこういうことを書いてみたということではあるわけで。どうしたらいいのだろう、話をして意思疎通が取れればいいのだけれど、全然取れない人がいる。むしろそういう人たちに対してどうしたらいいのかってのは逆に、ここの本質はそこなんです、皆さんどうしたらいいでしょうか。

林：

関係性を作るのは難しい話で、あきらかにそういう病気を抱えていらっしゃる。でもほんとに難しくそういう関係性を継続することが一般的な対象者と同じようにはいかない。だからといってほっておくと市民社会からの排除というのを誘発するようなパターンもありまして、そういう本人の状況は気にすべき問題としてあるんですが、いろいろと周りが、地域の排除が高まるっていうのが結構あつたりするんですね。そういう中でどうしたらいいのかって本当に頭を悩ませて、ビラを置いておくだけでも物を投げつけられたりってこともまああります。措置入院っていうのは本人の同意というのはいらないんじゃないですか、いらぬですよ。そういう時に発動するわけで、それが良いのか悪いのかわからないことだらけです。

荒木：

今の議論で厚生労働省に要望するかどうかの是非なんですか、そのところを議論したほうが良いのか、別のケースとしてどういう風に対応していくかの意見交換をしていくのかどっちが良いのか迷っています



けど。

山田：

もともとうちも〇〇のほうの入院っていうのは計画入院というか、病院のほうにも都合をつけて入院して、医療保護かけてっていう風になっているんで、逆に役所のほうにこの人はこういう理由で心臓がやばいので入院させますと先に言っておいて入院するケースはあって、去年あたりから精神科のほうもそうするケースが出てきたんですね。いわゆるケースワーカーのほうにも福祉事務所のほうにもこういう理由で入院はいいですとは言わないです。

ただ受診した上で医者が入院しないとイケないですと言えば保護を認めますということで、入院までもっていくケースがあるんですけど、基本それは任意入院で本人が入院しますという風にいわないと病院は受け取れないんですね。本人が嫌がっているのを無理やりは出来ないんで。ただ措置入院が必要な方は保護が要ると思ってるんですけども、ほんとに自殺するとか言っている方がいた場合、その人を病院に受診させるということが難しいのも事実ですから措置入院が必要なケースもよくわかるんですが、入院するという本人の意志が最終的に必要なんですけども、福祉的に任意入院というのがもっと簡単に精神科の受診とその後の本人が受診して必要というのであれば任意入院にいけるシステムってのがもっと出来れば措置入院に行く必要がないのかなという気はするんですけども。

質問者：

病院は受けてくれるんですか？

山田：

措置枠があるっていうのと、あとは病院から言われるのはちゃんと保護がかかるのかってことと、退院後、だいたいどの精神病院も3ヶ月で出したがりますから、3ヶ月後その人行き先あるんですかとは聞かれます。だからセンターに3ヶ月入るとか、居宅とか施設を探しますっていう風に僕たちが行って受け入れてもらうケースが多いですね。何もなしでっていうのはやっぱり嫌がられますよ。

副田：

治療を前提に3ヶ月っていうのを認めていたらダメじゃないですか。6ヶ月や1年かかった人がおりますよ。

山田：

病院によっては期限が関係ないところもあるんですけど、だいたい。

副田：

そうでなくて福祉事務所に行く先あるんですかって言われるんでしょ

山田：

そうではなくて病院です。

副田：

それは戦わなくてはいけない。

鈴木：

それは今の入院制度の問題で3ヶ月切ったら金が出る。僕たちはそういう形でやっている。長期入院は出来ないんだけど、そういう病院とそうでない病院もあるそのあたりの実情を市川は知っているのではないですか？

副田：

全然知らないです。その先生と病院のバーターも含めて。〇〇のほうでも3ヶ月くらいで放り出されますのでたぶん取ってないと思います。

荒木:

それでは精神以外で何かありましたら

副田:

法務省をやってほしい。刑余者関係は？

小林:

直接私は担当してなくて会議などでの報告を聞いている限りなんですけども、とりあえず現状でってところでいくと19歳の保護観察で、それが20歳と共に切れるのでそれをどうするかっていうので1件。あとは50代の方で更生保護施設に行つて、それについてなにか社会サービスとの連携がとれないかっていうのが来ています。

私もこれを見て、帰住地がない者にとって当該刑務所を現住地として生活保護施設が使えるみたいなんですけど、私が制度をわかっていないのか、これは福祉事務所を最終連絡地、〇〇実施機関になっているのかなって思ってたんですけど、これってどうなっているんですかね。

副田:

よくわからんです、私も。実施要綱にはこれがちゃんと書いてあります。刑務所が現在地。

木谷:

更生保護施設のほうは別のスタッフで運営されているんですね。基本的に生活の需要は満たしているのですこでの保護の適用は考えられないんですけども、ただ唯一考えられる場合は医療を受ける場合なんですね。

更生保護施設で医療が必要になる場合には医療単給がかかるんですが、それで敷金支給の要件の時に施設等の中で更生保護施設に入っているのはそういう事情なんですね。通常更生保護施設を退所する時に福祉事務所に言って敷金出せなんて言うことは言えないので、更生保護施設を出た後であるとか、更生保護施設に入れない人の場合は、出所した場合は不安定な住居に置かれるということがあるので、このネットワークとしても法務省に意見を出されるということは非常に大切なことかなと思っています。

実際医療で保護を受けている人の場合には敷金支給の可能性は出ているので、そういうケースを把握すれば更生保護施設からの退所の際に敷金支給を求めたら良いんじゃないかなと思っています。

荒木:

他に刑務所から出られた方を受けられた事例がありましたら

織田:

仮出所の時に身元引受人が高齢でその家に帰れない。そして家に帰れないのでなんとかならないでしょうかってとこで、仮出所ですぐ区に保護申請に行つて、74歳の女性だったんで、そのまま保護申請通つて、救護施設に入れて、救護施設で仮出所3ヶ月保護かかりながら施設入所、そして満期で居宅というケースをやりました。

これは保護司と保護観察所とそのへんと山口県の刑務所と連携をとりながらやったんですけども。その保護司さんは他のケースで80歳代の男性を刑務所にいてる中で介護保険の認定を受けて、満期になったとたん西成区で生保の相談をしてそのまま居宅にしたっていうケースもやっぱり多々なんですけど。

うちは救護施設なんですけど、うちに来てから問題を起こして執行猶予がつくっていうケースが。執行猶予のときに後ろ盾があるかないかでその人の次の所でだいぶ変わってくると思うんです。執行猶予ついたとたんうちにいろいろと支援しますっていうことで保護司と連携して保護観察所と連携をとりながらっていうとこで、かなり執行猶予ついている方を保護司さんの上で一回面接。そして本人の家で一回面接。うちの施設で一回

面接って形で連携をとってずっとやっていっているっていうケースもあります。

そういった形でやっていく受け皿って所で、現に加古川刑務所にこの間行ってきて中まで入れていただいて、1000人の収容の所で知的、もしくは精神の受け入れのところが120人。現在は80人入っている中で東京から西日本の方々が入っていますと。県に帰す時にだいたい2人から3人くらいで知的、もしくは精神障害の方が出て来るってところで、この時に本人の意志があればということなんですね。この時にどういう風に連携をとるか。保護観察所、もしくは保護司とか。それは仮出所のところの話ですけども、それが無い時、満期になった時。満期になったときは保護司も保護観察所も関係ないので受け入れ先の所で福祉に直に話をするか。もしくは住居の所でちゃんと確保して行って、いろんなやり方をやっていけば可能になってくるかなという糸口が見つけられたってとこで、5年位前から刑務所を出た方、もしくは保護観察中の方、仮出所の方を10人ちょっとやっていますという事例です。

佐藤：

北九州で支援していた方が累犯の窃盗で今刑務所に入っているんですけども、その方は自立者となって生活保護を受給されていたんですけども、もちろん捕まってから生活保護は切られたわけです。2年の刑期が確定しました。そして出られた後のことを本人と話したのですが、本人は帰ってきたいということをおられました。つい先日保護観察官の方から連絡が入りまして。将来のことを考えるにあたってどこに帰りたいかと聞いたところ北九州の八幡東区に帰りたいという風におっしゃったということで。

今後の流れとしては、保護司さんと保護観察官と、この時に身元引き受け人に私になったんですけども、連携して。あとは生活保護だと思うんですけど、刑務所に入る前に受給していたんですけど、受給してすぐに入ってしまったんですね。本人は通帳に振込みしていたので生活費が丸々入ったままだということでケースワーカーから連絡があったんですけど、私たちも本人がいないところで勝手に下ろせないということで突っぱねたんですね。初め、ケースワーカーはお金を返せって言ったんですよ、でも返す金がないので返せないということで。そして向こうが出してきた答えというのが、今後出られてまた帰って来るでしょうから、その時に居宅設置費用として使ってください、内訳を説明してくれば特にこちらは問題ありませんという風になりました。

つまり出た後もケースワーカーは関わってくれるということの意味していると思うんですね。そういった形で保護観察官というのは司法と福祉っていうのが両輪にならないとだめじゃないか、そういった形でいきたいなと思うケースでありました。

副田：

関係性があるものについては保護司も来ますし、特に市川に帰りたいと言っているけど受け入れる気持ちがあるのか。そういうのは何件も起きていますが、僕の名前を何人かが身元引き受けに出しているようなので。

ただこれは市川だけなのかかわからないですが、路上生活者の中に出所後かえる場所が無くて生活保護、場所が無くて路上に仕方なくっていう。ああなった人はもう一回犯罪を犯して生きていくって言い切った人間がいたという。それは別に知らない人間なんですよ、そもそも関係が無く、路上で出会った人の中でそういう人たちがいるっていう現実の中で。路上生活者が無くなればかなり人数も減っていくんでしょうけど、もしこれが生活保護が可能ならば、出所時に申請をそこで出来て、本人が帰住先をここにしたいという希望があれば移管手続きを刑務所から市川にしてもらって、居宅生活に結びつくことは出来ないか。路上に戻していいのかっていうのが本質的な私のここでの問いであり、それが生活保護法で認められるならば、僕には言われているように読めば。

奥田：

私も読んでそうなのかって勉強になったんですけども、一方で一番問題になるのは身元引受人がいなくて満期出所だと思うんですよ。下関の放火事件のFさんという方に関わっていますが、彼も満期で毎回出てくるわけです。74歳で事件を起こして人生の半分を刑務所で過ごしている方ですけどもこの人も軽度の知的障害です。ですから満期で出た時に誰も引き受ける人がいない、関係性が途切れているということで生活保護申請をしてもそれだけじゃ足りないと思います。生活保護申請をするプラス更生保護にしても1種事業でNPO

が手を出せないという枠にあって、このあたりで社会的な受け皿を保護課だけじゃなくって、居宅設置を含めた議論をどうするかっていうのが1つと。

それから北九州の自立支援センターが本当によく頑張っているんですが、これを生活保護法だけじゃなくって、障害認定とか障害手帳申請云々のことをなぜ刑務所で出来ないのかって刑期のことだけじゃなくって、更生していく、次の生活をどうしていくかってことで刑期中に障害認定などが出来れば次のずいぶん変わると思うんです。全てが出所後だという今の構造は間違っている、そこのところに何か食い込めないかとは思いますが。

川辺:

今の奥田先生の意見に私も賛成なんですけど、関係性のある人、あるいは自分で福祉を受けていた人の場合はあまり問題ないと思うんです。私たちの関係してる藤沢の福祉事務所においても、私たちが直接関係を持っていない人たちでも以前に藤沢で生活保護を受けていて、そして犯罪を犯して満期で出所してきた。そして藤沢の福祉事務所に来た場合はほとんど間違いなく保護が下りています。だからそういう関係性の場合は問題ないと思います。

今副田先生が問題にしていたのは多分誰も関係性の無いところで満期出所をした場合で、どこにいったらいいのかわからない。福祉事務所という制度さえ知らないと言うような方の話だと思うんですね。そういうのをただ刑務所が満期で「はい、さようなら」でおしまいっていうのはやはり制度としてあれなので、そこで保護を申請するかは別にしても、今の障害認定の問題ですとか、生活保護制度の問題とかそういったものを彼ら帰るあての無い人には刑務所のほうで何らかの措置をするようなことを全国ネットとして法務省に要望していくのは大変有意義じゃないかなと思っています。

林:

皆さんに聞きたいんですが、生活保護をうつってというのは、一方で行政は野宿状態にいる人をどうにかしたいっていう意図は明確にあるんです、多くの場合。その時に例えば僕が平塚市から言われたのは「林さんは生活保護のことを、路上にいる人のことを熱心に言うけど両方要りますよね。あなたは路上にいる人の路上状態を促進したいと思っているんですか、まさかそうじゃないですよ」と退路を残さない形で取り込まれてしまうっていうのを常々感じているんですね。

皆さんに聞きたいのは、僕も生活保護はきわめて重要なメニューだと思っていますが、ただ一方で生活保護に乗るまでに気持ちに非常に時間のかかる方、2年、3年、4年かかる方がいらっしゃいますよね。一方で親族調査の結果、いないという人もいるだろうし、あるいは精神疾患の例というのもそういうメニューから外れてしまうような人っていうのも当然野宿者にいるし、まさにそういう人だと思っているし。そういう市民社会に復帰させるのがなかなか難しいかもしれないという人に対して路上空間的な排除が討たれる可能性を感じてらっしゃるのか、あるいは両方、2方面作戦でやってけると思いなのか、その辺を。

堀之内:

質問の趣旨がわからなかったんですけど、行政のほうを取り込んでいくのに対して、それに取り込まれない人が路上に残って、そこは強制排除で行くっていう。

林:

堀之内さんのご報告の中で生活保護申請が最初から可能であったということは僕にとって非常に驚きだったんですけど、例えばこういう可能である裏側にはもしかしたら〇〇図書館には絶対させたくないからとりあえず生活保護にのっけようというそういう意図もある場合もあると僕は思うんです。そこらへんについてそういう野宿状態がかなり困難になるっていう裏面があるっていうことはどうなんだろうかっていうところなんです。

堀之内:

確かに昔の話ではそういう、例えば桜島棧橋というところの近くにウォーターフロント計画があって、そのために集団で保護申請をしてもらったりという例があったりとか、そういう形の対応も確かにあったりとか、それが

公の精神に立ち返って上手く運用されるようになったらいいとは思っていますけど。ただ公共空間とかそういう話になると会を別に設けないといけないようなテーマになってくるんで。

荒木:

それではそれは今後の課題ということで。

今日の話の中で生活保護の運用が各福祉事務所によってこんなにも違うのかと認識されたのと、同じ生活保護法の運用の可能性も見れたので研修会の成果があったのではないかなと思いました。ありがとうございました。

## 研修会(2) 住宅確保とアフターフォロー—各地の事例発表と他地区での適用可能性について

司会:織田 隆之さん (全国行脚の会)

織田:

さっきはいろんなことが出てきて頭の中が整理できてない方が多いと思うんですけど、あの流れの中で生活保護をかけて居宅にしました。それだけで終わりかといえそうではないですよ。そっからがほんまの大変なところやと思うんです。やっていく上で各地域、組織いろんなところでいろんな取り組みをやられていると思います。お金があるところ、全然無いところ。そういうところでどういう風に取り組まれているかというのを発表していただきながら、自分のところで取り組む時に参考にする、もしくはこのあと懇親会のときに個別で行ってなんかあったときには見学させてくださいとかメールでやり取りするのをもひとつだと思しますので、そのひとつのきっかけになればと思います。

### 1. 寺尾 千香子さん (NPO 法人ホームレス支援ネットにいがた)

寺尾:

まず私たちが5年位前に新潟ホームレスの自立支援の新しい組織を設立したときに、私たちが持っていてホームレスの自立というイメージは働いて稼ぐというイメージでした。当事野宿で暮らしている人と話をすると、働きたい、それから今まで経験した仕事が生きていくための口を探したい。それから就職の面接行きますよというような声がたくさん聞こえました。今思えばあの人たちの話がどの程度現実的なものだったのか眉唾物だったものもあったんですが、稼ぐ意欲のある人が大勢いました。

そこで私たちは就労支援を第一の目標に挙げて、ホームレス支援ネット新潟の設立をしました。野宿生活の人が働きに行くのであれば住宅からでも野宿の場からでも良いと考えていました。しかし履歴書を書くのも疲れた体を休めるのも安定した住まいがあるほうが良いという考えに行きました。住宅確保とアフターフォローの就労支援というより就労支援と住宅確保はビフォーケアというのが当時の私たちの気持ちに沿っているように思います。

2番に行きますが住宅確保ということで、私たちの主要な事業で野宿生活から脱する人たちへのアパートの転貸を始めました。

3番のほうに進ませていただきます。アフターフォローについてですが、これが今日一番話したいことです。私たちの活動を紹介しますと、住宅を確保したあとで本題の就労支援に取り組みました。始めに紹介する3つのケースはそれが実を結んだケースです。事例のほうがわかりやすいと思いますので説明します。

ケース1はまちかど館に入居した大工さんで年は53歳。結婚したことがあって子供が3人います。離婚後も元のお連れさんや子供がいる旧市内から遠くへは行きませんでした。ちょっと離れた別のところにアパートを紹介しようとしたんですが、顔の見える範囲をかなり探していました。顔見知りの親方が紹介してくれる作業現場に通っていたんですが、仕事がいっつもあるわけではありません。また新潟地震のあとはいろんな仕事があったそうですが、きつい仕事ですと50歳を過ぎて連日働きに出ることは出来ません。

最初は自分の収入で私どものアパートに入ってきたんですが、入居後1年目で生保を申請しました。受給後、最低限の生活が出来る安定収入が出来たと共に仕事もとりやすくなりました。ところが収入が増えたせいで職場の仲間で大盤振る舞いしたりとか、子供に高額な贈り物をしたり、自分でも酒の飲みすぎで最後は脱水症状をおこして病院に搬送されました。本人は派手な振舞いをすることが職人らしいと思っていることがある

一方で家賃はしばしば滞納して、私が請求すると大家なんて家賃が半年くらい払えなくても黙っているもんだと豪語するような人でした。

ケース 2 の場合。野宿生活から私たちの紹介で派遣会社経由で長野県に就職した北海道出身の方です。就職を決めるまでにかなり迷いました。その理由は新潟でホームレス時代に仲良くなった人と離れること、そして新しい職場、土地で新しい友人が作れるかということですね。ただここで就職がチャンスだという心の葛藤をかなり抱えていましたが、最後は就職の道を取りました。就職後も私たちと連絡を取り合っていたし、まじめに働いているという報告を派遣会社の社長さんからいただいていたので、私たちの就労支援の成功例としてあちこちに自慢していました。

ところが勤務先の会社が東南アジアに工場を建設するというので定期的に行ったり来たりするんですね。その出張した際に、国内持込禁止 DVD を大量に持込み、税関で摘発されてしまいました。大量にというのは 100 枚を超えています。私もびっくりしまして、それも 1 度ならず 2 度までもということで罰金の命令だけで逮捕はされなかったんですが、結局仕事はクビになりました。

ケース 3 はまちかど館の一番新しい入居者ですけど、出身は宮崎県です。野宿の時から運送会社で働いて今でも続いています。入居後に生活保護を受け給料の 90 パーセント、生活保護費が 10 パーセントくらいの割合で生活費になっています。入居して 1 年も経たないんですが、この方も家賃の支払いがしょっちゅう遅れます。それでも故郷から父親が亡くなったという連絡が来て、お葬式に出かけていきました。

余談ですが生活保護のときは葬祭扶助があるんですが、これは市役所に葬式のために帰りますよって言っても、市役所のほうからはこういう扶助が出ますよって一切言わないんですね。私のほうからこれは交通費かなりかかりますので生活に支障があるから必ず申請を受けるようにと申請して、本人は貰うことが出来ました。本人自ら申請があるときのみで、行政からは何も言わないのがこの制度のあり方なのかなとちょっと考えています。

以上のように仕事にいったんは就いたんですが、そのあと立ち行かなくなったケースと何とか繋がっているケースがあります。この 5 年間の経験で野宿生活からいったん屋根のある暮らしを手伝い、そのあとで仕事に就けるよう応援するという道筋がだいぶわかってきました。

ケース 4 はまちかど館の入居者ですが数人で飲みに行ったらしいです。ところが途中で喧嘩して別々に帰ってきました。うちが男性 7 人です。で玄関の鍵はほとんどかけないんですね。で鍵を持たないで出掛けていくんですが、先に帰った人が鍵をかけちゃったらしいです。最後に帰った人が入れなくなってしまって、窓ガラスを破って入った。その人はまちかど館の暮らしに不満がある、いつだってホームレスに戻れると啖呵をきった人なんですけど、1 ヶ月屋根のある暮らしをすると一晩を野宿するという気はなく、どうしても屋根のあるところに、仲間のあるところに戻りたかったんじゃないかなという風に思っています。最初窓ガラスを割ったとわかった時には激怒しまして、苦勞して確保したアパートを壊す気かかって言ったら弁償するからってことだったんですが、あとで冷静になって考えると一晩であれ野宿はしたくないという気持ちがあったんだなというところで私自身がほっとしたということがあります。

もうひとつはケース 2 の後日談なんですけど、この方は長野県の会社をクビになって新潟県に戻ってきて、いったんはかつての野宿仲間が住むアパートに転がり込みましたけど、同じ派遣会社の派遣でまた新潟市内の会社に勤めています。今は落ち着いて元ホームレス仲間の人たちと連絡を取り合ったりして生活が安定しているかなという雰囲気が見えます。

最後にまとめですが、働いてお金を稼ぐには暮らしがそのものある程度きちんとしていることが大事です。暮らしが安定しないで稼ぎに行くと、収入が増える分だけ暮らしの荒れがひどくなります。不自由ない小遣いで覚せい剤を買い求める芸能人の子供のようなものがあると思うんですが、同じようなものかと思っています。

その暮らしの中で住宅は大切な要素ですが、しかしひとつの要素だということがわかりました。住宅のほかにも信頼できる友達とか、自分がやりたいともうことの発見などいくつかの要素を挙げることができます。私たちはこのことに気付いた後野宿生活者を取り巻く人と人との繋がり、それから質と量の両面から豊かにしようという事業を住宅確保と並行して手がけています。

例えばパソコン教室。文章を書いたり、計算をしたりすることの少ない人たちが〇〇やっておりました。それでも2年続けるとみんな飽きてきたらしく最近出席者が少なくなっています。

また花見会などをやって交流を深めているということがあります。ホームレスの人たちの心を掻きたてて、他人と接触したいと思ってもらえるタネはなんだろうか、こんなことで頭を悩ませているのが現状です。とりあえず新潟の報告です。



## 【配布資料】新潟 ホームレス支援ネットにいがた

「新潟市の事例」—住宅確保とアフターフォロー—

(特非)ホームレス支援ネットにいがた  
理事・事務局長 寺尾知香子

### 1. 自立支援組織発足時の構想

就労支援を中核 ← 住宅確保は重要な基礎

### 2. 住宅確保

#### a. 支援ネット直営アパート「まちかど館」2004年運営開始

(※Shelter-Less No.27 2005・Winter 参照 配布資料)

方法:1軒家を賃借し、支援ネットが改修工事。

野宿生活から脱することを希望する人に転貸

形態:個室7室 1室の広さ5.5畳~6畳

共同部分:台所、食堂、トイレ、風呂、洗面所、洗濯場

資金:民間の市民活動助成金—工事費

入居者からの家賃・管理費—維持費

入居者の収入—生活保護費・年金・給料

現在7室満室 [退去者4名:3名民間アパート 1名市営住宅]

#### b. 民間アパートへの紹介

方法:知り合いの不動産屋を紹介又は同行

保証人:保証人は各自で探す。(支援ネットは保証人にはならない)

### 3. アフターフォロー

#### 1) 就労支援へ至る道筋

ケース1 「まちかど館」入居後、生活保護費の他に日雇いの大工仕事を取り易くなった。増えた収入で過度の飲酒を繰返し、アルコール中毒で入院した。他にも、職場で奢ったり、子供へ贈り物をする。  
⇒派手な振舞いをするのが職人としての自分の証し

ケース2 県外で就職し社宅へ入居したが、友人ができなかった。外国へ定期的に出張した際に、国内持込禁止DVDを大量に持込み、税関で摘発された。  
⇒収入はあるが孤独な生活の憂さ晴らし

ケース3 野宿生活中から人材派遣会社に勤務、「まちかど館」入居後も働き続ける。親戚の葬式に帰省。  
⇒??

#### 2) 暮らしの落着き

ケース4 「まちかど館」から数人で夜に外出した後、最後に戻った人が玄関の鍵を忘れていたところ、廊下の窓ガラスを破って戻った。  
⇒アパート生活を数ヶ月続けると野宿生活には戻り難い

ケース2続 新潟に戻った後、友人のアパートで一時同居。再就職と社宅への入居。  
⇒友人との関係再開による生活の落着き。

### 4. 今後の課題

就労支援 ← 暮らしの再建が基礎 住宅確保はその重要な一部  
暮らしが崩壊している状態で仕事をしても、得た収入が害になる恐れ

暮らしを再建する鍵探し

例、パソコン教室

コンピューター技術の習得よりは、教室を通じたコミュニケーション確保が目的

## 2. 今井 誠二さん (NPO 法人 仙台夜まわりグループ)

今井:

「仙台夜まわりグループ」の今井です。私達はもともと 2000 年の 1 月から夜まわりをはじめたのですが、「夜回りグループ」という名前からもわかるように最初は行政との闘争とか何かを獲得していこうとか、そういうことはまったくありませんでした。私は関東生まれ関東育ちで、私が所属している教会の牧師(仙台夜まわりグループのメンバー)は九州出身なのですが、私たちは仙台で雪ががらがん降っている中で野宿している光景に驚愕したわけです。そんなことはありえないと思っていましたから。実際に雪が降る中でダンボールをひいて寝ている人たちがいます。

また仙台では移動型の路上生活者が多いのですが、一晩中歩き続けるというのが一つの行動習性なのです。なぜかという、寝ちゃうと死んでしまうものですから、夜の間、ずっと体を動かしながら徘徊するのです。夜が明けて暖かくなると市役所とか図書館などの暖かいところに行って寝るのです。ですから仙台の越冬で一番必要な物は靴なのです。雪でぐちゃぐちゃになるから、「一番何が欲しいのか」と問うと、「靴が欲しい」と答えが返ってきます。

このように他の地域と違うような行動形態をもっています。ある時にですね、「なぜ、わざわざこんな寒い中で野宿するのか？ もっと暖かい東京とか横浜とかに行けば仲間もたくさんいるし、そっちに言ったらいいんじゃないか？」と聞くと、ある方が「故郷の東北で死にたいんだ。最後は故郷の東北に一旗挙げて帰りたいと帰りたい。廃品回収でも何でもいから、とにかく仕事をみつけて故郷に帰りたいけど、その仕事がない」とおっしゃいました。路上生活者によく聞いてみると、彼らの多くは東北出身です。「仙台ー上野」というのは東北の人にとっては就職列車ですからね。仙台というのは東北の人にとって心象風景として出稼ぎの入り口みたいな感覚があるみたいなのです。そういう意味で「帰りたいけれど帰れない」というケースが多いということがお話を聞く中でわかりました。

仙台におられる路上生活者のなかで、いわゆる稼働年齢にある方の割合は半分以下です。60 歳以上の方だとか障害だとか病気を持っている方の割合が多いですね。最初のうちは夜まわりをして安否を問うていたわけですが、毛布や味噌汁を凍死しないように持って行ったのです。しかし、ある時に路上生活者に呼び止められて、「お前たちがこういうことをしてくれるのは嬉しいけど何にもならない」とはっきり言われました。「味噌汁やおにぎりを持ってきたって 30 分ぐらいは暖かい思いができるけど、その後は何にもならないから、どうせやるのだったら、もっと前につながることをやれ」とお叱りをうけました。そこで私達は一念発起しまして、そこから炊き出しであるとか、生活保護申請、アパート探しというものを具体的に始めるようになりました。

その後ですね、私たちの活動がクチコミやマスコミで知られるようになるなかで、「そういう活動をしているのだったら、アパートを貸すよ。ただし個人には貸せないよ。あなた達はちゃんと法人として格をとりなさい。法人格だったらアパート契約をするよ」と言う大家さんが何人か現れたのです。それをきっかけにして、NPO 法人化するようになって、第二種社会福祉事業の簡易住宅としてアパートをお借りして、路上生活者をいったん受け入れて、路上から市営住宅・県営住宅に行くまでのワンストップとして、第二種社会福祉事業の簡易住宅を提供しようということで、任意団体から NPO 法人化しました。その後、いろいろですね、炊き出し、生活支援、保証人支援、仙台市の路上生活者の衛生改善事業のシャワー提供の事業委託などを少しずつ始めてきました。

今日のテーマである「住宅確保とアフターフォロー」ということなのですが、私たちの活動は第二種社会福祉事業というのが一つの柱となっています。中間施設を柱にしよとしたきっかけというのはですね、いくら家族と関係を回復して何とか保証人をみつけても、あるいは、「保証人がいなくても貸してあげるよ」という大家さんがたくさんできて、そこに入れてもですね、結局、ホームレスというのは家がないからではなくて、さまざまな問題を抱えているから路上に出ているケースがたくさんあるわけで、問題を抱えていながら何のケアもしないで部屋に入れても、また路上に戻ってしまうということを理解する中で何とかして生活を立て直すということをした後で実際に市営住宅・県営住宅へと自立を促す道を作った方がいいと、そのためにとりあえず私たちの

法人では彼らが失ったセーフティネットを一つでも多くつけた後で出て行っていただく。その後になるべくアパートや市営住宅に移った後でも路上に戻らないような仕方での私たちの中間施設の時間を過ごしていただくことを取り組みとしてやっています。

実際に施設に入って自立するまでの期間は最短の人が2ヶ月でした。私たちは家賃のほかに施設利用料というのをとっていますから、ほとんど、蓄えなんかできないはずなのですが、その中で蓄えて、たった2ヶ月たった後で保証人のいないアパートを探して出て行った人がいましたけど、中には3年間かかっても未だに金銭管理とか生活管理とか自炊が出来ない方がいます。

「上飯田ハイム」という中間施設では、3食ご飯をだして、生活の立て直しをやっているのですけれども、自分で自炊ができないような方がたくさんいるのですね。20年、30年、住み込みの寮にいたので、いまさら「自炊しろ」と言われてもできないという方や、あるいは「宵越しの金はもたない」という昔気質の方がおられて、そういうなかで上飯田ハイムでは3食食事を出して、生活の指導をしています。

実際に話を聞くと、結局、居場所・行き場所がなくて、そこに溜まってしまうのですね。つまり一方ではお年を召した方には老人ホームをいろいろ見に行くのですが、「老人ホームに行ってもお金が手元に残らない、たばこ代にもならないのでここに居させてください」。こういった理由でどんどん自立したくなくなっちゃうような状況が続いていまして、いまや上飯田ハイムの方々には精神手帳とか、療育手帳を12名中11名がとっていまして、実際にはグループホーム化しようとする計画があったのですが、一昨年の秋にグループホームの設立に関する法制度が変化して非常に厳しくなりました、ケアマネジャーを確保することができずに断念しまして、今でも第二種社会福祉事業というかたちでやっているのですけれども、やっていることはほとんどグループホームと変わりません。

このように、いろんな問題を抱えている方をどのように各種の社会資源につなげていくかということですが、グループホーム、養護施設、老人ホームにつなげていくわけです。その前にですね、ヘルパー、デイケアなどの介護保険制度の利用を申請したり、あるいはギャンブル、アルコール、共依存などのアディクションの問題に関しましては、アディクション専門のデイケアに行ったり、場合によっては入院する方もおられます。

自立した時に、もう一度路上に戻らないようにするために、多重債務をいかに解決しておくかということで宮城県の青年司法書士連盟というところが非常に協力してくれまして、私達の無料相談会をしてくれています。法テラスに直接行っても、書類がたまったままになっていて、申請しても受け入れてくれないケースがずっとあったのですね。今回、司法書士連合会が入ってくださることによって、「持ち込み自由」という制度があることを教えてもらいまして、いまや真っ先に、多重債務の問題があるかないかを個人情報センターに行行って開示して、そこで解決した後で、すべてきれいにした後で、市営住宅・県営住宅等の保証人のいないアパート探しをしています。司法書士の先生のおかげで、住所を移したがゆえに、逃げざるをえないというケースはほとんどなくなりました。

また私たちの中間施設では、宮城県の社会福祉協議会がやっている「まもり一ぶ」を使った生活管理をしています。宮城県の社会福祉協議会が出納帳みたいなものを作ってくれまして、月1回から週2回まで、「まもり一ぶ」の担当者がきてくれて、お金の使用状況や出納帳をつけているかを管理・指導してくれます。この制度を利用して自立していかれた方もおられます。

DV被害者の保護ということに関しましては、「なごみ」という女性専用の施設がありまして、いわゆる女性のDV問題、あるいは風俗業界から逃げてくる方々の保護を「なごみ」でやっています。「なごみ」は以前、県が運営していた結婚式場の独身寮だったのですね。いわゆる施設であるとか、シェルターであるとかは外観からは全然分からないので、非常によい立地条件の遊休施設なのですけれども、私たちがコンペの結果、受託することになり、現在7名の女性をかくまっています。そのうちの何人かは弁護士をたてて離婚の訴訟をして、離婚が成立して、市営住宅・県営住宅へと出て行こうとしている人たちがいます。

ただ問題はですね、実はいま、宮城県の県営住宅がですね、連帯保証人が必要だということを言い始めて

います。今までは「市営住宅県営住宅は連絡先は必要だけど、連帯保証人はいらぬ」と言っていたのに、県営住宅の3割4割が外国人の入居となっていて、施設の破損が非常に社会問題化してきていることを背景に、連帯保証人が必要だと言うようになってきました。たとえ元ホームレスであったとしても連帯保証人が必要だと言い始めています。でも法律は変わったのかというと変わっていないわけですから、そういう意味で今はねじ込んで、「保証人を探す方向でするので何とか引き受けて欲しい」と頼んで何とか受け入れてもらっています。今後も県営住宅で身元保証人がいないからということで拒否されるケースが出てくるのではないかと心配しています。

アフターフォローの問題ですが、累犯高齢者、累犯障害者が、お金がなくなっちゃったから、万引きとか無銭飲食をして、刑務所と施設の入退所を繰り返す方々います。そういうケースにどういふふうに対応すればいいのかどうしたらいいのか苦慮しています。

また、宮城刑務所の分類審議室から直接、私たちの中間施設に入れてくれないかという依頼がいくつもきています。ちなみに宮城県の分類審議室から仙台市の「路上生活者等支援センター」に満期出所者がどんどん送られています。どういふふうなシステムになっているのかはわからないのですが、たとえば、仙台駅で降りて一晩、公園で過ごしたら、次の日は「支援センター」に入れてしまう。どうも前もって連絡しているとは思えない。なぜかといったら普通はウェイトング・リストがあって、「結核診断を受けなさい、健康診断を受けなさい、2週間後に入れますね」といふふうにアポイントをとって入っているのに、宮城刑務所を出た方々に関しては、直接受け入れているようなケースもいま出てきています。

それはなぜかという、「支援センター」は稼働能力のある人しか入れないのですね。そういう人たちの数がどんどん少なくなっている。このことを背景に支援センターが入れて出してを繰り返しています。支援センターが生き残る術かもしれませんが、私たちは自立のあり方としていいのかと疑問に思っています。

何でそのようなことがわかるかといいますと、支援者相互の情報交換ということで、仙台市の社会課の職員や社会福祉協議会のスタッフとかですね、仙台市内の第二種社会福祉事業の簡易住宅を運営しているNPOのスタッフが月に1回情報交換をしています。ですから、路上にどういふ人が何人いるのかとか、施設の入退所状況を支援者同士で情報交換をしています。そこに仙台市の社会課の職員もいるわけです。

ですから、場合によっては仙台市の職員が新しいコミュニティができたということもそこから知っちゃうわけですね。そこで管理課に言われて排除されたらたまったものではないので、少なくとも仙台市の社会課はそういうことをしないで、たとえ、国土交通省から排除の勧告があっても本人たちと直接コンタクトするか、支援者に連絡するようにしてくれているので、いまのうちは信用できるかなと思っています。このようにかなりディープな個人情報まで交換しています。

民間の方は半就労・半福祉の自立を促す。「支援センター」の方はハローワークでお尻を叩いて仕事を見つけさせるという住みわけみたいなのがだんだんできていまして、そういうなかで行政とお互い批判しながら今後も協力していけるのか、どこまで情報を交換していけるのか課題かといえます。

## 【配布資料】 仙台 仙台夜まわりグループ

特定非営利活動法人 仙台夜まわりグループの事例 今井誠二

1. 仙台夜まわりグループの沿革
  - \* 夜まわり開始
  - \* 行政との対峙
  - \* NPO 法人化と行政との協働
2. 当事者との関係作り
  - \* 夜まわり・炊き出し・セミナー・清掃活動
  - \* クチコミによる支援活動の認知
  - \* 福祉事務所からの相談
  - \* 病院からの相談
  - \* 刑務所分類審議室からの相談
3. 路上からの居宅確保
  - \* 入院
  - \* 住み込み
  - \* 保証人不要のアパート
  - \* 中間施設
  - \* 支援センター
4. 中間施設入居後の住居確保
  - \* 市営住宅・県営住宅
  - \* 民間アパート(保証人無し・保証人バンク利用・保証人確保)
5. 路上に戻らないための取り組み
  - \* グループホーム・養護施設・老人ホーム
  - \* 家族との関係の回復
  - \* DV 被害者の保護
  - \* 司法書士・弁護士・法テラスとの協力
  - \* 精神科医、アーチルとの協力、精神手帳・療育手帳の取得
  - \* 障害高齢課との連携、介護保険申請、ヘルパー、デイケアの利用
  - \* ボランティア活動をしながらの人間関係の構築
  - \* 「まもりーぶ」などを利用した金銭管理・生活指導
  - \* 各種免許再取得支援
6. アフターフォローの問題
  - \* 生活相談・指導の必要性(アルコール依存・ギャンブル依存・万引き他、累犯高齢者・累犯障害者への対応)
  - \* 問題・障害状況の隠匿・債務未整理・家賃未払い
  - \* 支援者相互の情報交換(仙台協友会・巡回相談員・支援者懇談会)

# 全国支援ネットワーク研修会資料

## 仙台市中間施設リスト (2008. 4. 1. 現在)

原資料仙台市社会課支援係作成・仙台夜まわりグループ編集

	施設名	設置団体名	責任者	開所日	定員	職員数	住環境
1	簡易住宅 光豊荘	社会福祉法人 庄慶会	庄司智子	1960/6	85世帯	常勤2名	53棟89戸 (うち3戸は管理所、1棟は集会所)
2	コーポ フレンド	NPO法人萌友	芳賀ヒロ子	2002/1/4	8名	常勤1名 非常勤1名	①6畳(押入、台所、浴室、トイレ)×8 ②共用談話室:1室 ③事務所:1室
3	峰栄荘	第2種 社会福祉事業 ありとも	青木康弘	2002/12/18	8名	非常勤4名	①4.5畳(押入付)×4(台所、浴室、トイレ共用) ②6畳(押入付)×4(台所、浴室、トイレ共用)
4	小野寺 アパート	第2種 社会福祉事業 ありとも	青木康弘	2003/2/1	10名	非常勤4名	①6畳(流し台、押入付)×6(浴室、トイレ共用) ②6畳×4(台所、浴室、トイレ、洗面台共用)
5	上飯田 ハイム	NPO法人 仙台夜まわり グループ	今井誠二	2004/4/28	9名(最大 11名)	常勤1名 非常勤7名	①個室(3.3㎡以上)×9(台所、浴室、トイレ共 用):通常利用者 ②個室(3.3㎡以上)×1(台所、浴室、トイレ共 用):緊急利用者 ③管理人室:1室 ④事務室:1室
6	ハウス 苦竹	NPO法人支援 の会ピース宮城	桑折不二夫	2005/2/1	3名	非常勤1名	①6畳(押入、台所、浴室、トイレ)×3
7	コーポ 菅井	NPO法人支援の 会ピース宮城	桑折不二夫	2005/11/1	1名	非常勤1名	①6畳(押入、台所、浴室、トイレ)×1
8	和 (なごみ)	NPO法人仙台夜 まわりグループ	今井誠二	2006/3/1	6名	非常勤2名	①6畳(押入、洗面台)×6 ②厨房:1室、浴室:1室、トイレ:2室 ③共用談話室:1室
9	フォーブル 北社	NPO法人萌友	芳賀ヒロ子	2006/4/25	6名	常勤1名 非常勤2名	①6畳(押入、台所、浴室、トイレ)×5 ②6畳・6畳(押入、台所、浴室、トイレ)×1 ③共用談話室:1室
10	南小泉 ハイム	NPO法人仙台夜 まわりグループ	今井誠二	2006/6/26	6名	非常勤3名	①6畳・6畳(台所、浴室、トイレ)×3
11	長嶺 ハイム	NPO法人仙台夜 まわりグループ	今井誠二	2006/11/15	7名	非常勤5名	①6畳(台所、浴室、トイレ)×6 ②6畳(台所)×1 ③共用室兼面接室:1室
12	堤コーポ	ワンファミリー仙台	立岡学	2007/1/14	5名	非常勤1名	①6畳(押入、台所、浴室、トイレ)×5 ②共用談話室兼管理人室:1室
13	コーポ富美	ワンファミリー仙台	立岡学	2007/4/1	4名	非常勤1名	①6畳(押入、台所、浴室、トイレ)×2 ②6畳×2(台所、浴室、トイレ共用) ③共用談話室兼管理人室:1室
14	古城 ハイム	NPO法人仙台夜 まわりグループ	今井誠二	2007/6/1	7名	非常勤3名	①6畳(台所、浴室、トイレ)×7 ②共用談話室を近く整備予定
15	柴田 ハイム	NPO法人仙台夜 まわりグループ	今井誠二	2008/1/15	6名	非常勤3名	①6畳(台所、浴室、トイレ)×6

A	清流ホーム	社会福祉法人 青葉会 (業務委託)	仙台市	2003/3/18	10名		軽量鉄骨プレハブ造2階建 居室、食堂、事務室、浴室
B	路上生活者 等自立支援 センター	社会福祉法人 社会福祉協議 会(業務委託)	仙台市	2005/3/25	40名		軽量鉄骨プレハブ造2階建 居室、食堂、医務室、浴室、シャワー室、洗濯室、 事務室、面接室、情報コーナーなど 延床面積:616.63m <sup>2</sup>

### 3. 佐藤 佳美さん（NPO 法人北九州ホームレス支援機構）

織田：

次は新潟行って、仙台行って、今度は北九州。最後に北海道という形でお話していただきます。たぶん新潟は、小さくと言ったらおかしいですけども、たくさんスタッフを抱えてという形ではなくて、仙台は相当たくさんスタッフでやられているのかな、という印象があったので。いろんな事をやればやるほどできて、また大変な事とよかったなという事と、両方あると思うのですけれども。また後で質問お願いいたします。

それでは北九州さんの発表です。

佐藤：

みなさん、こんばんは。長くお話を聴かれて疲れていると思いますが、よろしくお願いいいたします。私は、NPO法人北九州ホームレス支援機構で、アフターフォローを担当する部署で働いております、自立生活サポートセンターの佐藤と申します。

今日はですね、「住宅確保とアフターフォロー～各地の事例発表と他地区での実現可能性について」ということで、条件とか歴史等違う、それぞれあるとは思いますが、少しでも役に立つ情報が提供できればと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

歴史は割愛させていただいて、今現在北九州における自立支援システムをまず簡単にお話しておこうと思います。この黄色い部分が市との共同の事業です。青い部分がNPOが独自で行っている事業になります。資料なのですけれども、透明の袋に裏表で、A4が3枚入っていますので、ご覧になりながらお聴き下さい。

青い部分がNPOの独自事業なのですけれども、北九州市には路上から脱して自立するまでの中間施設として2種類があります。市との共同で行っている自立支援センターと、NPOが独自に行っている自立支援住宅です。どちらも入所期間は6ヶ月なのですけれども、対象者としては、自立支援センターには主に64歳以下の就労可能層と、先程から紹介しておりますけれども、就労できない層、高齢者とか障がい者の方というのも、ここ最近は入るようになっていきます。NPOが独自で行っている自立支援住宅の対象者としては、就労できない層ですね。高齢者や障がい者がほとんどとなっています。

こういった形で中間施設があるのですが、ここで言われている住宅確保の問題というのは、中間施設が一番最後の部分にあたる、このオレンジ色の部分の議論だと思います。住宅確保、自立した後どこで生活するのかという問題だと思うのですが、さまざまあると思います。ある人は施設であったり、ある人はグループホームであったり、そして居宅設置。自分で地域にアパートを借りて生活するということです。

どこに住むかというのは、中間施設の間に相談員と話し合いながら、また本人の希望を聞きながら、状況をみながら検討していくことになると思いますが、今日は時間の都合もありますので、居宅設置の部分だけに絞ってお話をしたいと思います。

居宅設置の課題というのは、大きくわけて2つあると思います。1つ目は物件の確保をどう行うかということ。もう1つが保証人の確保をどう行うかということだと思います。

物件の確保からお話いたしますけれども、解決策としては、ホームレス問題に関して理解して協力してくれる専門家の方、不動産会社の方を少しでも増やしていくことではないかと思います。具体的なシステムとして、北九州では2003年に「北九州におけるホームレス問題を解決するための市民協議会」というものが発足しました。これは、地域でさまざまな分野で活躍されている専門家の方たちが、その専門性を活かしながらホームレス問題の解決に取り組もうとする専門家の方々で構成されています。具体的には就労分野、住宅分野、法律分野、生活支援、医療という5つの分野に分かれて、それぞれの専門家の方が集まっておりますが、居宅確保に関しては、住宅問題の専門部門のメンバーである不動産業者の方が中心となって、「居宅設置事業者の会」というものを立ち上げています。

具体的には、結局この会に入っているという方というのは、ホームレス問題に理解があって協力的な事業者の方々なので、非常に連携がしやすいわけですね。こういったコンセンサスがとれていますので、今もし住宅を確保したいと思ったのであれば、希望条件を書く用紙があるのですけれども、それを居宅設置事業者の会のメンバーに送るとですね、すぐに返答があるわけですね。もし該当する物件があれば。そういった形のシステムができています。

居宅設置事業者の会にどうやって入るのかというと、実際は具体的な事例を通じて親しくなった方に、「こういった会があるので入っていただけませんか」とお話をしたりですとか、支援機構がマスコミ等で取り上げられて、「今自分のところに入居している方が困っているのどうにかしてほしい」という相談からつながる場合もあります。また、市報に空き物件を募集する情報を載せたりしていますので、大家さんが「こういった物件があるのだけれど」と個別に相談に来られる場合もあります。こういった居宅設置事業者の会で私どもも助かっています。

もう1つですけれども、保証人の確保の問題です。保証人の確保というのは、大きくわけて、2つあると思います。1つは保証人が利用するということと、あともう1つは、これは北九州市の独自の働きかなと思いますが、「保証人バンク」というのがあります。今日は保証人バンクについてお話したいと思います。以前は、家を借りる場合に保証人が必要な場合は、ボランティアが個人的になっていたのですが、それではやはりボランティアとして担う負担や責任が大きすぎるということで、その問題を解決するためにつくられた制度です。

仕組みは2つのバンクによるのですが、保証人を提供する人材バンク、事故補償するお金のバンクです。まず、ボランティアさんが保証人バンクに保証人登録をします。保証人になってもいいですよということですよ。その上で、本人が保証人バンクを利用したい、保証人を提供してほしいということになれば利用料というものを支払ってもらいます。今は4万円ですけれども、払ってもらいます。その上で、ボランティアさんが連帯保証人となるわけです。

ここまでで何もなければいいのですが、いろいろと事故が起こるわけです。起こった時に、大家さんから保証の請求がきます。それを本人が負担するのではなくて、保証人バンクが事故の補償、家賃の保証であったり、衣類の処理とか、さまざまやっています。ここが保証人バンクの管理会社とは違う点です。つまり、ただお金だけを保証するわけではなくて、最期まで責任をもって、ある意味家族のような形で最後まで処理を行う。これは大家さんにとってもメリットではないかと思うのですけれども。もう1つ異なる点というのでは、ご本人さんと支援機構、保証人バンク支援機構。最後まで責任を持つという意味で、信頼関係をつくることにもつながるのではないかと思います。これはアフターサポートの部分でも、すごく大きな信頼関係という部分では、大切になっています。

こういった住宅確保のはたらきを通じて…。あとですね、先程の生活保護のところでありましたけれども、路上から直接生活保護の申請ができるようになったということで、そこで直接生活保護をもらっても、住宅確保することが今の時点では難しい。ケースワーカーがそこまでしないので、そこを民間では、私たちがどのようなシステムを作るのかというのが、北九州では課題の部分だと思います。それはちょっと簡単にふれておきます。後で見ていただきますが、システムの中でも、下の方に小さく「野宿からの直接住宅確保」という矢印がありますが、そこがこれからの課題だということで見ただけならばと思います。

これを通じて、今、北九州では約550名の方が自立されました。7、8年間で。では、そこで問題となってくるのが、皆さんご存知だと思いますけれども、アフターフォローという問題が大きくなってきています。先程紹介した市民協議会の1つの分野である「生活支援部会」の提言によって、2005年にアフターフォローをすることを目的とした「自立生活サポートセンター」ができました。511名というのが、2008年の3月末時点ですけれども、亡くなられた方もいらっしゃいますので、現状の退所者数がこの人数となっております。

拠点としては、2ヶ所あります。自立生活サポートセンターの小倉と八幡です。先程の支援システムをもう一



度見ていただきたいのですけれども、小倉の方は黄色くなっています。八幡は青い部分です。つまり、小倉は自立支援センターから自立された方を対象としておりまして、市からの委託を受けております。八幡はNPO独自で行っていますので、財源もNPOの財源です。目的は変わりません。ただ対象者が違うということです。小倉の方は主に就労自立された方が多く、八幡は高齢者の方が多いということです。今回は時間に限りがあるので、私が働いているのが八幡なので、八幡の話を中心にお話をしたいと思います。

開設の背景としては、孤独死が多発したこと。あとは、再野宿化の防止というのがやはり大きなアフターフォローの目的だと思いますけれども。あとは、当事者の抱える問題というのはさまざまありますし。精神の問題、借金問題、アルコール依存症とか、なかなか生活が安定するには時間がかかりますので。ただし、中間施設は半年という限られた期間しかありませんので、やはり解決しないまま出ざるをえないということがあります。そこを時間をかけて解決していくというのしなければならぬというのもサポートセンター開設の背景にあります。あとはやはり、ホームの回復。つながりの回復というものには、時間がかかりますよね？半年では…。そういった背景をもとに開設されております。

これは孤独死者数の推移ですけれども、2003年が4名、2004年が2名、2005年が開設した年なのですが、残念ながら10名にのぼっています。これは体制が整わない中でこういった数字になってしまったのですけれども、すごくショックな数字でした。2006年、2007年は体制が整って0名で来たのですが、2008年のこの4月のあたりに、孤独死というか、一人で家で亡くなられていて2日後に発見したというケースがありましたけれど、なんとか低く…一人でも出さないようにと頑張っているのですが、こういう現状になっています。

自立生活サポートセンターの理念としては3つあります。再野宿化を防ぐということ。孤立化をさせない、孤独死を防ぐということです。あとは、ホームレスを生まない社会をつくるということです。3年間活動してきたわけですけれども、日々の活動の中で、ようやく自立生活サポートセンターの役割というのが、私の中で形になってきたかなと思っているのですけれども。

まず1つ目がですね、「受け止める場所でありたい」というわけです。いろいろと生きていけば大変なことがあって、但しこの社会は完璧ではないので、やはり悩みを抱えてしまうことがあります。特に自立された方というのは、家族や友人とのつながりがなかなかないという方が多いので、そういった時に、悩んだ時、困った時にまず相談できる場所でありたいと、一緒に悩みを考える人でありたいというふうに思っております。そういう役割ではないかと。

また聴き合うだけでなく、それを具体的に解決していくにはどうしたらいいかということで、私たちはやはり「つなぐ」ということが大切ではないかと思います。自立生活サポートセンターだけで全ての問題が解決できるというわけではありませんし、サポートセンター、NPOとしか関係がないというのはおかしいことだと思っています。「つなぐ」には、いろんなつなぐがあると思うんですね。1つは、社会保障制度とか、そういった制度につなぐ。病院だとか介護保険や障害福祉サービスであるとか、民間の宅配弁当サービス、そういったことに繋ぐということです。

やはりですね、活動を通して思うことは、「人と人をつないで、制度とつなぐということは、人とつなぐことにもなって、その人を考えてくれる応援団を増やすんだな」と感じています。一人、自立はされたのですが、うちのなかで野宿をしているような、めちゃくちゃな生活をされている方、高齢者の方なんですけれども、体調不良もあってゴミも捨てられず、家の中にゴミの山があるというようなケースがあったのですけれども。まずは掃除をして、気持ちよくなって。「やはり環境がいいんだ」ということを実感してもらって、介護保険事業者さんに繋ぐことができたのです。それによって、「自分のことを考えてくれる人がいるんだ」ということを身をもって体感できるようなことがあると、少しずつ心が動いていくというか、人が変わっていくんだな、ということ、その事例を通して感じたんですけれど。そういった意味でも、できるだけ多くの社会資源、人とつなぐということがサポートセンターの大きな役割ではないかと思います。友人やボランティアの方、地域の方々ともつなぐということが、すごく大切な役割だと思います。

3つめなんですけど、「わたし達は共に生きます」ということで。私はこの活動に参加するようになって、ボラン

ティアから数えて今年で8年目になるのですけれど、「自立者の方々から多くのことを教えてもらっているな」と感じるのですが、やはり路上生活という苦しい経験をしてきたからこそその優しさだとか、乗り越えてきたからこそその力というのがあると思うのです。その力は社会にとっても大切だと思し、発揮してもらいたいと思うので、支援する・されるという関係を超えて、その力をホームレスを生まない社会。野宿を経験してきたわけですから、どういうふうにならないようにするかということも、アイディアもあるかもしれない。そういう意味で一緒に考えていく仲間として、「共に生きる」という仲間になればと思っています。

この考え方を踏まえて、サポートセンターの支援が3本あるのではないかと考えています。1つ目が「安心して生活できる場の確保」です。まずは相談。具体的には話を聴くこと。あとは、必要なサービスにつなげるという、生活を安定させていかなければならない。

もう1つは仲間づくり支援。「仲間とのつながりということが、すごく大切なんだな」ということを経験から学びました。実は、自立者の互助組織である「なかまの会」というのが2003年から始まっているのですけれども、私は2005年にできた当初、私は初めなかまとなつなぐということよりも、早く地域につないだ方がいいというふうに思っていたんですね。自立者の方を。早く地域に戻していくという言い方はあれですけど、そういうふうな働きをしなければならないのではないかと考えていたのですが、自立者の中には、人付き合いに関して自信がなかったりとか、地域に対して怖いとか、やはり一回社会から出てきた方なので、そういった意味で「まだまだ野宿という経験によって傷ついた心というのが、なかなかすぐには癒されないんだな」というふうにしたのでした。

ただ、その「なかまの会」という互助組織があるということで、やはり同じ苦しい経験をしてきた者同志分かり合えることがあるのではないかと。たまには喧嘩したりとかありますけれど、それでも、一緒に仲直りしながら生きていくという経験をしながら、まずは自信を取り戻していくということがあっているのではないのかなというふうに感じています。ピアカウンセリングというような形で、自立者同志の繋がりというのが、これから支援のかたちとして大切なのではないかと感じています。

ただですね、仲間同士のつながりというのも大切なのですが、やはりその次に…。NPOとのかかわりができました。サポートセンターとのかかわりができました。仲間とのかかわりができた。でも、それだけではダメだろうと思います。多様性というか。他にも地域には隣近所の方とか、サークルとか、色々な場所があるわけですよね。そういった、どこでどういう人と生活していくかというのを選ぶ権利は、自立者の方々にあると思うのです。サポートセンターとしての仕事は、そこで何かというと、「地域と自立者をつなぐ場をつくる」ということ3つ目の仕事ではないかと思っています。それによってそれによって生きがいを感じる。かつ、それを通じて、地域の方々にもホームレス問題の理解を深めてもらいたいという、また、そういったキッカケにもなるのではないかと感じています。

具体的にそれぞれの支援についてシステムを発表していきたいと思いますが、まず1つめ「安心して生活できる場の確保」ですけれど、これはとぼします。後で読んで置いてください。具体的なサービスには、今11項目あります。1、2、3、9、10、12に関しては、後で細かく説明します。読んで分かる部分もあると思うのでとぼします。まず「利用者のアセスメントのケアプランの作成」ということを行っています。まず、アセスメントということで、本人の基礎的情報の把握、ニーズの把握ということを行います。それを聞いたうえで体のこととか色々聞くわけですが、ケアプラン作成というものをを行います。これは今後の生活に対する自立者本人の希望を聞いたうえで必要と思われるサービスを検討します。このケアプランをもとに、各種の社会保障制度。介護保険制度、障害福祉制度、年金の利用手続きであるとか、連絡手段、固定電話とか携帯電話の取得の手続き、あと民間宅配のサービス、弁当宅配のサービスや新聞を取るとかですね。そういった色々なサービスに繋いで、安心して生活できるような基盤を整えていくということを行っています。

ここで大切なのは、やはり「話を聴く」、「一緒に考える」ということ。これが先程の「受け止める」ということになるとは思います。その上で必要なサービスにつなげていくということが大切だと思います。その上でですね、孤立化を防ぐ、孤独死を防ぐということで、「孤独死防止支援」ということで、安否確認システムを行っております。本人と各社会資源とを繋いで、かつ社会資源同士をつなぐということをしているのですけれども、その自立者

を支えるネットワークの中で、いろいろと情報が入ってくるので、それをデータベースにしています。

その後次、「安否確認チェック」ということで、月に最低一回なんらかの形で連絡をとれているかと確認して、連絡を全く取れてない方に関しては電話連絡を行う。それでも連絡がつかない方に関しては訪問するという活動をしています。

「貴重品管理支援」、これも読んでいただいたらいいと思います。依存症もですね。「ターミナルケア」ということもやっています。娘さんとの再会のコーディネイトとか、ご本人の希望があればそういった働きもやっています。葬儀支援もやっています。家族とケースワーカーとの調整、葬儀社と連携もして行っています。

「仲間づくり支援」ですけれども、なかまの会。2003年の11月に発足しています。今、会員数が112名になりました。会費が月額1,000円もらっています。仕事としては、なかまの会の活動内容としては、定期訪問活動。毎月一回、世話人さんという方がおうちを訪問してくださっています。あとは、「みんなの家 なごみ」の開放の運営。「なごみ」という集会所があるのですが、それを毎週月水金開放して、みんなが集う場所として開放しています。その運営を行っています。あと、交流会ということでお花見とか、そうめん流し、バスハイクということを行っています。地区懇談会はですね…写真を見ながらやっていきたいと思っています。

これはなごみの開放の運営の様子です。誕生日会をしたりとか、将棋をさしたり、カラオケをしたり、こういうことを行っています。これは交流会。バスハイキングの様子ですけれども、この前は柳川下りに行ってきました。うなぎの蒸籠蒸しも食べてきました。あとは、お花見をやったりとか、皆さんも笑顔が…楽しくやっています。あとは、地区懇談会ですね。これは同じ地区に住む自立者同志のつながりを深めることを目的に、地区毎に昼食会を行っているものです。大きなところでやっています。

あと、冠婚葬祭の相互扶助というのを行っています。嬉しい時、困った時、悲しい時に相互扶助を行っています。長寿のお祝いとか、入院時にお見舞い金としてちょっとお金をお渡ししたりとか、また葬儀費用ということで、生活保護では葬儀を出すまでの費用を出してもらえないので。つまり葬儀ができないのですね。火葬だけはできますけど、そんな中で、花代とかお茶菓子代とかをなかまの会から出しています。

あとは情報発信。毎月カレンダーを配ったりとか、年3回の会報を配ったりとか、さまざまやっています。ここで大切なのが、世話人さんの働きです。世話人さんというのは、自立者の方々なんですけれども、なかまの会の中ではリーダー的な働きをする方のことを指すのですけれども、本当によくやってくださっています。定期訪問活動をはじめ、なごみの開放の世話係だとか、さまざまな行事の計画・準備。あとは毎月一回世話人会というものを開催しています。定期訪問活動の報告や情報の共有、行事の計画や準備などを行っています。いい言葉が書いてあります。

なかまづくりの評価ということなのですが、実は2008年の2月に北九州市立大学の稲月先生とサポートセンターの方でアンケート調査を行ったのですが、「なかまの会に参加してよかったことはどんなことですか？」と聞いたところですね、一番多かったのが「知り合いが増えたこと」、次が「同じ野宿経験した仲間がいるということで安心できる居場所ができたこと」、「人付き合いが楽になったこと」ですとか、「世話人さんによる定期訪問がよかった」というようなことがありました。よかったということが分散していると思うのですが、さまざまな自立者のニーズを満たしているということで、いいことかなと思っています。分析はまだ始まったばかりなので、また別の機会にできればいいかなと思っています。

あと3つ目の柱。「地域との出会い・支援」ですけれども、これは自立者と地域との出会いの場をつくるということで、今は二つくらいやっています。センターがある八幡東区にボランティア連絡協議会というのがあるのですが、これは市がやっているのですけれども、その区を拠点として活動している個人やグループの連携を目的とした組織です。そこに地域の一団体として参加しています。

あともう一つは、地域でもさまざまなボランティアがあると思うのですが、そういった情報を自立者の方に提供して、その利用のコーディネイトというのを行っています。具体的には障がい者支援グループにボランティ

アとして参加したり、病院の花壇の整備ボランティアということをしています。

やはりすごく、自分の役割とか、したいこととかが見つかった方というのは生きがいを持ちながら生き生きと生活をされているので、「こういった形で生きがいをもってできる方が少しでも増えればな」と思って活動しています。長くなって申し訳ありません。ありがとうございました。

織田：

私も八幡の方の「なごみ」という皆さん集まる場所へ何回か寄せていただいたのですが、自立するためにアパートに住んでいる方の屋上のところにプレハブがあって、そこで皆さん集まって和気藹々と、今写真にあったような形で運営されているというか。

## 北九州における住宅確保と 自立生活サポートセンターの 働きについて

NPO法人北九州ホームレス支援機構  
自立生活サポートセンター 佐藤佳美

2008年5月5日 大阪市立大学・都市研究プラザ

1

### 北九州における支援活動の歴史

88 北九州越冬実行委員会活動開始

00 NPO法人北九州ホームレス支援機構設立

01 自立支援住宅開設

7月 自立支援法成立

03 「北九州におけるホームレス問題を解決するための市民協議会」発足

厚生労働省 H15年度調査

04 9月 自立支援センター開所

05 4月 自立生活サポートセンター開設

06

厚生労働省 H19年度調査 / 自立支援法見直し中間年

07

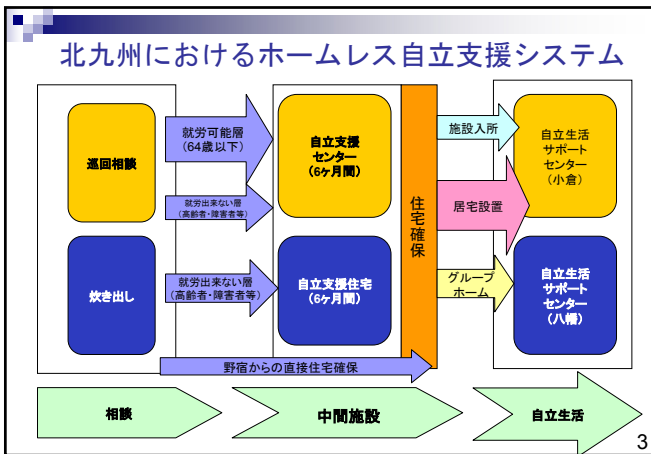
8月 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」見直し

08

自立支援法 時限10年目

2013

2



### 住宅確保における課題

- ① 物件の確保
  - ・「自立支援居宅協力者の会」の協力
- ② 保証人の確保
  - ・居宅設置支援「保証人バンク」
  - ・保証人会社の利用

※路上からの生活保護申請に伴う住宅確保について

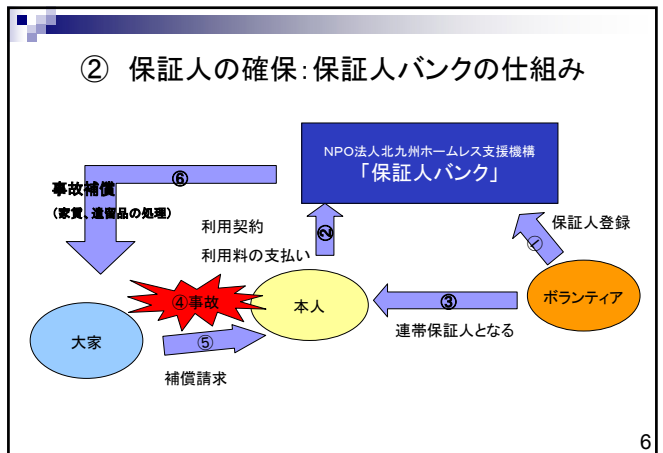
4

### ① 物件の確保

■ 自立支援居宅協力者の会

「北九州におけるホームレス問題を解決するための市民協議会」の「住宅分科会」のメンバーが参加。

5



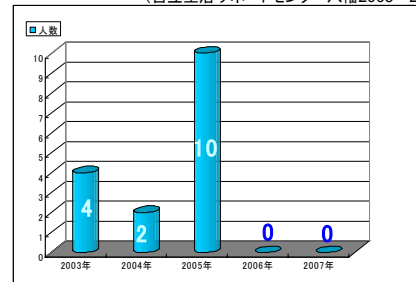
## 自立生活サポートセンターの概要

- 開設時期: 2005年4月～
- 対象者数: 511名
- 拠 点: 自立生活サポートセンター小倉  
自立生活サポートセンター八幡
- 有給職員: 6名
- 開設の背景
  - ・孤独死の多発
  - ・再野宿化の防止
  - ・当事者が抱える課題は半年では解決しないものが多い
  - ・ホームの回復、関係性の回復には時間がかかる

7

## 孤独死者数の推移

(自立生活サポートセンター八幡2003～2007年度)



8

## 自立生活サポートセンターの理念

1. 再野宿化を防ぐ
2. 孤立化させない
3. ホームレスを生まない社会を創る



9

## 自立生活サポートセンターの役割

1. 私たちは受け止めます
  - 自立生活サポートセンターは自立者が困ったとき、悩んだとき、まず相談できる場所、一緒に悩み、考える人でありたい。
2. 私たちはつながります
  - 自立者と様々なこと、人をつなぐことで、自立者の生活がより豊かになるよう支援します。
  - ・病院や社会保障制度(介護保険サービス、障害福祉サービス、生活保護制度等)
  - ・民間のサービス(弁当宅配サービス、社会福祉協議会(権利擁護センターなど))
  - ・友人、ボランティア
  - ・地域(隣近所、町内会、民生委員などなど)
3. 私たちは共に生きます
  - 同じ地域で生活する人間として、互いに尊重しながら支え合い、「ホームレスを生まない社会」をつくる原動力にしていきたい。

10

## 自立生活サポートセンターにおける支援の3本柱



11

## 安心して生活できる場の確保支援

- 目的  
自立者が再野宿化することを防ぎ、また孤立しない＝安心して生活できる場を確保し、かつその生活を維持出来るよう、自立者自らが持つ力を引き出し、そして発揮できるような環境を整える。

自立者自身が自分の抱える課題を解決できるよう必要な制度やサービスに関する情報を提供、手続きなどをサポートする。

12

## 安心して生活できる場の確保支援

＜サービス内容＞

- ①利用者のアセスメント・ケアプラン作成
- ②孤独死防止支援(安否確認システム)
- ③貴重品管理支援
- ④法的課題解決支援
- ⑤居宅設置・転宅支援
- ⑥再就労・就労継続支援
- ⑦健康・病院受診支援
- ⑧社会保障制度利用支援
- ⑨依存症治療支援
- ⑩家族との関係回復支援
- ⑪ターミナルケア及び葬儀支援

13

## ①利用者のアセスメント・ケアプラン作成

### ■ アセスメント

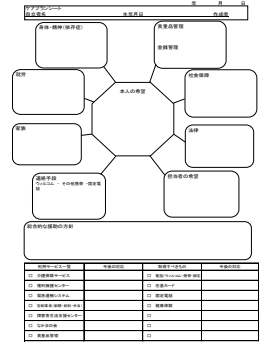
→本人の基礎的情報の把握、ニーズの把握

### ■ ケアプランの作成

→今後の生活に対する自立者本人の希望を聞いた上で、必要と思われるサービスを検討する。

このケアプランをもとに、各種の社会保障制度(介護保険制度、障害福祉サービス、年金など)の利用手続き、連絡手段(固定電話、携帯電話)、民間サービス(宅配弁当、新聞)につなげ、安心して生活できるよう基盤を整えていく。

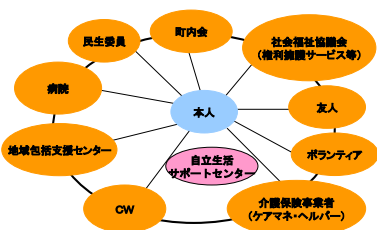
- ①話を聴く、一緒に考える  
=受け止める
- ②必要なサービスにつなげる



14

## ②孤独死防止支援(安否確認システム)

自立者を支えるネットワーク



### ■ 情報収集

→自立者を支えるネットワークとの連携によってサポートセンターに入ってきた情報をデータベースに記録する

### ■ 安否確認チェック

→その月に最低1回は何らかの形で連絡を取り合っているかどうかの確認する。

→まったく連絡が取れていない方に対しては電話連絡を行う  
→それでも連絡がつかない方は訪問する

15

## ③貴重品管理支援

### ■ 生活費管理支援

→自分で生活費を管理することに不安がある方に対し、定期的に決まった金額をサポートセンター事務所でお渡しする。

### ■ 積立支援

→基本的には金銭管理は自己管理で行うが、自分ではお金を貯められない方に対して行う。毎月決まった金額だけ積み立てる。

※本人の希望が前提

※本人が必要ないと判断したら、関係者との話し合いの上で管理支援を辞退する。

16

## ⑨依存症(ギャンブル・アルコール)治療支援

- 精神科病院の受診支援
- 依存症治療のための入院支援
- 居宅での治療をサポートする
  - ・抗酒剤の服薬(毎日)
  - ・金銭管理(毎日)
  - ・デイケア、作業所利用のための手続き、連携

17

## ⑪ターミナルケア及び葬儀支援

### ■ ターミナルケア

本人の希望にできるだけ沿った形での治療を行えるようサポートする



娘さんと再会

### ■ 葬儀支援

- ・家族、CWとの調整
- ・葬儀社との連携



葬儀の様子

18

## なかまづくり支援

- 自立者互助組織「なかまの会」の運営を行い、自立者同士の横のつながり、支え合える関係づくりを支援する。
- 「なかまの会」の活動を通して自立者が生きがいを持って生活できるよう、支援を行う。

19

## 自立者互助組織「なかまの会」

- 発 足：2003年11月
- 会 員 数：112名(2008年3月末)
- 入会資格：支援機構が提供する自立支援事業を利用し、自立された方
- 会 費：月額1000円



20

### ① 定期訪問活動

- 毎月第1週に世話人さんによる会員宅の定期訪問を行う。



21

## 「なかまの会」の活動内容

- ① 定期訪問活動
- ② みんなの家「なごみ」開放の運営  
(映画会、誕生日会、卓球、カラオケ等)
- ③ 交流会 (お花見、そうめん流し、バスハイク)
- ④ 地区懇談会  
→ 同じ地区に住む自立者同士のつながりを深めることを目的に地区ごとに昼食会を行っている。
- ⑤ 冠婚葬祭相互扶助  
→ うれしいとき、困ったとき、悲しいとき、相互扶助を行う。  
・長寿の祝い：古希、喜寿、傘寿、米寿・・・節目の年を祝います。  
・入院時のお見舞い金  
・葬儀費用
- ⑥ 情報発信  
・なごみカレンダー・お知らせ：毎月1回発行  
・「なかまの会」会報：年3回発行

22

### ⑤ 冠婚葬祭相互扶助

- うれしいとき、困ったとき、悲しいとき、相互扶助を行う。

#### ☆長寿の祝い

→古希、喜寿、傘寿、米寿・・・節目の年を祝います。



#### ☆入院時のお見舞い金

#### ☆葬儀費用



23

### ⑥ 情報発信

- なごみカレンダー、お知らせの配布(毎月1回)

- 「なかまの会」会報の配布(年3回)

日	月	年	主	主	主	主	主	主	主
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31									



24



## 世話人さんの働き

### ■ 定期訪問活動

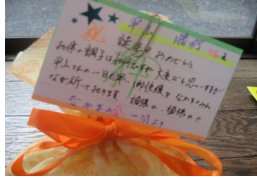
→地区ごとに担当を決め、担当地区に居住している会員の家を月に1回訪問する。

### ■ 「なごみ」開放のお世話係

### ■ 行事の計画、準備

### ■ 毎月1回「世話人会」の開催

→定期訪問活動の報告、情報共有、行事の計画・準備などを行う。



25

## 「ななかまづくり」の評価

Q 「ななかまの会」に参加して良かったことはどんなことですか？  
(2008年2月 自立支援住宅&直接支援経由自立者アンケート/北九州市立大学、  
自立生活サポートセンター八幡)

	実数	%
①世話人による定期訪問	5	8%
②長寿のお祝い	2	3%
③入院のお見舞い金	2	3%
④会報・お知らせの発行	1	2%
⑤葬儀費用の積立	1	2%
⑥知り合いが増えたこと	9	15%
⑦外に出る機会が増えたこと	2	3%
⑧同じ経験(野宿経験)をしたななかまがいることで安心できる場所(居場所)ができたこと	6	10%
⑨家の修理や電化製品の修理などトラブル対処	1	2%
⑩生きがいが見つかったこと	1	2%
⑪人付き合いが楽しくなったこと	6	10%
⑫その他	14	24%
⑬良かったことはない	9	15%
	59	100%

26

## 地域との出会い支援

### ■ 自立者と地域との出会いの場をつくる

・八幡東区ボランティア連絡協議会への参加

### ・地域ボランティア情報の提供、コーディネート

地域で行われているボランティア活動に関する情報を自立者に提供し、希望者には参加手続き支援、またコーディネートを行う。

例) 障害者支援グループでのボランティア、  
病院の花壇整備ボランティア



27

#### 4-1. 楠 高志さん（北海道の労働と福祉を考える会）

楠：

北海道の現状って言いますとさきほど仙台の方がお話されたように、ホームレスの方は結構移動型の方が多く、大都市のように一目でホームレスとわかるような汚い服装をしていてリアカーにダンボールハウスというのは全くなくて、汚い方は居られますけど、ほとんどは一般人とまるで変わらない方。それで今はバスセンターの階段の途中で寝る方が多いんですが、場所を確保できない方は一晩中歩き回って、午前 5 時まで空いているスーパーに入ったり、6 時になると地下鉄の入り口が空いたらベンチで座りながら寝ると。寝るにしても長いこといけば警備員さんから排除されますから、まあ 1 時間くらい寝て、安心して寝られないという現状です。

札幌のホームレスの人数は去年の調査が 14 年の全国に比べて増えたということもありますが、その理由としては北海道ではなかなか経済的に活性化しないということで道内のほかの地域から流れ込んでくるということが大きくなったのではないかと考えています。来られた方のお話を聞くと札幌には仕事があるんじゃないかという気持ちで来られる方が多いんですけども、そんな理由で多くなっているのだと思います。

北海道の労働と福祉を考える会の構成員は学生さんが中心の団体でなかなかアフターフォローまでいけない、学生さんはほんとにがんばっていただいでいて、社会人ががんばって援助しなければならないと思ってるんですが、会の性格として学生さんは卒業後 2,3 年くらいしか関わってくれないということで、そういう意味で組織的に継続的なことが出来ないという弱さは持っています。

特徴的なことで旭川の取り組みを紹介するのは適当ではないと思ひ、肩が重いんですが、虹の連合の取材の時に水内先生や中山先生が行かれたので先生方に紹介してもらうのが一番良いと思うんですが、簡単に申しますと、旭川市役所の国岡係長、それからカトリック系の団体のどんぐりの会の浅井さん、社会保護士推進協議会の大田さん。そういうような 3 つの団体が協力して当たっているということで、先生方の評価も高くて、そこまで出来るんかってうらやましいような感じもしました。それらの方がいなくなったらどうなるのかの心配はあります。

それから特に旭川の方が東京の方や大阪の方より人間的に温かいとか同情心があるとか、そういう考えじゃなくて地域によって出来ることと出来ないことがある。札幌は政令指定都市ですがホームレスの数は 100 人前後だと思われるんですね。やっぱりそれに伴って支援者の数も少ないですし、北九州とか大阪とか東京とかと同じ政令指定都市だけでもやってることの実力は少ないと思います。

主にやっている夜回りと同伴なんですけど、夜回りの最近 3 年間の数字を出してみました。19 年度は 43 回同伴しているんですけど、そのうち 19 人が施設に入っているんですけど、これは札幌市が紹介する施設です。民間の施設に枠を設けて緊急入所と就労支援という二つの枠を設けて、メニューを作って入所させるということです。緊急入所は原則 2 週間、身体的にかなり急を要するという形で、まあほとんどの方は就労支援入所という形で 3 ヶ月内に仕事を見つけられなかったら出て行ってもらいますよという形で路上に放り出されることも多いですね。今回生活保護を受けることと施設に入所することは別のことだし、それこそ施設から出たからといって生活保護を切る理由にはならないんですけど、現実には切られていると。

私は司法書士ですから法律的な話になってしまいますけど、いわゆる水際作戦といって相談の段階で追い返すっていうのが 19 年度の数字を見ても、43 人いてると。そのうち施設に入ったっていうのが、アパート、病院、この 3 つが生活保護がかかった状態ですね。ですから 3 分の 1 も無いのかな。あとは何らかの理由をつけられて追い返されて、同伴したものとしてはどうしようもないからなんもさ自立支援相談所っていう民間のホームレスの支援をしていただけたら後の処置をお願いするという形が多いです。それが 27 ですから半分以上になっています。

こんなこと言ったら法律はかざりかかっていうことが北九州でありましたけど、追い返すっていうことがなぜ違反

なのか、どの法律に違反しているのかっていうことなんですけど、生活保護を見てもどこにもそんなこと書いてないんですよ。生活保護の精神に逆行していることは間違いないんです。行政手続法の第7条です。行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならずってとこですね。受理したか、してないかは全く出てないです。てことは受理しないっていう自由もないし、受理するっていう行為をする余地が無いということです。ってことは生活保護の申請書を出したら、それに基づいて審査をやらなければならないという風に法律はなっています。現実には皆さんが全国で苦労されているとおりでと思います。

札幌では去年くらいから住所不載や住所空欄で良いというような形で良いという例が2,3例出てきております。でも皆さんご存知のように申請受理されたからといって、それが解決したわけじゃなくて、スタートなわけです。その後の問題は法律家というより実務家、札幌の場合はあとなんもささんの方は実際の例も持っていますし、そのほうはなんもささんのほうから話していただければ良いかなと思っております。

住宅確保とアフターフォローということに関しては、アフターフォローがどれだけ大切か、あるいは個人でやっていることの限界を私の失敗を例として話させて終わりたいと思います。保証人なんですけど、なんもさんをお願いするのがほとんどなんですけど、時々ちょっと問題があつていけないという方が居られてたりしますが、そのような方を放っておくわけには行きませんから、私個人で住宅保護とかに動いたことがあります。それで保証人ということなんですけど、私が保証人になって7ヶ月くらい持ちましたけど完全になくなった。多分生活保護が切られてるんだと思いますけどね、家賃払えなくて。そうなったら連絡してくれ、なんとか生活保護を切られないように診察でもなんでもやってみようからって、というようなそこまでの信頼関係が無かったということですね。何の連絡も無く居なくなった人もいて大失敗しました。

あと敷金の問題ですね。とりあえず申請まではこぎつけたと。ただ札幌の場合は住まいがあることをひとつの条件に加えている。それこそ北九州で路上の段階で支給されたのは画期的だと思います。札幌の場合はどうしているかという、申請は認めると。そして30日以内に住居が見つけれなければ却下されます。そして30日以内に見つけれられた場合開始決定をします。開始決定の計算の仕方ですが、住居確保した時点からの保護費しか出ないです。結局住居見つけれられたらたいしたことないし、住居見つけれられる間の何週間はたいしたことではないという感じも持ってられるかも知れませんが、私はそうは思いません。

その観点はちょっと主題から外れているかもしれませんが、例えば病院へ入って、出て住居がなくなったときに、この理屈で行くと住居が無いという理由で却下してしまうんです。そういう面では私たちはここを争点にしてなんとかできないかと考えています。ただこれは私の個人的な考えかもしれませんが、他の方はどう考えているか聞きたいです。

敷金の問題ですが、これも2例目の失敗の例なんですけど、3月の一番最後の日曜日に路上の方から電話を受けて、具合が悪くなったといわれたのでその方を病院に連れて行きました。それからホームレスの方に理解のあるという近所の病院に行ったんですけど、時間がないようなので、それじゃあ譲ります。

#### 4-2. 山本徳和さん（なんもさ事務長）

山本：

私は札幌でかつこよく言えば「凍死者を出すな、餓死者を出すな、孤独死を出すな」を事業として借り上げアパートを提供しています。細かいことは言いません。

役所の支援っていうのは肩が凝る、気楽に好きなようにやらせて欲しい、だから耐えられない。もともと僕らが取り組んだことで事故が起きないわけがない。7割上手くいったら御の字だ。あとの3割のことについては追求しない。追求する手間隙がもったいない。あとは一生懸命やるだけだと、こういうことです。なんで事業をやっていると、これは皆さんにお配りした資料の中で、こんなわけのわからないチラシが後ろのほうに載っています。それから北星学園大学で講演されたこういうレジュメ。これは眞鍋さんという方の講演ですけど、これを私

は読みません、暇な人は読んでください。そうすれば北海道の支援の中身がわかりますから。そういうわけでダブらないところだけいきます。

現在の事業規模、14棟93室。入居者数約110人。この「約」は永遠についてまわる約です。5年前にホームレス支援の市民ボランティアの方と高齢者共同住宅の経営者が同じように知り合ったんですね。だからもともとホームレスの支援者と経営者がポツと結びついたと。この方とこの方なんとかなりませんか、なんとかしましょうから始まったから事業経営っていうのはずっと付いてまわっているということでもかなりみささんと色合いが違うかなと。で、両タイプの共同住宅で、実はこれアパートを借りた人は4軒目なんですよ。4軒目のときにどうもアパートから事件が起きると、人間の品定めをせないかんなど、7割もうまくいかんわと。こういうことですね。それをだからみんなを品定めする、あるいは訓練してもらおう、お互いに。そういう場として1軒アパートを特別に作ったと。これがさつき見てくださって言ったところに載っている北幌荘っていうアパートです、今ここは省略します。

アフターフォローっていうここから本題に入ります。居宅生活開始時の一時補助金の活用。これは先ほど出しました、これは私たちの考え方です。具体例はカットします。おじさんたちは家具、什器、布団など全く持っていない。当面の食品をはじめ、これらを買って揃えることから始める。

気をつけていることの2つ目。家賃の滞納は絶対させないということ、絶対させません。もともと借金を抱えている方もいます。そういう方に家賃を溜めさせてどうするのか。あんたがチャラにするならそれでいいよ。でも返しなさいって言うんだったら、ハナから食べさせなければ良い。そういう風な立場で絶対に家賃滞納はさせない。

それからまとまったお金、年金、10万円をポツと手にしたら弱いと。まとまったお金に弱いというのは、本人の依頼によって金銭管理を背負っています。なにをどうしているか。あなたが必要はお金は何れだけで、10日に一回、週に一回、残りは現金で僕が預かっています。お金を貸すということではない、もともと相手の人のお金だから。それを定期で手渡すことによって安否がわかる、会話ができる、その時どういう心配を持っているとか全部わかる。そのために使っているということです。あとは就労支援、多重債務、その他は省略します。

先ほども言いましたが、人と人との交流を大事にすると。相手の人を孤立させないと。もともと社会的な居場所を失った人たちなわけだから、そこを孤立させてどうします。時々僕らも失敗っていうのをやりますけど。失敗の例として、ある日手渡しが2日遅れた、事務の女の子が騒いでる、慣れないスタッフは他人の部屋の鍵を開けるのにすごい抵抗があります。で、2度ほど空で帰ってきた、で、経理のほうから言われてあけた。現金2万円を持って10日前に倒れてた。餓死寸前で救急車を呼んでなんとか命は取り留めましたけど。だから僕らの孤立させないって言うことの中身は実はそういうことだと。僕らは支援だ何とかがって言っていますが、相手の人の生活、人生、時には命まで懸かっている支援だと腹に納めとけ。やらないってことはどういうことなのかと改めて僕ら自身が反省した中身です。後の細かいことは発言としては省略します。

最後締めくくりです。今僕は一生懸命やっています。入居者の方もだいた60歳を過ぎています。10年後どうなっているか、僕らも年をとったらどうなるかっていうことを今考えています。今後を継いでくれるスタッフを養成している最中です。その人達と力を合わせて高齢者の共同住宅の検討にもあたることになりそうだと思います。時間がきているので発言を終わります。

## 【配布資料】札幌 北海道の労働と福祉を考える会

### 北海道の現状と課題

● 札幌市のホームレスの人数：平成14年度(88名)、15(91)、16(90)、17(77)、18(132)19(109)

● 生活保護申請同伴の結果

	施設	就職	なんもさ	アパート	病院	不受理	合計
17年	33	0	7	11	2	5	58
18年	15	3	7	6	0	0	31
19年	11	0	27	2	1	2	43

○ 水際作戦 ← 行政手続法第7条「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、」

○ 生活保護適用の条件 ←平成15年7月31日厚労省社援保発第0731001号「ホームレスに対する生活保護の適用にあたっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないことに留意し、生活保護を適切に実施する。」

「札幌市では、住まいがあることを一つの条件に加えています。」

○ 旭川市の取り組み

市役所、『どんぐりの会』、社会保障推進協議会の3者が協力している

● 住宅確保とアフターフォロー(なんもさサポートの取り組み)

・保証人、敷金の問題

・入居後の課題

金銭管理

心と体の健康(うつ、アルコール依存)

◎札幌にも、いくつかの支援・ボランティア団体があるが、それぞれの活動とお互いの信頼関係を基礎にして冬の札幌で、「凍死者を出すな、餓死者を出すな、孤独死を出すな」と、事業として、借り上げアパートを提供して活動している、札幌の「なんもさサポート」から発言します。①地方の中小都市で、②大した準備金ナシで、こんな実践ができているという報告だからです。

①なんもさサポートの現在の事業規模

○アパート数:14棟93室 入居者数=:約110名(5月2日現在で)

②おじさん達との出会いと「なんもさサポート」の歩み

○5年前、ホームレス支援の市民ボランティアと高齢者共同住宅経営者の出会いから始まった。

○エピソードが詰まった色々なタイプの入居者との経験の中で「寮タイプの共同住宅:札幌荘(3棟目に)」を借り上げ、普通のアパートに入居させる前に、一定期間共同生活をしてもらうことにした。

・入居者数→常時不安定(10~24名)

・入居者の中から、別に職場を持つ3名の有力な「無給スタッフ」が育ち、日常の管理運営にあたっている。

○以後、この2年で、アパート数が急増、市民・入居者・ボランティア・スタッフの交流の場として「あそびば」も開いた。

③「なんもさサポート」入居者構成

・「北海道労働と福祉を考える会」の夜回りや、教会の行っている炊き出し等で紹介されたおじさん達が大半。

・札幌市の各区役所の生保担当、いくつかの病院のソーシャルワーカー、公的施設=法務局を含む担当者や、評判を聞きつけた人たちからの紹介

→①身体や、知的・精神に障害を持つ ②人間関係の作り方が下手 ③お金の管理が苦手 などの人が多いが、それ以外にも何故？という人も多い。→社会的な居場所を失った人達

#### ④「なんもさサポート」の日常のアフターフォローの取り組み

##### ○居住生活開始時の一時扶助金の活用

・生活保護申請から認定までの期間も大切です。おじさん達は、家具・什器、蒲団、ストーブなど、全く持っていない。当面の食品はじめ、これらを買って揃えの手伝いから、始まる。制度の入り口まで連れて行って、“さあどうぞ”では、すまない。

##### ○家賃滞納をさせない

・金銭面の管理 元々弱点を持って入る方がいるので滞納など、過大な荷物を背負わせない。

・まとまったお金に弱い方には、本人の依頼により、金銭管理も手伝う。

(例)入居者間の貸し借り禁止:預かった生活費を分割して10日に一度ずつ手渡すなど。

○多重債務解決の相談=困りはてて最後に口を開くことが多い。北海道情報センターでの資料収集や、司法書士さんの協力を得て、解決策を探る。

・期間が過ぎたら放り出す、金の切れ目が縁の切れ目→そんなことは出来ない

・事故などで、お金を落としてしまった人達には、一時必需品の立替を行うこともあるが、「貸金業」ではないから、きちんと整理してもらおうが、利息・手数料は一切とらない支援が基本。

##### ○就労支援をはじめ、生活に密着した交流

・役所の就労支援員の活用・ハローワーク訪問援助や、就職時の保証人の引受けなど、その方の実際に役に立つことを相談の上で行う。履歴書の写真代もないことも多い。

・職場の少ない北海道では、身内中心の就労紹介では限りがある。

・役所や病院・施設(デイケア)利用などの、送迎や手続きの手伝い(結構忙しい)。

→癲癇など、発作の心配のある方とは、一日一回「お元気コール」を行っている→本人からのコールがないとき、こちらからコールを入れ、それでも出ないときは、部屋を訪問する。

・ワーキングプアの就労者は、部屋代を利益なしの「原価提供」もして、援助している。

##### ○人と人との交流を大事にする→孤立させない

・理由は何でもよい 日常的にいろいろな行事を企画して、参加を呼びかける。

→①毎週の交流会の呼びかけ ②「大型銭湯」へ一緒に行こう ③ボランティアの床屋さんの協力を得て理髪サービス…など。

→こちらの本音は、集金やいろいろを口実に、それぞれの住居訪問と、対話することにある。

##### ○最近経験した失敗例をひとつ ←さかのぼればキリがない豊富な事例があるが

・経験の少ないスタッフだと、他の人の部屋の鍵を開けて入室することにかかなりの抵抗感がある。実際色々な入居者もいる。→住居訪問をしたら、10日間部屋で倒れていた。救急車で無事だったが…

→その方に寄添う支援とは、生活・人生・生命までかかった支援だと、改めて痛感したところ。

#### <北幌荘とあそびばについて特に報告>

##### ○北幌荘

・寮の様な共同生活のできるアパート。→部屋数8に対して、入居者数は10~24名。

・運営経費は、主食(米)と家賃・水光熱費の全額は、「なんもさサポート」で負担。

その他の食費は、入居者同士で出し合って、協力して賄うのが基本。

・北幌荘の普通の運営と采配は、別に仕事をもつ3人の入居スタッフが無償で、あたっている。

・アパートの入居希望者、予定者は、いったん「北幌荘」に入り、2~3週間、状況を見る。

①仕事ができそうな人は、就職活動を励ます。

→実際、「北幌荘の食費」は、彼らが稼ぎ出しているし、貯金して、自力でアパートに移れるはず。

②適当と判断できる人は、アパートを確保し、生保申請を行う。

③噂を聞きつけて、生保申請のみを目的として、いろいろ問題を隠しているような者は、この段階で、ほぼ判断が出来るし、脱落していく。

→1人ひとりの「自立と自活を目指す人を支援する」という「なんもさサポート」の事業活動の趣旨を、理解してもらえるかどうか、鍵。

○「あそびば」

・看板は「喫茶・軽食」で、市民・入居者・ボランティア・スタッフの面談・交流の場として、「あそびば」をスタートさせた。

・運営経費は、部屋の借り上げ料・水光熱費は「なんもさ」で負担。

・支配人を除き、運営スタッフは、全員がおじさんで、5～7人が調理、フロア、他のアパートの入居者送迎の運転手に当たっている。

→講習を受けさせて、ヘルパー資格にも挑戦してもらっている。ヘルパーや、介護の資格は、今後の展望とも結んで、一層大事になるだろう…というヨミ。

・おじさん経験が長い方には、なかなか生活リズムを取り戻すのが大変なこともあるが、「あそびば」は、その場の提供という面もある。

2～4月の短い期間で、健康や、生活の問題で、大半のスタッフが、入れ替わっているが、このメンバーの中から、「明日のなんもさ」の有力スタッフが育ってくると確信している。

⑤「なんもさサポート」の今後の見通しと課題

○本来、或いは将来は行政と現実のスキ間をうめる「なんもさサポート＝不要だ」というのが、あるべき姿と考えている。

○しかし、ホームレス予備軍は、現在のところ増える一方だから、この取り組みは中断できない。

○現在の入居者の平均年齢は、60歳を越えている。

→10年後には、どうなるか？どうするか？→現在のように、戸別の住居提供だけではすまなくなるだろう。

→ゆくゆくは、高齢者共同住宅も検討することになるかも…

→幸い、「高齢者共同住宅・タウン白楊」の経験もあり、スタッフも協力してもらえらるだろう。

## 5. 質疑応答

織田:

みなさんに熱い思いを語っていただきました。残された 15 分の時間で質疑応答をしたいと思います。

質問者:

4 名の方に質問があるんですけど、ホームレス支援はだいたい夜回りとか、そういったところから始められて徐々に居宅申請だとか、アフターフォローまでやっていかなければいけないということで支援が多様化しているとか、支援を体系化させていく必要に軸はということになってくると思うんですけど、そうするときにおそらく人材、財源不足の二つをどうクリアしていかなければいけないかというところにぶち当たっていくかと思うんですけど、それぞれの団体さんが人材養成のボランティアさんをどのように確保していくのか、あとは財源確保をどのような形でされているのかということをお教えください、お願いします。

佐藤:

財源に関してはかなり頭を痛めているところで、まあアフターサポートだけではなく、うちの団体は様々な活動をしているので、補助的にあったりとか、あとは公共団体から頂くとか、企業さんに助成金を頂くかっていうことで財源確保しているということですが、そこは理事長のほうが詳しいですが。

人材不足の面に関しては、ボランティアさんは 1 人 1 人確保していくということが大切だなと思います。炊き出しに関してはホームページにも掲載していて、あとはマスコミ等を通じて紹介されていて、問い合わせがあって炊き出しに来られる方があるんですけど、脈がありそうな人はすかさず引き込んで、やはり楽しい活動だと思うのでボランティアさんもよろこんでやっています。そういった形で理解してくれる人を地道に増やしていくものかと思っています。

楠:

財源については札幌市の補助金がほとんどで、あとはホームレスの人数調査で厚労省からその調査費としてもらっていますが、年々減らされて厳しいもの聞いています。

人材に関しては学生さんを中心にして、毎年新生が入ってくる時に呼びかけていただく、あるいは結構入ってくる人はいるんですけど、定着する人は少ないというのは社会人の悩みのタネですね。あとは去年からビックイシューの事業を手伝いまして、そちらのほうからボランティアの方が入ってこれる方をなんとかとりこめないと考えています。

山本:

えらそうに言わせて貰いますと、お金には困っていません。手持ちの資産はないです。現金だけあります。この現金がどうやって生まれたか。生活保護申請して受理された方は地域の限度いっぱい請求をしています。もともと大家さんは別にいるわけだから、その人には 10 軒のアパートだとしたら、5 軒分のアパートの値段で借り上げるから、借りるからまけると。で、その差額がウチの収入です。レジメに書きましたが、わけのわかんない共同住宅、ここのスタッフは全部路上の人です。全部仕切ってくれます。僕なんかよりはるかに上だと思っています。

それから遊び場という市民との交流の場、これは今年立ち上げたんですけど、運営経費に 7,80 万円かかっていると思いますけど、一切なんもさで出しています。この財源もさっき言ったものです。だから地方の都市でたいした準備金ナシでも事業活動として私たちやっていると、てことはどこでもやれるはずだと、だからしゃべるんだと、そうでなかったらここまでできてしゃべりません。

それから僕たちが年を取って後の人材はどうするのかと、これには遊び場のスタッフ、短期間でどんどん人が入れ替わっています。半分以上上手いかないですが、でもその中で僕たちの代わりに背負って立ってくれる人は必ず出てくると思っています。だからお金も次のスタッフもまったく心配していません。



今井:

仙台というのは学園都市でもあるわけですが、少子化傾向の中で大学生の数もすごい減っている。大学生を対象にしてきたアパートがほとんど空き家状態になっている。そういう中で空けておくのなら半分でも良いから借りてほしい、そういうふうにする。そういう大家さんが最初に声をかけてきて、それなら採算があうだろうということではじめてのが私たちです。ですからその方向でやっています。ですから話をかけてくるけど、採算が合わない場合は申し訳ないけど、そういう状態なので、ほんとに家賃との差額でやっていますので申し訳ありませんとやっているケースが多いです。でもそういう中で遊ばせとくんなら是非使ってくださいということで格安で貸してくれる大家さんも出てきたので出来ている状態です。

ただスタッフに関しては私たちの泣き所です。一時私が東北大学の国際保健の非常勤で特殊なケースということで紹介されて、毎年特殊講義に行ったものですから、そこから10人くらい引き連れていていっていますが、10年くらい東北大の医学生が、医学的な知識を持ったボランティアとしてやってくれました。ただ10年くらい続いたんですが、最近途絶えてしまい困っていたところ、最近はいわゆる段階の世代のシニアサポートの、実はNPO法人サポセンっていうのが仙台にはありまして、地方ではNPOの活動が盛んなんですね、加藤哲夫っていう有名な方がおられ。そのNPOサポートセンターがそういうシニアを対象にしたボランティア相談という相談会をやりまして、そこに来いと。やりたいことが何か人の助けになって、時間を持って余しているシニアがたくさんいるから、お宅の活動を紹介してくれと。私たち忙しくてそういうところに行く暇はないんですけど、嫌々行って、そしたら口コミで広がって、今は年に1回、NPO視察バスっていうのが来て話を聞きに来てくれます。

最初は本当に厄介だなと思っていたんですが、ぼちぼち定年を迎えた方が夜回りに来てくれたり、病院の申請だとか、保護の申請に付き合ってくれたり、そういうボランティアが最近出てきました。新しい形のボランティアです。やはりスタッフをどう育てるかというのは私たちの課題です。事務局長は牧師なんですけど、教会の会員さんに頭を下げて、そっちのパートを辞めてこっちをやってくれないかとかそんな感じでやっていますけど、やはり若い人できちんと後を継いでくれるような、募集していますので是非継承に来て下さい。

寺尾:

人材、財源共に非常に苦労しています。今の現状、新潟は8割1人でやっています。事務処理、ホームレスの人達の市役所、行政への同行、全部ほとんど1人でやっています。今手伝ってもらっているのが会計入力、留守番。直接的にスタッフが足りないっていうのは一人ひとりに長く接していくというのがとても大変なことというのと、ある程度自分で勉強していかないと制度の面とかそういったところを勉強していかなければいけない。イベントとかがあれば人は来るんですけども、個々人に接していくというスタッフがなかなか来ない。学生さんも時々ボランティアに来てくださるんですが、3年生後半になると就活とかでほとんど来れない。やっとな仕事を覚えてもらったらと思ったらもう来ませんというのが続いています。

もうひとつ新潟は3団体あるんですが、教会関係さんが結構多いと思う。教会関係さんはボランティアの方が集まっているので、他団体さんを見るとうらやましいですが、ウチのほうはそうではないんで、うちは仏教ですから、お寺さんのほうではなかなか支援が無い。この間富山のほうでお寺さんが協力しているのでちょっとうらやましかったです。

それから資金面ですが非常に苦しいです。最初のほうは起業するための民間助成金をしてもらおうと。ただそれは全額もらえるところはほとんどなくて、負担分をどこで調達するかということで、1軒家を借り上げて7名入っている。支払い家賃と受け入れ家賃。先ほども出ましたが生活保護費の上限を家賃の収入として差額分を今運営費に回しているという状況です。私どもはNPO法人ですので事業をしたいと。自分たちでできる事業をやって、ホームレスの人達も共に働きに来ると、そこで給料を払う、スタッフも払うという夢みたいなことなんですけど、できればそれを目標にしたいと。ただ新潟の場合はホームレスの人の人数が50人くらいいるんですが、なかなかコンタクトを取る時間が無いので、ホームレスの人達が何を求めているかっていうことを今年は原点に戻ってもう一回接触しながら事業化したいと今考えています。

織田:

ありがとうございました。あとは懇親会のほうで。皆さんに大きな拍手を。

## 研修会(3) 就労支援&雇用の創出—各地の事例発表と他地区での適用可能性について

### 司会:小林 英夫さん (NPO 法人ふるさとの会)

高沢:

セッション3は、就労支援と雇用の創出ということでお願いしております。司会が東京ふるさとの会の小林さん。そして今日の順番ですが、徳島の森本さん、沖縄の山之内さん、文京緑化事業所の宮さん、ビッグイシューの佐野さん、グローバルヒューマンの高橋さんという方をお願いしておりますので。あとは進行は小林さんの方をお願いいたしますので、それではセッション3をよろしく願いいたします。

小林:

みなさん、おはようございます。昨日が10時半までですね。ここで懇親会をいたしまして、その後、2次会、3次会に流れた方もいらっしゃると思います。私の方も昨日1時半ぐらいまで飲んでおりまして、まだぼっとしておりまして、ちょっと酒臭いのですけれども、なんとか頑張って進めたいと思います。

先にですね、私の方の紹介をさせていただきます。私はNPO法人ふるさとの会の就労支援事業部の担当しております。実際にですね、ホームレス、元ホームレス。常用雇用で、15名から20名くらい雇用しているのです。それ以外の人についても、仕事があるのになかなかうちの仕事に就いてもらえないというところがあります。それは彼らの就労意欲という部分ですね。それでは外の仕事はというと、外の仕事に就いたとしても「ホームレス」、「元ホームレス」ということで、やはり偏見や差別、そういったことがあると思います。

今日、こちらで発言していただく方々、そういった社会のもっている偏見や差別、そして彼ら自身の就労意欲をどう高めていくか、そういった部分で色々とお話がお伺いできると思います。それでは、まず最初に、新しい自立化支援塾の森本さんからお話を伺いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

### 1. 森本 初代さん (新しい自立化支援塾)

森本:

新しい自立化支援塾、徳島から参りました森本初代と申します。どうぞよろしく願いいたします。座らせていただきます。今日来られている皆様で、徳島の活動を聞いたことがあるという方、挙手をお願いしますか？ほとんどの方が知っていると思っていたのは私だけだったみたいで、ちょっと丁寧に説明させていただきます。

新しい自立化支援塾というのは、2004年9月に設立いたしました。現在会員は24名です。会費の方は集めておりません。目的は、徳島県下のホームレス実態調査を行い、行政、自治会組織、NPO団体、各種関係機関と、新たな連携による支援策を開発し、ホームレスと共に社会貢献活動を促し、多様な自立の方途を調査・研究することを目的としている、という団体です。この中に、最近ではホームレスの恐れがある人、ホームレスと呼ばれていた人が自立した後の支援、というのも最近含まれております。それでは画像で、最近の活動を見ていただけたらと思います。他の団体の方のように、難しい活動はしておりません。私たちでできることは私たちの手でやるというのをモットーにしております。

これが徳島の位置なんですけれども、この辺りですね、南海フェリーというところ、和歌山とつながっている南海フェリーの船着場の近くです。活動拠点の方は、徳島フェリー址というところで昔フェリーが着いていたところでやっております。もともと活動がホームレス支援をするために活動していた訳ではありませんでして、徳島フェリーが廃止になりまして、私の住む近くがゴミの山になっていました。これが2001年の6月の画像です。こんなような状態で、県とか行政に働きかけたのですが、手間と費用がないということでできなくて、「できない

のであれば、やれることをやってみよう」というところから始まりました。

これが現在の活動拠点です。ちょっと見難いかと思いますが、ここの左の方に看板があると思います。これは徳島が全国で一番初めてアドプト活動、アドプトという事業を、神山に大南さんという方がありまして、アメリカに旅行に行った時にアメリカでこういう看板がありまして、「これはなんだろう」と思って、それをそのまま持ち帰って徳島で一番最初にやられています。

うちの方は、ポートアドプト、県の港湾の管理地にこのような形で、県下でうちが3番目になりますかね。まねきNECOの会というような形でさせていただいています。また、まねきネコと支援塾の関係は先でお話しようと思いますが、このような形で看板が掲げてありまして、「この公園を私たちがきれいにしています」ということで活動している団体の名前がこのような形で公表されているということです。

これは何日か前に撮ってきたもので、今こんなような形で、きれいな季節の花々が咲いています。もともとここは荒地だったんですけど、こんなような状態になっております。最初はこんなような荒地でした。向こうの方は公共工事で段々とゴミの山がきれいになっていったのですが、後の方は何もない殺風景な何もないところで、最初はひまわりから植えました。地域にある種を持ち寄っています。

これはたまたま、私が一番最初にホームレスと呼ばれる人と接した、うちの地域のメンバーとたまたま通りかかった(時に出会った)人たちと花壇を作っているところです。最初は行政に土止めをさせてほしいという形で許可願をしました。いきなり花壇というとなかなか難しいと思いましたが、このような形で段々と6日ぐらいかけてですかね、無料のテストピースをいただいてきて、彼らとお弁当、お昼をだしながら、ちょっとこんな時期だったので、夕方まで皆で食事をしながら、ということをやっています。

これが大分きれいになった後なのですけれども、最初全く何もなかった徳島フェリー跡ですけれども、今は4件の店が建っています。もともとこの辺りもゴミの山でして、こんなような状態になってまして、その後、たまたまそのうちの一人がボラバイト、ボランティアのアルバイトですね、行ってきた時に桜の木をもらってきてくれています、それを8本、末広、南末広という土地もありまして、末広がりの8本ということで一応8本植えたつもりだったんですけども、途中でうちのメンバーが1本植えたので、9本うちの所では植わっています。

これは、関わりながら毎年菜種を植えているんですけども、子ども達がこうやって植えている。土台は彼らが土を耕しまして、このような形でしています。また、こんな関わりをすることによって、こちらの右の端の人はアルコール依存症の気があったのですが、「小さな子ども達をみていると、孫の顔が見たくなった」ということで、ちょっといろんな関わりもあるんですけども、東京のお嬢さんのところに戻られました。たまたまそういうことで電話をするきっかけができたそうです。思い出したように東京に帰られていきました。

これは、今、竹垣を作っているところなんですけれども、この方がうちのメンバーの木工職人さんですね。いろんな廃材を活かすようなことをしています。それと同時に彼らにもいろんな指導をしてくださったり、中には彼らの方がむしろいろんな技術を持っておりまして、私たちに逆に教えてくれる人もあります。こんな形で竹垣を作ったんです。またこの竹垣がですね、「うちにもこんな竹垣を作ってほしい」ということで注文を請けて、また就労支援につながったということもあります。

これがうちの公園のすぐ側で、この裏が県の土木庁舎なんです。この裏ですね倉庫街でして、倉庫に県の方が貸しているんです。そしてどういうわけか、お恥ずかしい話ですが、ゴミがゴミを呼びまして、これもゴミの山になっているところなんです。公園の方はきれいになったのですが、周辺もきれいなことということで、企業とうちの団体がコラボしまして、こういうような形で段々ときれいになっています。これもそうですね。これ、私なんですけれども。

彼らと一緒にこのような形で関わっています。本当にひどいゴミの山で、「どうしようか」というような形で、もちろん行政の予算はゼロ予算です。アドプトにかかる道具代は2万円までにはいただいているんですけども、あとはお掃除する経費を与えられます。そのような形でやっています。ゴミの処理は行政の方で管理者ということで、看

板の下にも書いてあるんですけども、管理者の方でしていただいています。

これすごいゴミなんで「すごいな」と思われるかもしれませんが、漂着ゴミです。新町川の河口にあたります。それと海の方と、ちょうど中間地点でして、これもテラポットのところも、お店の横ですね。皆さんが来られた時に眺めのいいようにということで、確かこれはゴミゼロの日だったと思うんですけども、皆で片付けています。

これがですね、杉林の間伐です。これは労働に行った訳ではありません。杉の間伐材がほしかったので、一緒にいって間伐をして帰ってきているところです。先ほどの間伐の木が、このような形で、実はこれ今作業小屋として活用しています。公園の中の作業小屋を、ほとんど抜けて大変だったのですが、木工職人さんが指導しながら、昔大工さんしたとか色々そういう関わった人たちが一緒にしています。

これ、今は使っていないのですが、今から2年くらい前ですかね。彼らで仕事は見つかったけれど家がないという人達のために寝床をつくりました。5人、全員直接就労ということで就いています。

これは片付けの風景ですね。ゴミの方ですね、行政にお願いしたらすぐに片付かないということで、行政の管理のところにも皆で運んでいるところです。うちのメンバーよりも当事者の方がむしろ多いという状況です。このような形でやっています。

先ほど言っていた就労に就いた人ですが、出た後はゴミの山になりまして、このような形でお掃除をお願いしまして、実は一人は実は落ちこぼれまして、その彼も一緒になって頑張ってもらいたいということでお願いしております。

これがうちのメンバーの畑なんですけれども、中には農業のお仕事というのを言ってこられます。これをボランティアとして楽しくやりながら、私は掛け声ばかりかけて、彼らの仕事ぶりを見ながらどういう仕事が適しているかと思いながらやっています。

このお芋さんですね。実は名古屋に行く用があったので、支援団体さんお電話したんですけども、その当時どことも連絡がつかせませんで、NPOの団体と当事者の方に配らせていただきました。これが空き缶回収です。行政のところで、ゴミの減量ということで、本来産廃業者さんに引き取っていただく分ですね。うちの方でアルミ缶とスチール缶とを分けまして、アルミ缶だけ持って帰って、彼らにはボラバイト料を払って、残りは団体の方にといいことでしています。

最近は「人がいない」と言うと、行政の方はアルミ缶だけ分けてくださいます。そしてまた活動のお金にしております。呼びかけたところ、皆さん来られまして一緒にお弁当を食べているところです。普段関わりあって炊き出しとかされているところはあると思いますが、このような形で普段食べるよりは豪華なお弁当を出させていただいております。気持ちだけということで、お金は払っておりません。このような形でしております。

これは、仕事を請けたところですね。竹垣もしてほしいということで、この間に竹垣も作ったんですけども、こういうような形でしています。こちらの方が、毎年、先ほどもそうですけれども、1回なり2回なりお仕事をいただいております。

これはシルバー人材の方に依頼したのですが、高いところなので危険があるということで、出来たらうちの団体にしてほしいということで、1回しましたところ、他に頼んだときよりは、早くてきちんとやってくれるので毎年お願いしたいということで。毎年3人から5人ですかね。5、6人ですね。3人だと2日間かけてやっています。あとの草の処理もさせていただいています。

これがエコイベントですね。阿波踊りの時に、皆さん阿波踊りに来た時に寄っていただければと思うのですが、徳島市の市役所の中でわかれんが練習する前のところでエコイベントをしています。彼らが後ろの方に隠れているのですが。去年はエコイベントと同時にカンパ箱を設けて、活動を公表しています。このような形で活動をしているということでやっております。

こちらが、徳島市の農林水産展。向こうにいるのはほとんど彼らなのですが、ボラバイト料を払って、皆で楽しくやっています。一般の人はほとんど知らないと思いますが、このような形でやっています。これは空き缶回収ですね。先ほどの作業小屋がこちらなんですけれども、エコイベントでもらってきた空き缶をこのような集めとっておきながら踏んでいるのですが、最近はお金が高くなったので踏まなくても1kg徳島では120円ですかね。そのくらいで買い取っていただいております。

これは最近したんですけれども、徳島マラソンというのがありまして、2日程前に行政の方にゴミの処理をお願いしながら、うちの公園から南海フェリー間、ちょっと距離があるんですけども。これはホームレスの当事者の方というよりも、元ホームレスの人で、一般の生活を保護を受けて、普通の生活をされている人を呼びかけられまして6人程来られて、一日楽しく社会貢献活動ですね。というような形で、ボラバイト料というよりも、現金より物のほうが良いということで、一応物を、商品券をお渡ししました。こんなような形で関わっています。

結構まめな人はね、お仕事したいんだけどなかなかないということで、「こういうことするといい汗かけたので、ご飯もおいしい」ということで、休みは多いのですが、私も関わりながら「自分も体を普段使っていないし大変だな」と思いながら、こうやってやるのですけれども。「次いつやるの」と聞かれるんですけども、私も何回もできないし、そんなに汚れているところが最近少なくなったので今フィールドを探しているところです。

これはちょっとおまけなのですけれども、うちの公園ですね。いろんなところで入ることでまた再生されていきます。これは免許取り消しとかそういうようになった人がボランティアをするというので減免措置があるそうで、安全協会もまたここで再生されていきます。

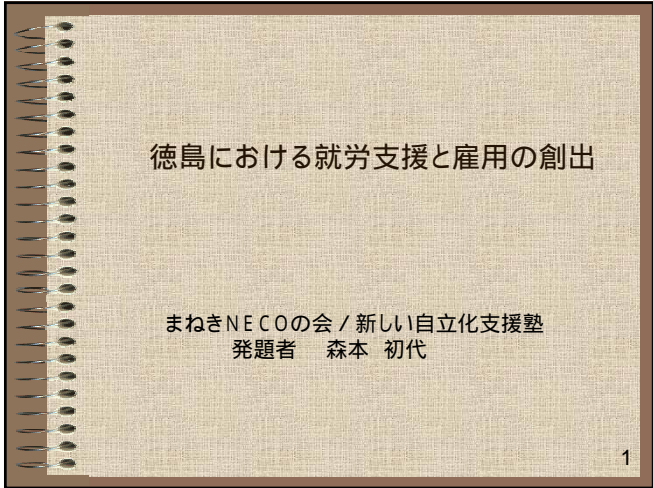
就労支援の実績ということで、今まで人数を数えたことがほとんどなかったのです。森本が関わった部分だけで、覚えている分だけ書かせていただきました。就労ってずっとではなくて、何日かだけということで就労支援したり、NPOと書いてあるところはですね。NPO法人とかでどこか委託を受けているところで、応援をということで、最初例えば桜を植えるとか、イベントを受けたのに人がいないとか、そういうような形で応援に行っております。最後のNPO多数というのは、まねきNECOの会ということで。まねきNECOの会というのは環境とまちづくりの団体でして、フィールドはまねきNECOの会でしています。活動と環境とまちづくりの活動を彼らと相互支援をしながらやっております。

最後に就労自立した人を数えてみました。10名。これは4月末現在です。こんなような状態で、ちょっと見ていただいたらわかると思うのですが分析してみました。今、企業さんで今まで彼らが関わって自立できたのはやはり寮があるところですね。3つの企業さんですね。製造業と産廃業者さん。製造業が2つありますけれども。産廃業者さんは最初とっかかりはよかったですけれども、色んな面で彼らのために良くないということで、こちらの方から当人に、最後残っていた人が何人かいたのですけれども、「このままいとダメになるから、次探そうね」ということで。ちょっと条件が悪くて、車の免許を持っているということで車をちょっと傷つけたということ、すぐに損害賠償をさせられまして、そういう状況で替わっています。ただ、その次にも仕事がありまして今は元気でがんばっているところです。

ちょっとこんなような状態で簡単ではございますが、うちの活動の紹介をさせていただきました。

小林:

今、発題いただきまして、地域に根ざしてですね、就労支援も協働作業。共に一緒に歩きながら活動をしていく、そんな話が行われたかなと思いますけれども、今のお話で、何か質問とかありますでしょうか？  
そうしましたら、先に進めたいと思います。







13



14



15



16



17



18





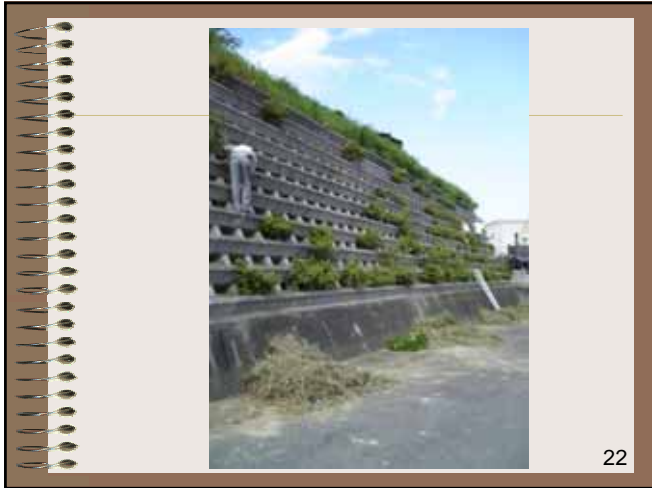
19



20



21



22



23



24



25



26



27



28

## 1. 就労支援(実績)

(A) 製造業	7名	(B) 産廃業	6名
(C) 製造業	1名	(D) 建設業	3名
(E) NPO	3名	(F) NPO	5名
(G) NPO	3名	(H) 販売業	3名
(I) 造園業	8名	(J) サービス業	2名
(K) 建設業	1名	(L) NPO	多数
(M) 農業	6名		

29

## 2. 就労自立(詳細)

1) 製造業	50代(4~5年)	自営業(電気関係)*	婚姻歴有
2) 製造業	50代(2~3年)	会社員(販売)	婚姻歴有
3) 製造業	30代(2~3年)	派遣労働者*	
4) 製造業	50代(1~2年)	自営業(印刷関係)*	
5) 製造業	50代(1ヶ月未満)	派遣労働者*	
6) 建設業	50代(1~2年)	建設業*	
7) 建設業	40代(4~5年)	建設業	
8) 運輸業	50代(1~2年)	運輸業	婚姻歴有
9) サービス業	60代(不明)	主婦	婚姻歴有
10) 建設業	40代(不明)	不明*	

\*新しい自立化支援塾の情報提供による就労

30

## 2. 山内 昌良さん (NPO 団体プロミスキーパーズ)

山内:

沖縄から来ました「NPO 団体プロミスキーパーズ」です。まだ NPO 法人格を取得していないので、NPO 団体と名乗っています。「プロミスキーパーズ」という団体名はアメリカの大きなクリスチャン団体の名前から借用したものです。私は教会の牧師をしながら、教会を挙げてですね、ホームレスの方々の自立支援をしています。今日は就労支援と雇用の創出についてお話をしたいと思います。

私たちはどうしてもホームレスに仕事を与えなければならないという使命感をもってですね、この活動をスタートしました。私たちの現状を少しお話したいと思います。私たちは「エデンハウス」というホーム(施設)をもっています。いま、61 人の方々が入所して共同生活をしています。原則として無料です。入所者の内訳をいいますと、刑余者が 3 名、執行猶予の方が 3 名、精神障害者が 4 名、身体障害者が 2 名。生活保護を受給している方が 4 名、障害年金を受給している方が 2 名、厚生年金を受けている人が 1 名。計 7 名に公的なお金が入ります。こういう方々からは一応 4 万円を寮の維持のために拠出してもらっています。この 61 名のうちで働ける人が 20 名ぐらい。そして私達の資源ゴミの回収・分別作業に携わることができる人がだいたい 20 名ぐらいです。

私たちには 200 坪ぐらいの作業場がありまして、そこに資源ゴミを集積しまして、分別作業をしております。そこで 15 名ぐらいが毎日従事しています。古紙・ダンボールの回収に 5 名ぐらいが毎日従事しております。この資源ゴミの回収というのは、非常に大きな効果をあらわしてましてですね、企業・公共機関、公園、また個人の集合住宅に、私たちが改良したドラム缶を設置しまして、そこに資源ゴミを入れてもらっております。ペットボトル、缶、ビンの 3 種類を分別なしに入れてもらいまして、それを回収して私たちが分別することにしてしています。この活動の大きな効果の一つが、企業を訪問することです。企業に活動の趣旨を説明して、私たちが改良したドラム缶を置かせてもらいます。そうしますと、企業の皆さんはホームレスの現状をよく認識することができるのです。そしてホームレスに対する偏見をなくすことができます。いま、だいたい 150 本ぐらい置いてありますけど、主なところは市役所、県立の図書館、あるいは病院とか、かなり運動が広がりまして、企業や公共機関、個人の皆さんが協力してくれています。

古紙・ダンボールに関しては、那覇市が資源ゴミぬき取り防止条例を 4 月から発令しまして、勝手に取ることはできなくなりましたが、新聞・ダンボールはかなり大きな売り上げを示します。私たちはトイレトペーパーと交換して古新聞、古紙関係を集めています。それがかなり功を奏しましてですね、珍しいものですから、マスコミが取り上げてくれまして、テレビからその活動が放映されたりですね、いま多くの方々が協力してくれています。

私たちの 4 月度の収支決算書から売り上げを報告します。アルミ缶・スチール缶・スクラップ関係が 66 万円、古紙・新聞関係が 54 万円、水が 2 万 8 千円。ですから 133 万円の売り上げがあったわけです。こういうふうですね、私たちは仕事を作り出して、彼らのリハビリの訓練。体と心の癒しを目的に訓練の場にしてしています。そしてここから、一般の企業への就職斡旋をしていきます。彼らに非常に必要なのは礼儀と忍耐なのです。そして服装などもきれいにしまして、企業に紹介していきます。これがいい訓練の場になっていまして、多くの人が企業に就職しています。

資源ゴミの回収・分別事業をすることで、施設運営のための資金をうまく捻出することができます。また、入所者の自立のための積み立て資金にも使っています。資源ゴミの回収・分別作業はおそらく田舎に行けば行くほど、できるのではないかと私は思っています。ドラム缶は、うまい具合にペンキを塗って、穴の開いた独特のふたをつけて、そこにビンとかペットボトルを入れてもらいます。そして、その蓋には取られることのないように鍵をかけます。

そして、いろいろな個人や集合住宅をまわって営業していきます。この活動は資源ゴミを回収している業者の皆さんとのトラブルもなく、スムーズに回収ができていますので、かなり大きな効果を発揮しています。今のところ資源ゴミがかなりいい値段になっているのです。沖縄ではスチール缶・スクラップ等がキロあたり 48 円。で

すから集めますとかなりの売り上げになります。それから新聞・古紙・ダンボールはキロあたり16円です。これも集めますとかなりの売り上げになりますので、活動資金は、こういうところからかなり生み出すことができると思っています。特に企業さんにPRすることができます。そして企業さんの意識を福祉の方に向けることができるので、多くの企業さんから、いろいろな物をいただくことがあるのです。この前はフードバンクさんを経由して、ソーメンを2トンいただいたのですよ。この2トンのソーメンを私たちは母子家庭に配っているのですよ。こういうふうに企業がずいぶん意識を変えてくれるようになりました。

次に私たちの起業についてお話させていただきます。沖縄は暑いのと、水が悪いために、「ウォーターショップ」というのが非常にはやっております。水がよく売れるのです。私たちは1月にウォーターショップを買って、経営をスタートしました。場所がちよっと悪かったので、この4月に場所を移しまして、だいたい30万円から50万円ぐらいの売り上げを見込んでいます。それまでは月30万円ぐらいの売り上げがありました。

今は3名がウォーターショップに勤務していますが、このことは非常に重要な意味をもっています。エデンハウスには20代から30代にかけての青年たちがいます。もちろん元ホームレスですね。彼らは若干、障害をもっていて、うまく会社で働くことができないのです。かといって施設に入ってもうまくいかないということで、私たちのところで預かっているのですけれども、彼らは自分たちに店を任されたということで一生懸命働いているのです。

彼らは若干、障害があるので、細かい計算ができないなど、お客さんへの対応に困難があるのですが、計算がしやすいように、値段を100円単位にしているのです。普通、ウォーターショップは10円単位で売っているのですけど、彼らが計算できるように100円単位にしているのです。ですから、おつりのやりとりも今はできるようになっています。こういうお店を沖縄では展開できるので、安定した仕事を提供できるかなと思っています。いまのところそれはかなり効果を発揮しそうですので、次々展開していきたいと思っています。

次に就職の斡旋についてお話をさせていただきます。私たちは企業訪問をしています。入所者の名前と年齢と過去の職歴を記載した票をもって各企業を訪問して、就職の依頼をしています。いまのところ、タクシー会社、警備会社、菓子製造会社、建設会社に12名の方が就職しています。彼らはエデンハウスから会社に出勤しています。そして彼らの預金が50万円ほど貯まりましたら自立。アパートを借りて、そこから会社に通勤するよう指導しています。

特に嬉しかったケースがありまして、入所者の中に石垣市の市役所に採用された方がいます。彼は資源ゴミの分別作業を1年近くやった方で、彼がふるさとの石垣市に帰って、実家に立ち寄ったところ、市役所の職員募集があったので、応募したのです。その仕事が石垣市のゴミの選別の仕事だったので、彼は既に訓練で分別に慣れていたので、それですぐに採用が決まったわけでありました。こういうふうですね、自立を促す。ただ促すのではなく、その後ろに、背景に、本当に自立できるだろうかというのを見ます。また具体的にちゃんと資金も預金させて、それがうまく満ちたときに自立させるようにしています。

私たちは会社を訪問しますが、就職難でなかなかうまくいきません。特に沖縄の場合は、失業率が9パーセント近くになっていますから仕事を探すのはとても大変であります。でも企業を訪問することによって、彼らが立派に仕事をするができることを示すことができるので、徐々に成果がでてきています。ただ、何より自分たちで企業を創設できればなあと思っています。特に沖縄県の場合には、独特の仕事があります。いま考案中なのは八百屋さん。これは手軽にできるというメリットがあります。また100円ショップ、フリーマーケットなどを考えています。このように自分たちで起業しますと彼らの仕事場が非常に安定して提供できるというメリットがあります。

今後は、生活保護と企業と起業の3点セットを活動の基本にしたいと思っています。いまのところ、生活保護受給者は4名と少ないのですが、働けない人に対しては生活保護を適用するようにしています。ですから今後はもう少し生活保護受給に向けての支援に力を入れていってもいいのかなあと思っています。結論はですね、彼らの意識を変える、心が変わらなければ仕事が長続きしないということがわかったのです。つまり、いやなことがあるとすぐ放棄するという癖があります。そのことがわかったので、夢と希望を与えるということに力を置い

ています。

この間の会議では、何名かがウォーターショップの経営に携わりたいと手を挙げるのですね。ですから、こういうふうに夢を与えることがとても大切なのだということがわかりました。また私たちはキリスト教の伝道を活動の中心にしています。一つの夢として「宣教師になりなさい、牧師を目指しなさい」ということを口すっぱく言うのですね。「やろうと思えば、誰でもできるよ」と。特にクリスチャンは少ないので「宣教師になったらよい働きができるよ」と薦めています。

もう一つはですね、同じ境遇にいた人々を助ける仕事を見出してほしいと言っています。たとえば薬物中毒の人たちには、薬物で苦しんでいる人々を助ける組織を作ってほしい。ホームレスの方々にはいま私たちがやっているようなことをやってほしい。そういうことを薦めます。ですから応答した人々がそういう方向に向いていることも事実であります。就労支援と雇用創出の話をしたが、いまのところまあうまくいっているのではないかと思います。ありがとうございました。

## 【配布資料】 那覇 プロミスキーパーズ

### 就労支援と雇用の創出について NPO 団体プロミスキーパーズ

浦添市宮城 1-36-11 2F

代表 山内 昌良

支援の方法には様々な形態があると思いますが、彼らに対する雇用の創出、つまり、仕事を提供することは、私たち支援者の仕事の一部だと思っております。ほとんどの方々が仕事からあぶれて公園での生活者になっていきます。炊き出し等に加えて、仕事の創出をしてあげることには協力し合い、知恵を出し合うことも必要ではないでしょうか？

私たちの雇用の創出には3つの形があります。

#### 1. 資源ごみの回収と分別の作業

これは資源ごみと言われている缶・ペットボトル・古紙・ダンボール等を持って、いろいろな企業・団体・個人に協力を要請して、私たちと契約の形を取っていきます。入院中のほとんどの方々は、最初はこの作業からスタートします。

その目的は

- ①リハビリの訓練(仕事の復帰の為の)
- ②活動資金の捻出
- ③自立の積立資金(関連資料あり)

#### 2. 企業創設

沖縄独自の風土を生かした仕事場の設立

例えば水の店(ウォーターショップ)現在経営中(3人勤務中)

#### 3. 企業紹介

県内企業を訪問して仕事を斡旋します。

現在(タクシー会社・警備会社・菓子製造会社・建設会社へ12人の方々が勤務中)

#### 4. 現在思案中の企業創設

- ・八百屋
- ・100円ショップ(フリーマーケット)

\* 仕事を作り出し、彼らの働きと人生に安心と夢を与えることは、私たちの最大の理念でありますので、仕事場を探し出すことに、また創り出すことに重点を置いて活動しています。

### 3. 宮 政治さん(文京緑化事業所所長)

小林:

文京緑化事業所長の宮さんよろしくお願ひします。

宮:

おはようございます。私はですね、労協センター事業団、NPO ワーカーズコープの二つをもった事業所です。わたしどもの組織はですね、出資金をもとにして仕事おこしをしていこうというのが前提となっています。それで、今、多機能のいろんな施設の中で指定管理者を企画提案しながらとったり、まあ、そんなような形で事業を進めております。

私どもの文京緑化事業所というのは、山谷の日雇い労働の一つの事業を請け負って、入札で請け負うんですが、それをかれこれ4年くらいやっております、まず、山谷から城北労働福祉センターの方から当初は50名の日雇い労働者を受け入れて、千葉県松戸市に都営霊園があって八柱霊園というのがあるんですけど、その園路清掃などをしております。

当初は、私が4年、5年経ちますけど、5年前には日雇い労働の賃金が下がって労働としての値打ちが上がった時期なんですね。私もわけわからないんで、そこの一員、スタッフとしていったら、まず最初に囲まれて、「お前ら何やってるんだ」ってことをさんざん言われて、いちいち説明してたんですが、今は落ち着いております。山谷の方々は随分お年を召してきて、労働としての価値がだんだん薄まってきています。本年度、玉姫の就労者30人を請け負いまして、就労させております。

ホームレスとの出会いというのが、かれこれ3年前になるんですが、東京都の福祉局から臨時就労っていう形で、請負を、まあ、入札がありましたので、電子入札を受けてやったのがきっかけです。確かに現場に行ったときは、現場というのが東京の福祉施設4ヵ所を環境整備という形で、草取りとか清掃を、かれこれ10人に1人の監督付ということで、延べ80人、実人員で80人くらいの人たちを現場で就労させていきました。その中で、戸山の公園から移行支援を受けて、移行支援利用者を現場で見えていたら、非常に仕事は良くやる。不平不満を言わずによくやっている。先を見て、仕事読みながら仕事をしているのを見て非常に感動を覚えたこともあり、その移行支援事業が終わってから3人をうちの事業所に受け入れました。完全雇用にしていこうということで雇いました。

そして2年前から臨時就労本格的な指定管理という形でうちのほうで2年間委託を受けまして、延べ人員として2800~3000人くらいのかんりの出会いを経まして、いまうちの事業所では11人の元ホームレスの移行支援利用者を受け入れて仕事をしております。内容的には、非常に会話が成立しない、働くことに非常に幅が狭い、やれば一本気で一生懸命やるんだけど、その環境が読めないってことが一時あったんですが、それを根気よく一緒に働いて、一生懸命やることも負けないくらい私も一生懸命働いてやっていくんですが、そうやらないと会話が通じないので、一緒に働いて、そこから仕事からの会話を続けていって、徐々に「こうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないか」、とか「仕事が一気なのはいいけれど、環境を見なさいよ、まわりのことを見なさいよ」と、そういうことを続けて3年経ちました。

それで今は、公園清掃の責任者として、当事者が主体者となっていくわけですが、責任者でホームレスの方は4人いますけど、一つの事業を下請けなんですけど、公園清掃をその方5人で、完全にホームレスの元移行支援者の方が請け負って仕事をやっております。これがですね、私たちの出資金をもとに事業所を立ち上げて仕事おこしをやっていくという事業体ですので、これを事業として作っていきたい、今更雇用されるんじゃないかって、自分たちで仕事をつくっていこうという形で徐々にやらしていただいています。11人というのは、山谷の方も入れて自分も中に入れてやっているんですが、実際的には、経営能力とかそういうものも必要ですし、仕事の段取りとか入札の仕方とかそういうことも必要ですので、それはフォローしながら事業をやってもらっております。

臨時就労の時に、過酷な労働というんじゃないけど、人間扱いされていないという面が見受けられました。臨時就労やっているときと厳しい現場を渡ってきたんだな、という感じは受けるし、そのときに臨時就労そのものがノルマがあるわけじゃないし、ここまでやりなさいというノルマがあるわけじゃないし、一つの人間回復の場だったんじゃないかなと私はそう思って、仕事の人間的な回復を願って就労させてきました。つらい現場をあちこち行って日雇い労働をして、つらいときもあるかもしれない、ということで、みんなで手作りで豚汁を作って、現場を終わらしたというのがあるんですが、非常に好評でした。つらいことがあってもあそこで豚汁食べたな、というのがいまだに続いているのが嬉しいことだなあと思っています。

それと、うちのほうでは文京緑化といって、文京に事務所があるから文京緑化ってことなんですけど、緑化仕事はあまりやっていません。むしろ、環境整備のほうを実質的にやっているんですが、臨時就労が平成 20 年度で終わりました。終わって、今後、臨時就労は当分無いだろう。移行支援を受けて、生活サポートを受けて、それで入居して仕事はない、そういうことに東京都はなってきました。

私たちの事業所として、国がやっている職場体験講習を今まで福祉施設の中の管理事務所と相談して 4 か所確保しました。体験講習は日当 3000 円、交通費は別です。それで 10 人くらいで 10 日間やって、だいたいわれわれの手元に入ってくるのは 20 万くらいになりますけど、そこに費やしているのが元ホームレスの方が監督として指導しております。臨時就労も 2 年間元ホームレス、移行支援事業利用者の方が現場を担って、2 年間やってきました。非常にうちのほうは新しい試みで東京都のほうが心配されたり、NPO 新宿の方々が心配されたりしたんですが、かなり信頼を得ている。仕事についても、口では言わなくてもよくやっていると信頼を得て、2 年間終わったというのがある。

今、その方をそのまま終わらしたらまずいということで、いろんな形で公園清掃の管理・責任をやっていたたりして、収入は一人当たり、われわれの、私自身の給料もボーナスを無しにして、より多く就労者、元ホームレスで就労意欲のある方をより多く受け入れて、だいたい 15 万を提供しております。これは、時給 800 円でいろいろあるんですが、だいたい生活して移行支援事業の 3000 円アパートではなくて、移行支援事業を卒業してアパートの家賃が 3 万 5000 円とか 4 万円～5 万円に家賃が変わるときに、変化があるので、その時にお金を提供しなくてはならないということもあるので、そこに費やすような形で 15～16 万はあげております。働こうと働くまいと、ある程度 16 万は提供しようと私どもは経営的にやっております。

あと、急に言われたんですね。安江さんのほうから。現場出ていて、急に「あんたやりなさいよって。」言われて。ほとんど、元ホームレスの方と一緒に働いておりますので、こうして公の場で話すということはあまり無いのですが、何しゃべっていいのか分からないので、ここに思いを綴って書いたんですが。やはり、お互いに人間であるということと人間らしい労働の環境の中で、みなさん生きていければいいわけで、それは差別ではなくて、お互いに協力し合って、協働の中で何か生まれてくるものがあればなあと思っております。



## 【配布資料】東京 ワーカーズコープ

### ホームレス臨時就労事業を終えて

NPO ワーカーズコープ 文京緑化事業所長 宮 政治

#### I 感想として

山谷労働の特別就労対策事業・元ホームレス就労支援事業(臨時就労事業)の現場管理を通じて就労者との関係を深めてきました。現場を通して感じてきたものは、高齢化する山谷地域の就労者をはじめ元ホームレスと成った人達があらゆる境遇から仕事をさまざまな過程の中で喪失して、市民社会から切断され孤立し過酷な状況に措かれて生きて行く過程の中で「自立」するということの難しさを実感して来ました。それは単に、再就職をして社会復帰ができる事ではなく人間らしい希望や人生の生きがいのひとつひとつ持てるような市民生活への回帰であってほしいと願うものでした。そのために、人間らしい労働を通じた尊厳の回復と人とのつながりの再生に努め社会的役割を見出せるよう根本的な支援策が必要と思います。

私達は、現場で出会った自立しようとする就労者を迎え入れ、公園清掃等に従事しながら地域を含め現場の担い手となることで、当事者から主体者への道を全力で応援しています。現在、11人の元ホームレスの就労者・山谷の就労者を文京緑化事業所に受入れ仕事を提供して自立に向けて支援をしています。私達の「自立支援」活動は、多様な支え合いによって共に生活して生けるような地域づくりを市民と一緒に取組んで、つながりや支え合いの関係を地域に再生していくことで、真の自立支援が可能になると考えています。一人ひとりが、地域で働く事を通じて共に地域づくり町作りを目指し、人に優しい隣組の再生・健康の増進、生き甲斐の充実を得られるような環境づくりに全力で取り組んでいます。

#### II 取り組み

これまで、山谷就労者・ホームレス臨時就労者から真剣に自力で自立する強い意思の者に対して、文京緑化事業所に受入れ協同して良い仕事の実践から地域との関係をつくり自治体との円滑な関係を築いています。その担い手として、元ホームレスから自立した組合員が事業を支えています。元ホームレスとしても公園清掃から市民の理解を得て、市民と一緒に自立を支え合いの地域づくりを実践しています。

現在、11人が自立を目指し「日雇就労の現場監督・地域の公園清掃」を良い仕事を実践しながら地域に自治体に徐々に理解を得ています。今回、東京都の元ホームレス臨時就労が廃止となり当事業所の監督達が働くことを通じて自立に向け共有しながら協働して頑張ってきました。今回、新たに元ホームレス自立支援「職場体験コース」を東京都の施設2ヶ所の利用を提供して頂き実施することが可能となりました。3月中には、施設を利用して職場体験コース「環境整備体験コース19日間」を好評に実施しました。元ホームレス就労支援事業を通じて就労者が働く事で関係を深めながら2年が経過して施設の信頼と理解を得た結果と思います。また、今後の事業としては、自治体と地域のホームレスの自立に向けた公園清掃等を活用して行きたいと思えます。よろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

#### NPO ワーカーズコープ 文京緑化事業所概要

文京緑化の三本柱:【公園清掃】・【臨時就労】・【特別就労対策事業】

##### 1. 文京区公園清掃

- ・文京のみどり(人間)を愛しています。
- ・6人の元ホームレスの組合員他が一味違う美化に努めています。
- ・反面、公園のホームレス移行支援の情報提供をしています。
- ・80歳以上の組合員が現役中です。

##### 2. 臨時就労事業

- ・移行支援に伴う臨時就労、平成18年度～平成19年度(2年間)東京都福祉施設(5ヶ所)の現場を

中心に環境整備の仕事をしています。

- ・当事者を主体者として、2ヶ所の現場を元ホームレスが現場責任者として3名を採用、信頼を得ている。
- ・NPO 新宿等・ジョブステーションとの協力

##### 3. 特別就労対策事業(高齢者)

千葉県松戸市内 東京都営霊園(八柱霊園)で園路清掃、除草、雨水桝清掃等、30～50人の就労者を元山谷就労者1人を含め現場監督を4人でしています。

#### 4. 佐野 章二さん(有限会社ビッグイシュー日本)

佐野:

2003年から売り始めまして4年8ヶ月ほど経っているんですけど、大体1年半に一回くらいはホームレス特集を販売しているんですが、今まで3回やってきました。2回目のホームレス特集がこの人生挽回です。これはご覧いただいたら結構かと思います。

それから後2つ資料があって、ビッグイシューは有限会社でやっています。会社の資料で広告を出していただきって媒体資料ということで作っております。ご覧いただいたらだいたい会社の概要がわかるようになっています。その中に今日の資料が入っていて、4年間どういいう実績だったかという資料。ホームレスの方にお仕事を紹介する時に、今日も来ているチャールズさんの炊き出しに行つてこういうのを配らせてもらつたり、新宿連絡会の炊き出しで配つたりでこういう仕事があるんだよつていうお知らせ。

会社と並行して今年の4月にNPO法人も作つていこうということで、こういう基金を。ほんとはビッグイシュー財団と呼びたいんですけど、民法の財団と紛らわしくなるといふことでやっている資料がございます。だいたいこれを見ていただいたらしゃべることはないです。

ビッグイシューはどういいう雑誌かといふと300円の雑誌を売つていただいて、半分の160円が一冊に付きホームレスの方の収入になると。最初ホームレスの方はお金がございせんから10冊は無料で差し上げる。そうしますと10冊で3000円。それを元手にあと140円で仕入れていただいて、160円が収入になる。そういうシステム。これはイギリスで生まれて日本でもやりたいといふことでやり始めたときに、日本では無理だといふ意見があつた。ビッグイシューが実現しようとしていふアイデアといふのはホームレスの人をビジネスのパートナーにするといふアイデアなんですね。そんなの出来ないといふわれて4年8ヶ月ですから雑誌社の人とかソーシャルエンタープライズとかソーシャルビジネスといふのが今話題になつてきたので間違つてはいなかつたのかと。

しかし最初は100パーセント失敗すると。でも僕はあほな大阪の人間ですから「やってみなければわからないんじゃないか」と。「でも佐野さん、ホームレスになるきやつたらやれ」つていふ風に始まつたんです。その時に100パーセント失敗するといふれた中身はいふことやつたかと4重苦があると。それは何かといふと、活字離れがひとつ、路上で売り買いするといふ文化が日本にはないこと。それから情報がタダの時代、R25だとかフリーペーパーの存在。4番目が極め付けでホームレスからわざわざ買うかといふこと。それに加えて7つの壁といふのがありまして、差別と偏見の壁。それから労働の壁、これはホームレスは働かないといふもの、路上に立つて売つていふことは私はホームレスですといふカミングアウトをするといふこと。イギリスやアメリカの若いホームレスはいざ知らず、日本のおじさんホームレスがいふことするわけない。それから資金の壁。プロでも売れる雑誌が作れない時代にど素人が売れる雑誌を作れるか、技術とか商品開発の壁。5番目は若い人がわざわざホームレスに近寄つてわざわざそんなかっこ悪いことしないといふ販売の壁。それから路上で売つたら、規制とヤクザさんの壁。それから経営の壁、だいたい本を作ると7掛けで本屋に卸す。我々の場合はホームレスの方に卸す時には半分以上です。生きた書店ですからお世話をするサポートスタッフがいる。東京と大阪2人ずつ4人いますけど、いふ人々の経費を入れると流通経費が7割で逆転をしていふ。そんなもんで成り立つわけが無い。これがプロの人たちの100パーセントの失敗の理由。

いふことがあつたんですけど、やってみなければわからないといふことで4年8ヶ月続いてきたんですけど、その結果がいふ形で出てきていふことなんです。特に販売者に登録した人が4年で669人。新しい仕事に就いたのが58人。これはビッグイシューは販売の仕事だけで就労支援も住宅の斡旋も一切しません。58人がどうやって就労したかといふと、お客さんがウチで働かないかといふケースが多いです。いふ販売者になるよふ人は勇気があるといふ人が多くて、お客様との関係で58人が就労して言つたといふ結果です。

もうひとつは地域なんですけど、京阪神、関東圏、仙台、広島、名古屋、福岡、札幌、熊本。原則は地域でホームレス支援をやつていふ団体と連携してやつてきました。ところが最近福岡、札幌、熊本では読者の人が販売組織を作つていふホームレスの支援にといふのがあります。ビッグイシューの販売のサポートは結構若

い人達が多いです。

そういうボランティアが北海道の場合 6 団体連携していて、そういう関係も出来ているのと、ここで特筆すべきこととして報告しておきたいのは、札幌で冬場どうするか、零下 10 度の所で売らかっていう話でした。これは 6 団体の人が札幌市長を始め、札幌市当局と交渉して地下鉄のコンコースにビッグイシューの売店が出来ました。去年の 12 月 28 日からで、4 月に撤去しましたけど冬場対策です。つまり地下にホームレスの協同売店が出来たんですね。これは世界的に見ても非常に珍しい、大体ここで 1 人三時間のローテーションで 4 人、大体 12 時間で 1 人平均 30 くらい売ったということです。そうすると一日 120 冊売っているわけで、3 万 6 千円の売り上げで、月あたりだいたい 30 万円の売り上げということで。

これは札幌市の英断で、地下で売らせてくれという交渉に行ったら、ややこしいこと言っているとトラブルが起こったら困るから、交通局から場所を借りて市の保護課でホームレスの冬場の就労対策として売店を設けるという決断をしたわけですね。なぜビッグイシューだけだという話になるんですけど、すぐできるというのはビッグイシューしかないからです。札幌っていうのは冬場が厳しいのでそれを逆に取る、あるいは行政と 6 団体の連携とか議論とかそういうことが出来たのは僕たちとしても喜んでいるし、これをケースに出来ないかと思います。

就労しただけではすまないという問題に対してどう対応するかというので作ったのが NPO です。ここでは 3 つのプログラムがあって、つながり回復のための生活自立、就労支援、それだけではダメだと、文化とスポーツプログラム。これを 3 点セットでやろうというプログラム。つながり回復のための生活自立というのは昨日からおっしゃってるから言うまでもない。それから就労支援プログラムは今のところコンピューター研修を中心に NEC とやっている。なかなかホームレス支援に大手企業が支援してくれることはなかったんですけど、NEC とかマイクロソフトさんもコンピューター支援について興味を持っていますね。ですからこれをもっと延ばして行きたいなと。

それから文化スポーツ活動。ホームレスが文化スポーツ活動をやるかという風に言われつつ、我々はこれが一番大事かと思ってやっています。バンドを作ったり、OHB 大阪ホームレスビッグバンド、18 日には公演をやります。それからソケットィスタっていうダンスチームがあります。これは新宿のシアターブラックスってところで、土日、昼夜 2 回の計 4 回公演です。いずれも満員でした。2500 円の入場料ですけど満員になりまして、売り上げが 100 万近くになりました。それから今年の 12 月にメルボルンでホームレスワールドカップっていうのがあります。毎年やっているんですけど、そこに代表を派遣しようっていう風なことをやっています。

そういうことを通しましてホームレス問題というか社会から排除された人々。単にホームレスの問題じゃなくて、社会問題の貧困の増徴がホームレスの問題だと我々は社会にアピールしていくために、入場料を取ってダンスをやるとか、ホームレスワールドカップをやるとかそういうこともやるんですね。販売を仕事として 5 年目には定着したと、今年の 9 月には 5 周年なんで定着したといえるようにやりたいなと思います。

## 【配布資料】 大阪 ビッグイシュー日本

ホームレスの仕事づくりービッグイシュー日本から  
佐野 章二

1. ビッグイシューの 4 年  
販売者登録 668 人、新規就職者 59 人、販売冊数 219 万冊、提供収入額 2 億 4 千万円など
2. ビッグイシューの地域展開  
京阪神、関東圏、仙台、広島、名古屋、福岡、札幌、熊本など
3. 自立支援のためのビッグイシュー基金  
生活自立、就業応援、文化スポーツなど 3 つの骨格プログラム

## 5. 高橋 英夫さん(NPO 法人グローバルヒューマン)

高橋:

ラストバッターということで、京都から参りました、NPO 法人グローバルヒューマンの高橋です。主たる事務所は昔の園部町、今の南丹市ですかね。そこと、住宅事務所は京都市、大津市、それから岡山の倉敷市。事業はいろんな事業をしているヘック企業グループというのがありまして、その企業グループのバックアップに基づいた形で事業をやっております。創設は平成年 4 月。よって 16 年ほどの歴史があって、NPO 法人化したのは平成 16 年です。

最後ですし、時間も圧しているようですので、少し私の想いを述べさせてもらいたいと思います。今までの 4 人の方にご発表いただいたのですが、ちょっと僕の考え方とは違うなと思っています。どこが違うかという、大きく分けて2つ違うと思うんです。

まずボランティア活動について疑問を持っているんですね。ボランティア活動は長続きをしないと思っているんです。そして一言で言うとコミュニティビジネスという、すなわちボランティア活動の中にビジネス手法を用いた事業展開でなければ長続きしない。端的に言えば銭儲けです。銭儲けにしなければ、ホームレスの人たちは自立できないんじゃないかと一つ思っているんです。

もうひとつはホームレスの人は少し変わった人だ、普通の人と違うという考え方は私には全くない。ここに居る人、我々は連休にもかかわらず、私は松野町から朝 5 時に起きて何のお金にもならないのに、世の中が遊びほうけている GW 中にわざわざここにきて、こんなことを聴く、しゃべっている。こっちのほうが変わっているんじゃないかと。ここに出席している人のほうが変わっているんじゃないか。たまたまホームレスの人たちは地域や社会や職場や家庭からはじき出されただけの人であって、我々と変わらない普通の人ではないか。また労働力としては、地域活性化にとっては非常に貴重な存在ではないかとポジティブに考えております。今後もこういうかたちで展開をしていきたいと思っています。

中身について今回発表しなさいと言われたので、新聞の切抜きを 2 つ入れておきました。表に出ている事業は TOYOTA 財団から 323 件あったそのうちの 36 件が採択された中の事業なんですけども、琵琶湖でホンモロコが激減していると。一時期の最高のピークからすると 70 分の 1 くらい。ここ 10 年くらいとっても 50 分の 1 の激減率。ホンモロコの養殖をやることによってホームレスの自立支援をやろうではないかという話。これは先週、5 月初旬ですか、NHK でも取り上げられ、放映されました。表に出ない分ですけれども、2 つ目に書いています森林再生、間伐等、巻き炭、バイオマスエネルギー供与という事業が大阪コミュニティ財団、これはグリーンを大切にする東洋ゴムの財団から 100 万円をいただいてスタートしております。いろんな考えがあるんですが、そんなにたくさんできませんので、年に 2 つほど新たな事業をして、基本的にホームレスの人たちにその運営をバトンタッチ、リリースして離れていこうかなと思っています。

印刷物として何かレジュメを出せということでしたので、そこに書いております、起業の 3 つのキーワードです。起業というのはすなわちビジネス、ビジネスを新たに立てる方法のキーワードをここに書かせていただいています。ボランティアの事業の中にビジネスの手法を取り入れて、その事業自体が自立しているということ。その事業に関与することによって、お金が儲かる。お金を手にして自立を可能にする、という考えを持っています。

それから2つ目。これは私の想いというか、他の2人、いろんな〇〇関係の研究をしたり、色々しておりますが、やはり2つ目に書いてます「自然環境の保護」ですね。我々人間社会が活動することによって破壊してしまった自然を取り戻した。取り戻すような手立て、企画、仕掛け。そういうものを新たな事業に組み入れていけないか。

それから 3 つ目は地域の活性化です。東京、名古屋、大阪の一部。それも大企業のみ潤っている。地方は間違いなく潰れていく。会社も潰れている。村落も潰れている。家庭も潰れている。ほんといろんな意味でひどい状態。日本の大半の自然も人も地域も組織も全部潰れていると私は思っている。その潰れている中の、先

程ちらっと言いましたけれど、活性化を出来る人材としてホームレスの人たちが参画できるものができないものかと私は思っています。事業の内容はFAX番号、Eメール番号を書いていますので、いつでも皆さん方の質問がありましたら、詳しい採算内容についても答えますし、利益の出る事業だと思っています。

2年度からは大きな利益が出てくるんじゃないかと。それが地域に喜ばれ、かつ自然を〇〇するような仕掛けが出来ていて、もっと言えば、人たちがその地域に定着していつくれないかなと思っています。そのように私は思ってそれを出すとまずいかなと思っていたら、逆に地域の人たちがそれを言い出している、期待しているんですよ。

その地域や限界集落の話の一部少し書いていますが、例えば地域の漁業組合。木之本町という一番北の、琵琶湖の湖西のところですけども、そこの漁業組合に21人いるんですよ。実際に就業しているのは11名ぐらい。これは漁業で21名いなかったら補助が出ないということでやっているだけのことで、実態は11名ぐらい。それが平均年齢が72歳。20年間、養魚場、立派な養魚場ですよ。それが6面あって、畜養所が1面あって2100平米ぐらいの立派なものを無料みたいな値段で貸してくれる。彼らは何を狙っているかという、それが採算合うのか合わないのかみてる。出来たら近くで養殖している人の、高齢でこの間こけて後継者がいない。〇〇いない。お金が儲からないから、若い者がやらない。

森林についても農業についても全部そうですよ。漁業が潰れている。農業が潰れている。林業が潰れている。当然日本の原風景が潰れている。高齢化している、少子化している、家が余っている、休耕田。それから農作放棄地が山ほどある。つまりチャンスがいっぱいある。それは社会的なひずみに基づいてうまれてきた、一般的に言われる格差社会と言われるものです。そのものの犠牲者が、ある意味ではホームレスであって、ある意味では地域であって、ある意味では小企業であって、ある意味では市民、村民であるという構図ができています。これを利用しない手はない。ストレートな言い方は誤解が生まれるかもしれませんが、逆にこれをするのが、むしろ我々の、たまたま生活できている人間の義務であろうかという風に思っています。その事業の展開、新たなものも考えています。先ほどから申し上げているように。

ただその時に私の信条は、まず行政をあてにしない。スタートする前にお聞きしたのですが、「行政が来ますか」と聞いたら、「来ます」ということだったので、申し上げますけれども、行政はあからさまな妨害をする。連れてきてもらっては困る。行政が言うなよ、と。近所の人言うならまだしも、行政が連れてきてもらったら困ると、ここにはいない。住所が定まらないからホームレスと言うんだよと言うんですけど、行政を当てにすることは、ビッグイシューぐらいになればそれも可能だと。それから事業が成功してくれば行政は後追いでくる。マスメディアが取り扱うようになれば行政は追従してくる。なんぼかジェスチャーとして出してくる。でも僕は幻想やと思う。行政を信用すること自身が幻想だと思っている。それがまず第一点。

それから誰も損をさせないというアイデア、起業の事業の目的を作らないといけない。誰かがどこかでしんどい思いをしているのは長いこと歩けない。重い荷物を持った人は、500m歩いても5kmは歩けない。だれもが良い思いをする企画を考える。地域も良い思いをする。それからもちろん当事者であるホームレスも良い思いをする。それから、彼らも、先程からおっしゃっているような喜びを持てるようなものにする。それにプラスアルファ。そこに根付いていくような。これをやっていったら行政も得をするような。魚を与えて一日を養うより、漁業を教えて一生養う方が行政の負担も少ないし、ひいては我々の負担も少ないということになるわけで。

だから、誰も損をさせないということと、それから途中で迷ったらやめる。しんどい思いをして、私の事業もそうですけども、私自身がずっと事業を続けていて成功してきている。それは何かというと、迷ったらやめるという哲学を持っているから。借金してまでやる事業はやらない。迷ったら、どうしようかな、今日帰りしなに一杯飲みに行こうかな、飲みにいきたいけどバレてお母ちゃんに怒られるんちゃうかなと思ったらやめる。どんなことも迷わない、今日は必ず飲むんだというような強い強い意志のもとであればやる。

それから地域を巻き込む。ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、地域の協力を得ることが絶対不可欠ですね。地域の人たちと一緒に働くということが、彼らホームレスの人たちがどれだけ喜びがあるか。それからやはり、期待されていると。皆はじき出されてきて、自分がここにいないでもいいんだ、社会の邪魔者だと思っ

ているのを、そうじゃないんだと。みんな同じなんだと。あなたも頑張った。地域もあなたに期待しているんや。地域に馴染むことができるんや。また新たな展開があるんだ、というようなことを、地域の人たちと共に協働することによってですね。行政と協働ではないですよ。地域の人たち、近所の1人2人でもいい。そこから始まって、その地域の信頼した人を介してでも良いと思うので、そういう人たちと共に働けるような、そんな想いを作る仕掛けを考えるということが肝要かと思っております。

詳しいこと、言いたいこと、たくさん書いてきましたが、やめます。ご質問があれば、細かい採算やホンモロコの数や、森林バイオガス等々について、いろんな技術的なことを含めて勉強している顧問の先生方もいますし、我々の自前でやっているもの。それに行政は協力してないけど、TOYOTA 財団や大阪コミュニティ財団であり、我々が取り扱っている事業やアイテムというのは、行政にとって一番しんどい、嫌なところではないですか。だから繰り返しになりますが、行政を信用しない、期待しない。そんな中で自活できるような、そんな仕掛けが必ずあると思うし、いろんなアイデアがあります。そういうものをこれから、1つずつ、年に2つくらい。今回初めて事業としてうちが初めて書いたのが3つくらいあって、そのうちの2つが採用されたんですけど、そのようにリプレゼンテーションしたいと思います。以上です。

小林:

ありがとうございました。

## ホームレス社会復帰の為の就労支援策・雇用の創出と他地域への波及効果

NPO 法人グローバルヒューマン  
TEL: 080-5362-0880  
FAX: 0740-28-8052

\*平成20年度トヨタ財団助成(150万円)

「ホームレス・同予備軍への自立生活・就労支援事業とホンモロコ養殖・放流活動」

\*平成20年度大阪コミュニティ財団助成(100万円)

「元ホームレスによる森林再生間伐と、薪・炭バイオマスエネルギー供給事業」

### 起業の3つのキーワード

#### 1. 事業の選択は「高収益性」

##### ①コミュニティビジネスの実施

故事に曰く、「魚を与えて一日を養い、漁を教えて一生を養う」  
ボランティア事業に、ビジネス手法を取り入れる。

##### ②とりわけ高収入の得られる可能性のある事業を選択

自立を可能にするのは高収入と、そこで培われる技術。

#### 2. 同時必須テーマは「自然環境保護」

##### ①自然環境の保護、動植物の生態系回復を並行する。

##### ②地域固有の特色ある生活文化(食・慣習・産業・・・)を大きくアピールする。

#### 3. 「地域の活性化」への波及

##### ①地域格差の拡大

地域・企業・所得・資格の絶対格差が加速度的に拡大している。

##### ②地域の過疎高齢化

地域が疲弊、魅力やチャンスがなく、日々、高齢化、過疎化し、地方が壊れている。

##### ③限界集落化の進行

全国で2641集落がいずれ(10年以内には421集落が)消滅する。

過疎化・高齢化で休耕田、耕作放棄地が拡大。

林業衰退不振による人工林放置で山林は荒廃の一途。保水力を失った人工林、水枯れの沢と池、下草の生えない下床は雨水が地表を洗い、磯枯れした湖や池、下流域の都市住民にも濁水や鉄砲水など水害の発生。当然、漁業不振を惹起。

### 4つの信条

行政を当てにしない

誰も損をさせない

迷ったら止める

地域を巻き込み、地域の協力を得る

養殖池を清掃するNPO法人職員や元野宿者ら。5月からホンモロコの養殖を本格化させる(高島市マキノ町)



# 「野宿者自立」へモロコ養殖

元野宿者の男性たちが琵琶湖固有種のホンモロコを養殖し、成魚を売って給与を得る事業が今月から高島市マキノ町で始まった。京都、滋賀で野宿者の自立を支援するNPO法人(特定非営利活動法人)が地元漁業組合と協力して行う。ホンモロコは一部を琵琶湖に放流し、滋賀県レッドデータブック絶滅危機増大種の復活も試みる。

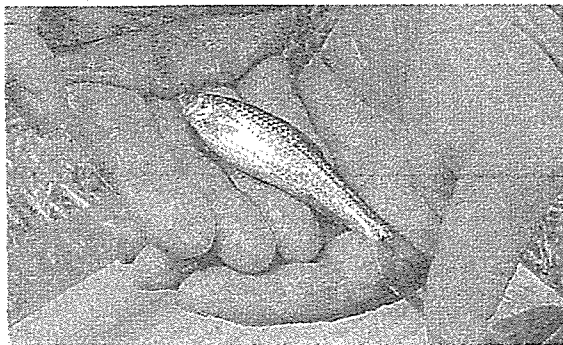
## 高島でNPOと漁業組合

主宰はNPO法人「グローバルヒューマン」。トヨタ財団の助成金百五十万円を原資に始めた。

海津漁業組合(高島市)から養魚施設を五年間借り、ふ化や養殖の指導を受け、稚魚の提供も受ける。初年度は稚魚約十五万匹を育て、半年後に成魚を漁協などを通じて販売。売り上げのうち、約二百万円を日当に充てる。五匹未満の魚は琵琶湖に戻し、生態系の回復に努めるといふ。

## 成魚を販売 一部放流も

池(約二千平方メートル)を掃除し、準備を整えた。高橋英夫理事長(61)は「地場食材として親しまれた湖国の固有種を取り戻すことにもなる。野宿者や漁業の支援も合わせた一石三鳥のコミュニティビジネスとして取り組みを続けたい」と話す。



海津漁業組合が琵琶湖で獲ったホンモロコ。元野宿者と漁業関係者が協力して養殖を進める



## 6. 質疑応答

小林:

5人の方からそれぞれ発題いただきまして、コミュニティビジネス。これについての発表をしていただきました。沖縄では失業率は9%ですよ？求人票がないなかで、どう仕事を彼らにいかにしていただくか、仕事を作っていかなければならない。今日こられている団体、京都市で支援をされている方からは勉強になったかと思えます。それに実際、彼らが働く、仕事をするうえで、自己肯定をされているのかな、と思いました。どのように自己否定的なことを、仕事を通して、自信をもつ。責任をもつ。そういうことで自己肯定につながっていく、そういう作業の場でもあるのかなと思います。

5人の方、いろいろな就労支援、仕事創出をされているということで、質問等ございましたら、当然あるとは思いますが、いかがでしょうか？

寺尾:

新潟の寺尾です。仕事そのものというより、全体のことでお聞きしたいのですが、新潟も、私たちも就労支援をしておりまして、中心街の商店街から今年で継続して5年目、年間の委託事業として、商店街の清掃作業事業や街路樹の清掃事業をさせていただいております。それから、毎年、市役所から臨時雇用みたいなかたちで、30日間、経費としては30万弱のお金をいただいて仕事をやっているのですが、ここで私が聞きたいのが、新潟はだいたい50人前後なのですが、市から委託された仕事も含めまして、3年前は19人くらいが参加していた。2年目になりましたら9人になりました。去年は4人しかこなかった。

そういう中で、ビッグイシューさんはちょっと違うと思うんですが、ホームレスの人たちにこのようなものを知らせるということ。ホームレスの人たちに知らせてどこに集まるというような対策は、どのようにされているのか、ここをお聞きしたいと思います。

山内:

私たちの場合は、毎週金曜日と土曜日に那覇市内の公園を回ります。その時にですね、公園に滞在しておりますホームレスの方々にいろいろな話しかけをするんですね。もちろん食料を持っていきながら行くんですけども。「こういうことがありますよ、こういうことがありますよ」、ということを丁寧に話しながら回ります。毎週回りますので、ほとんど顔見知りなんですよ。新しい人が来たらすぐわかるようになっております。

またスタッフがほとんど教会のメンバーと私たちのホームにいる人々で、かなり顔見知りですから、それで情報伝達が速いですね。的確に情報を伝達することができます。

高橋:

私共の場合は、うちのグループが低額の宿泊所をもっております。18部屋あるところと、借りて出しているところと、今回新たに買ったところがあります。例えば、大津にある低額の宿泊施設は、「ホームレス界の六本木ヒルズ」といわれる、揶揄されるほど、ワンルーム、キッチン、お風呂、シャワーがついているものです。

そこにいる人たち、同時に行政から「頼む」という連絡があつてですね。行政の手をやって困っている人たちの受け皿となっていますので、措置保護の止まりはない。むしろ開放性が悪いというか、居心地がいいので、なかなか皆出ていかない。定着率が高い。喜んでいいのか悪いかわかりません。

宮:

東京ではですね、職業紹介がホームレスだけのジョブステーションがあります。そこを通すと、そこに集まるホームレスの方が職業紹介というかたちで、うちの方に回ってくるという形もあります。しかし、実際的に、いろんな事が絡んできますので、体験講習の中で集まる場所、もしくは炊き出しの時に、またはわれわれもホームレスの方、元ホームレスの方が情報源をもっていますので、そこからご紹介いただくというかたちがあります。

森本:

徳島はですね、ちょっと皆さんと異なっていて、警察関係のところに相談窓口があります。防犯という意味で警察関係の方たちにホームレスの人たちの状況把握をしていただいております。

冬の寒い時も寝場所がないというような時は、うちに連絡、ご本人ができる時はご本人がしてこられます。そういう窓口があるということで、できるだけ彼らがいる地域の交番なり、各署にチラシを持っていったり、状況を説明させていただいております。

あと、元ホームレスだった方、時間がおありになる、障がいを抱えられていたり、病気をもたれている方。お電話をもたれている方がいらっしゃるの、何人かに呼びかけをしておりますと、彼らの中でも派閥があります。その中で気の合う人たちをよせてきていただいております。

急に仕事をしてほしいと言われた時は、私自身ができるだけ速く周っております。当事者がおりそうなところを回っております。急ぐ人から就労支援をしております。

佐野:

ビッグイシューですけれども、先ほども報告したとおりで、炊き出しの現場でさっきのチラシをまいたりしています。それ以外のところでは、定期的に梅田だとか新宿だとか、夜回りスタイルで。最近基金ができましたものですから、関西はフードバンクの皆さん方と協力して、例えば金曜日にフードバンクからパンを提供していただいて、我々が回ったりするときに、一緒にお腹をすかしていらっしゃいますので、一緒に配ったりしています。そういうように、連携しながら、周ってきていただいた方ができるだけ「きてもらってよかったな」と思っていたらいいなということを出るだけ考えながら、連携をしながらやっていきたいなと思っています。だから、適宜廻るといことです。

寺尾:

どうもありがとうございました。

小林:

他にはいかがですか？

堀之内:

鹿児島県の堀之内です。鹿児島県では、今は「新しい協働による就労委員会」というたいそうな名前をつけて、月1回就労支援の取り組みをしているんですけれども、最初の2人が路上から直接就労ということで、アパートをどこか探さなければならぬとか、1ヵ月先の給料日までの生活衣料をなんとかしなければならぬ等、だいぶ課題が多かったのですけれども。最初の月に野宿から直接仕事現場に行くということは、体力的にも、翌日の仕事に備えるという意味でも無理なので、ご本人がアパート構えられるまでの、中間的な対策はどうされているのかと思っております。

東京の場合ではアパートへの移行事業というものがあって、それを活用されているというのがわかりましたけど、沖縄の方とかどういうふうにされているのかと思います。

山内:

1 つには、私たちには、ホームがありますので、仕事に行きたい方はホームに収容いたします。ホームの方に住所を移してもらって、そこから通勤するようにしております。

また保証人の問題が就労する時にどうしても出てきますね。会社に勤めた時や自立するにも、アパートに住むにも保証人が必要になってきます。福岡さんの、北九州みたいに、保証人バンクがあればいいのですけれども、今のところは全部私が保証人として会社へ就職する時の保証人となってやっております。ほとんどのところが恐らくそうじゃないかと思っておりますけれども。保証人となって、責任をもって彼らを送り出しているところです。

森本:

徳島の場合は、寮を完備しているところに入ります。最初の1ヶ月は、個々の方にもよるんですけども、1週間ごとに必要経費を少し前払いで出していただいております。それは、社長様も了解済です。寮完備のところは、お昼のお弁当付ということで、お昼のお弁当は後から集金になります。一食がカットもできますので、大丈夫だと思います。

それから常にうちでいただいた物、活かされる物は、炊飯器であったり、日常生活の物はきれいに作業小屋に若干おいてあります。お布団もお布団屋から回収してきたもの等、まだまだ使える物がたくさんあります。そういう物を一応用意しておいて、それで移行していただいております。

今までに、実際1ヶ月、2ヶ月大変だった場合もあったり、入った時期によっては翌々月にまたがったりする場合がありますけれども、なんとかフィードバックするようにしております。相談の相手にもなっているので、困っている時、お金の場合よりも、気力がでてしまうというのがありますので、時期をみて連絡するようにしております。時々私も顔をみにいたりしております。

小林:

いかがでしょうか。仕事をするにあたって、当座の生活費というものが一番問題になっているとは思いますがね。

私のところかというと、日払いにできるものは、日払い、昼払いにできるものは昼払いと、お金はなんとかやっているのですが、保証人等にいろいろと問題があると思います。他、質問いかがでしょうか？私は高橋さんのところで、「今年2つ採用」と言われていましたが、この生魚、滋賀されているホンモロコと、もう1つは何を？

高橋:

そこの2番目にかいております薪・炭バイオマスエネルギーというもので、これは全く違う企業でPR、プレゼンテーションをしました。

小林:

トヨタ財団では、この3つをだされたのですか？2つ？

高橋:

トヨタ財団が1つ。大阪コミュニティ財団が1つ。その2つが決まったわけです。

小林:

両方とも決まられたのですね。

高橋:

そうです。そして、日本財団に「施設直してくれ」といったところ、見事に空振りでした。

小林:

今日、日本財団の方が来られていますが。

高橋:

見事に空振り。

小林:

逆に、日本財団さん、どういふことすればお金が出すというのか何かありますか。こういう起業を行うにあたってであればお金を出しますよとか。

日本財団:

多分施設のほうは、改修で出されたのだと思うのですが、うちは今、福祉の分野に完全に特化してしまっているんで、多分そういう意味でダメだったのではないかと思います。今、福祉以外ですと、例えば犯罪被害支援とか自殺とかをされているグループへ重点的な改修で対応はしてますので、パッと申請書を出すよりも、事前に相談いただいた方がいいのではないかと思います。

高橋:

実は岡山県で、倉敷観光ガイド協会で、僕は監査役幹事をしているのです。その玉島地域があり、そこが開港300周年に今年があたるわけです。瀬戸内海で唯一、最古の「西の浪速」といわれたほど開けた港町。ご存知のとおり日本財団は、競艇で得られたお金を財源としているわけです。港の関係、水の関係では、手厚い支援をするというのを、岡山で説明会を僕が呼んで聞いたわけです。でも、採用されなかった。観光ガイド協会の方から申請したのですよ。

だから、個人的な感覚でものを言っているのではないしに、ほとんど出来上がっている。社会福祉協議会と出来上がっている。地域で出来上がっている。私の偏見ですが、そういうものを感じますね。ストレートに変わった審査委員がおって、我々のテーマについて非常にポジティブな考え方をするとこは、こういう書き方をすれば競って採用してくれるでしょう。

でも、大体パブリックな長い歴史があるところ、政府系・行政系の力の影響力のあるところにおいては、各地域の社会福祉協議会がほとんど交通整備ですよ。けしからん！ということで、言い過ぎました。

小林:

お金集めというか、事業を起こすにあたってお金は必要だと思いますが、使い方としては、文化的なものということで、佐野さんのところはどういうような形でお金を集められていますか？

佐野:

その前に、1つ。就労しても一ヶ月の給料もらうまでが大変だという話があるのですけれど、先ほどの寺尾さんの質問に対しても「他のNPOとの連携が大切だ」といいましたが、ここでもね名古屋で2周年の記念集會があったのです。名古屋には「コミュニティ・ユースバンク」というNPOバンクがあるんですね。若い方がやってらっしゃるのですが。そのコミュニティ・ユースバンクというNPOバンクの特徴は何かといいますと、出資される方にどういう所に使っていただきたいか、というような出資者の要望を聞いて融資をするという。そういう話をいろいろしていたら、最後にコミュニティユースバンクの方々が、「1ヶ月の給料までが大変ということであれば、コミュニティ・ユースバンクでホームレス自立のための繋ぎ融資、1ヶ月の給料分をうちで融資しましょうか」と言ってくれたのです。

それは何故そういうことを言ってくれたかという、普通「ホームレスになんで金貸すねん」という話が常識なのですけれども、逆にNPOバンクにとってはですね、ホームレスが自立する直前のつなぎ融資にこの15万は融資したんだと言うのは、具体的だしリアリティがあるんですね。そんな使われ方するんだということで、他のところでもNPOバンクに出資することにすごくリアリティをもってもらえる訳ですよ。

そういう訳で提案はして、まだ実現はしてないのですけれども。実現すべく、では誰が保証するの？等と、こちらは戦戦恐恐なのですが、そんな議論をしております。

日本にも3万を越えるNPOができてるわけですから、特に地域との連携という時に、先程社協のことをぼろかすに言われたのですけれども、NPOが地域にたくさんあるわけですよ。どういう連携ができるのかということも課題だし、そういうNPOの世界では、ホームレスの人々を支援するということは、貧困問題をどうしていくのかということと、すごくNPOの人たちは関心をもちつつあるのだと思うのです。いい連携ができればいいのかなと思います。

それからお金の集めですが、ビッグイシュー基金の場合は、ほとんど個人寄付です。ここに基金のメニューが書いてありますが、個人寄付でもいろいろありまして、あか抜け会員2500円、ぐっすり応援会員5000円、につきり応援会員15000円、独り立ち応援会員5万円、巣立ち応援会員10万。こういう賛助会員という形で。賛助会員をやっていただく時は、うちの団体に寄付してくださいという形ではなくて、こういうことを通して、「貧困問題の解決にあなたも参加しませんか」、「参加」としての会員という仕組みをもってやっております。

去年の9月から集め始めましたけれども、結構反響がありまして、月平均でいうと150万円くらい集まってきています。目標は個人寄付で2100万円集めようと思っているのですが、それに届くかわかりませんが、届くくらいの感じでやっています。

だから寄付を集めるときも、ただ「うちに寄付ください」ではなくて、「あなたも社会参加しませんか、社会参加のチャンスにご一緒いたしませんか」というかたちで。

問題はですね、企業団体からは今はとっていない。個人の寄付マインドというのは、それなりに高まっていると思います。それが企業だとか、企業もCSRとか言ってるんですけど、今一步その辺をどうつめていくのかというのが課題かなと思っているのですが、先ほどもNECとの連携と話しましたが、企業の側も何かなくてはという空気はあるのですよね。最後のつめをどうするかという、こちらの側の提案が非常に大切かなと思います。ただ、ビッグイシューは偉そうなことは言えなくて、ビッグイシュー基金が持ち上がったというわけです。

高橋:

ちょっとすみません。この件に関連して提案したいと思っていたのですが、ホームレス支援の全国ネットワークで、ぜひとも自前のファンドを作るべきだと思います。それは自立支援のためのファンドであり、出口のための。今皆心ある熱い想いの人たちが全国からここに寄ってやっているわけですね。ただこれは「点」ですよ。点の動き。その点の動きを線にして面にするためには、私はそのキーワードは、先程いったような事業の展開、公衆衛生、地域、社会環境、自然環境等と言うてますけれど、そのベースになるものは、こういう面の組織の人がファンドを募って、各個々のNPO法人が行う単独事業をバックアップするような。もちろん行政も巻き込み、企業も巻き込み、本人も巻き込み。それを運動するようなファンドを作るべきだと私は思います。そんなに難しい仕事ではないと思う。これができれば、大きく我々の事業展開、及び支援の方法が変わるかもしれないと思っています。

小林:

ファンドということもそうなのですが、世話人会でも話があったのですが、全国ネットワークの点から線、線から面ということで、例えば、何か販売するにしても、各地方の団体が販売の窓口となって流通の経路を確保する。配達するのであれば、配達をホームレスの方がやるとか、いろいろ考えられると思います。そういった話も、奥田さん、11時からするんですよね？起業というか、何をしましょうかというような。

予定の時間になりましたので、最後にご質問等はございますでしょうか。本当に今日は非常に個性的で、それぞれの地方、状況に合わせて、それぞれの想いでいろいろな支援、支援というよりも起業ですよ。何をやっていくのか、彼らにどのように仕事を提供してか、というような話は何えたと思います。それでは質問がないようですので、それではもう一度拍手で終わりたいと思います。ありがとうございました。

## まとめの討論

高沢:

閉会式というかまとめの会というのをやりたいと思います。基本方針の改定がもう出るということで、これに向けてどんどんいろんな事業の提案を出していかなければいけないということ、事業をどうするのか、全国ネットをは何かやらないかということについて話していきたいと思うんですが、それに先立って代表の奥田のほうから一言問題提起をしていただいて。

奥田:

最後にそれぞれの分科会でそれぞれのテーマが出ましたし、具体的にもう少しつっこんで話さなければならない事柄もたくさんあったと思うんですが、それをまとめるということも非常に難しいと思います。しかし我々の直近の課題としては、基本法改定がどうなるかということが一方でありつつも、総会で申し上げたとおり前回の基本法にしても大体行政が書いてくる基本法っていうのは大雑把にすべてをカバーしている形にはなっていると。今回も多分細かい規定ではなく大きいところで書いてこられるだろうと思います。

そうすると今度は09年度の4月からの国が行うべき事業そのものについて具体的にプログラム、事業提案というものができるのかどうか、全国ネットから具体的にこういう事業があれば、地域でこういう事業を行えば現場のホームレスにしても、もしくは現場で活躍している支援団体も参加出来るし、それを担えと。そういう風な形で来年度、具体的に、今行われている一番大きな事業は自立支援センターであります。それに付随する形で生活相談事業、巡回事業。巡回事業もこれまではセンターがある地域を中心に展開していることが多くて、センター入所のための巡回相談という形がもっぱらでありました。

でも地域格差、今までセンターが無い地域も含めて後半5年間どうしていくのか。就労支援一本じゃなくって、多様な自立支援を含めてどうしていくのかということで、来年度具体的にこういうのがあれば使えるというような、そういう具体的なのを今から議論していただきたいのと、もうひとつは1時間しかないところで難しいんですが、先ほどの分科会の中でも提案がありました、この全国ネットとして今何が必要なのか、何をすべきなのか。これは行政に対する要望云々じゃなくって、全国ネットが独自で何が出来るのか、もしくは何を作るべきなのかということ、この2点について皆さんの意見を伺えれば、ここで何か決定して、じゃあそれで行きましょうということにはならないと思いますけど、たくさん意見出していただいて、世話人会で預からさせていただいて、それをどう進めていくかという話に変えたいと思いますので、是非その2点。来年度国に対して具体的にこの支援事業を行うべきだということをどう考えるか、もうひとつは全国ネットとして何を今すべきかということですね。その点でよろしく願います。

高沢:

会場のほうから意見を求めたいと思いますが、どなた意見は？

松本 普 (NPO ささしま共生会):

僕は今名古屋に戻ってきたんですけど、先月までは新潟県長岡市で足掛け3年の地震のほうの被災者支援でしたが、同時に長岡に15名前後の野宿者がおられますので、名古屋で培ってきたものを生かしながら活動してきました。主に短期間で出来ることとしてはデイケア活動でしたので、その中で今回のテーマについて、出来れば国に対して要請したいと思うことを皆さんと一緒に考えていければと思います。

ひとつは雪国の支援のあり方。こういうことははっきり言って良いんじゃないかと思います。ホームレス全般ということではなくて、ホームレスの中で特に酷寒の地の中にいる人々の支援というのは特別支援策があって然るべきではないかと。特に長岡では唯一長岡市が支援策でやっているのは低温注意報が出たらやりましょうというくらいのものであります。低温注意報が何度かという零下4度、それまではやらないよってということなんです。具体的には4度になりますと、気象庁から長岡市のほうでキャッチをしまして、長岡駅と警察署に掲示板を出しまして、低温注意報が出ましたので、必要な方更生施設で宿泊できますと、まあ緊急宿泊のことなんですけどね。それだけですので、それはないだろうということで、健康状態、年齢、あるいは体力によっては凍死危

険性があるわけで、夏なんかでも酒飲んで寝ていれば、体温の上がっている状態で、朝方の気温の低くなった時に、高低の落差で夏でも凍死があるんだっていうことを理解すれば、その辺の対策は雪国では特に注意してなされてしかるべきだと思います。

あとは刑期満了、仮出所の人々への野宿防止のための提言を具体的にする必要はあるかなと思います。以上です。

安江 鈴子（新宿ホームレス支援機構）:

奥田さんが事業の提案というか、発足以来対政府というか、とどのつまりは要求を出すということに特に力を、特に今年がそうであるから多かったとされていて、奥田さんの募集があったから、その時に ML に投稿したので皆さんも読んでくださったと思うんですけど、私の考えも要求型でして、今日も就労支援ならびに雇用創出のセッションもあってこれは自立支援事業というか国のホームレス対策の自立支援事業と違って自分でやるっていう、起業し一緒にやるっていうところがただ就職先を探すっていうのではないところの話だったと私は思いますが、釜ヶ崎ではいわゆる失業対策というか一般対策で雇用創出基金っていうのが 1999 年から 2004 年度まで提供されており、それを基盤にして日払いで野宿のままですけども、西成労働センターから地域の整備とか掃除とか保育園のペンキ塗りとかバス停のペンキ塗りとかガードレールの補修とかを、私も見学したことがあるんですけど、とても皆さん生き生きと参加しておられて、それは日払い、私も移行支援事業っていうのを東京で実施していて、私も受託してそのサポートをやったんですけど、日払いという形式ではとてもそれしかないという形式であったので、就労機会提供事業はとても良かったとされているんですけど、これは失業対策はやらないって政府がおっしゃる中で財源もありませんし、大阪市、大阪府、東京都みんな自治体で少しだけやっておられるという中で、私はホームレス対策の中で雇用創出基金のような政府の予算でホームレスの人に仕事を与える、就職するとかそこまでいなくても、こういう仕事がありますよって職場待遇報酬とか臨時就労とかおっしゃってましたけど、そういうものを出してもらって要求というか、そういうものを明示して出しております。

もうひとつは昨日の第 2 セッションの住宅確保とアフターフォローですが、これも生活保護の適応、もしくは生活保護を適応されないまでも自分でアパートを確保できる方、自立支援センターに入所してもそういう方を、自立支援センターがある地域ではそういうこともあるわけで、その時の住宅の確保が自分ひとりではなかなか出来なくてサポートが必要であるということと、そして住宅確保の支援をして、そのあとやはり何らかの形で家賃が払えなくなる方がとても多いわけで、それを私たちは問題にしているわけなので、その時に保証人というような、この支援ネットの内部でも奥田さんとかがしておられますけども、アパートの賃貸契約の保証人とかになる形でアフターフォローを出来るというか、そういう保障会社なり保証人提供事業なり、そういう住宅確保にまつわる、本当は低家賃住宅とか、家賃補助政策とかを創設してくださいとかの要求型のことを私は言いがちなんですけども、そこは自分たちが出来ることを提案するという意味では、保証人にまつわる住宅支援の部分で何か出来ればなと思っています。

荒木:

神奈川県でいつもやっているんですけど、横浜とか川崎みたいな大都市では自立支援センターみたいなシェルターがあるんですけど、地方都市ではそういうものが無いので、いくら基本方針で支援センターとか銘打ってあっても県がそういうものにお金を出さない以上は使えない施策なんですね。なので地方都市でも使えるような小規模な総合相談所なり、野宿状態から居宅、アパート確保の支援もするような総合相談プラス、アフターフォローもそこから行えるようなそういったものにお金をつけてもらいたいなと思っています。

あとは就労を始めた方に対する支援で、ナイトケアというような就労したあとのフォローっていうのが、仕事を見つけることも大事なんですけど、就労したあとの金銭管理とか精神的なケアって大事だと思うのでナイトケアなり、障害者の方のようなそういったものが提案できたら良いなと個人的に思っています。

高沢:

少しだけまとめさせてもらいますけど、あくまで方向性の問題ではあるんですけど、ひとつは明らかに命を守る、居場所を作るということなんだと思います。これは本当に皆さんが一致してきている。

安江さんがアフターフォローって言ったこれはきちんと居場所を確保できている、社会の中で一緒に生きていけるそういうシステムを作っていくことだと思うんですね。荒木さんが大都市はうらやましいなって隣の芝生は青いではないですが、ほんとにちょっと行けば横浜、川崎があつて自立支援策もある。だけどオレはここで生きてきた、だからこのまちで生きていきたいんだという野宿のおっちゃんたちに対して今ここで出来る支援はとでも大事にしていきたい。

全国ネットというのはまさにそういうところだと思うんですよ。大都市圏があるけど、オレはこのまちで生きていく、そう言っているおっちゃんたちに今出来ることを考えていく、そういうのを施策として練り上げて、具体的な施策として出していくことだと今のところ思うんですね。こういうところから具体的にあればと思うんですが、どうでしょうか？例えば今日は矢島さん、渡辺さんとドクターが来ていますから、医療の側面からこんな具体的なシステムがあれば一言いただきたいですが。

渡邊 充春（歯科保健研究会）：

昨日も自己紹介の中で述べましたが、先ほど売っていますシュルターレスの最新号に well being 福岡にあります歯科医師の集団の福岡におけるホームレスの健康調査、これは昨年3月に行われましたが、その結果が載っておりますので是非見てください。

その well being さんと新宿連絡会の医療班と私たち歯科保健研究会がおとしの10月に福岡で福岡すまいの会の和田さんのコーディネートでホームレス野宿生活者の方のお口の中の健康回復から野宿からの脱却をとということで、今の歯科の医療の壁を、相談とそういう形のかかわりの中でなんとかアプローチできないかという集まりをようやく持てるようになっていきます。その上でこの連休明けにこの3者で歯科医療について各ホームレス支援団体の方がどのような対策をとっているのかの実態的な調査のアンケートをお配りします。ここのなかで浮き彫りにされた問題点を抽出して、いわば要求なり、具体的な改善の方法を絞りきっていきたく思います。

2月の院内集会和厚労省の交渉の時に、今回の9項目の基本的なことの中に医療単給の弾力的な運用をと掲げていただき、それを私のほうで質問したんですが、厚労省はいとも簡単に医療単給は出しませんと言いつつ切ったわけですけども、それはもう一方で具体的なデータと私たち自身の工夫と横の繋がりがからぶつけていくしか突破口はないだろうということで、歯科のほうでは具体的に調査をし、それを具体的な成果としてあげてぶつけていきたいと思っています。

それからウチの研究会ははやってなくて申し訳ないんですが、ネットとして現在されている各団体のアンケート調査の中にも医療に対するアクセスという項目があります。町田さんにも相談したんですが、その医療へのアクセスが出来たら、普通の一般の医療へのアクセスと、生死に対する緊急のアクセス、それからアルコール依存症に対するアクセス、それと歯科のアクセス。これの4つくらいに分けて書いていただくと医療へのアクセスから全国がどういう状態にあるのか浮き彫りにされるんじゃないかと考えています。

やはりその中で医療についての全国的な野宿生活者に対する支援のあり方というのは3年前に10都市の医療、保険に対する現状について黒田先生や保坂先生を中心にした研究会ということで10都市の実状というのは書かれていたわけですけど、それ以降はありませんで是非それをまとめて、結局は医療単給を引き出さないと、無料、無定を活用できているところ以外は医療単給しか術は無いと思いますので、この壁を是非突破しないといけないと思いますので、是非アンケートで実態を突きつけながら、一方でそれに関するかかわりの医療従事者と支援の横の繋がりを深めてこの壁を突破していきたいと考えていますので、その辺今年よろしくと考えているんです。

矢島 祥子（黒川診療所）：

あまり発言できるほど活動できていないのであれなんですけど、私も週に1回夜回りには参加しているんですけど、今の医療へのアクセスへの壁ということがあって路上で体調が悪い方に対しても、なかなかこの地域では社会医療センターっていう受診できる医療機関があるにもかかわらずそこにもかかれぬ心境であるとか、状況にある方がたくさんいて、そこでもう少しいろんな機関で医療単給が出て、選択肢が広がらないものかと



日々思っています。

あとは医療単給が出たとしても、路上生活者の多くの方は入院するほどでもない慢性疾患を抱えている方がほとんどで、それが病院にかかる時は脳梗塞、脳溢血、心筋梗塞なりで元気に過ごすことの出来ない状況になって初めて医療にかかるという状況でして、実感するのは私が病院に勤めていた時には、悪性腫瘍の方はよく見るんですけど、この地で見るとほとんどの方は脳血管障害とか、慢性疾患から起こってくる重篤な状況なんですね。この環境がどうにかならないかと思うんですけど、それは日々考えていて、皆さんにも考えていただけたらと思います。

高沢：

医療の問題は非常にシビアな問題で医療単給という役所はすごい嫌がるんですけど、単に体の問題だけじゃないんですよ。病院の敷居が高い、これをいかに下げていか、ないしは費用の問題で重篤になってからかかったら当然費用対効果が医療費は莫大にかかってますし、本人が社会に復帰するには時間もかかるわけで、そういう意味ではほんとうに敷居を下げていくことであったり、トータルでは費用対効果の面でも早めに医療にかけていくこと。就労自立とあれだけ行政は言うわけですけど、歯がなかったらそもそも面接に行く気もないですよ。そういう至極当たり前なところをまとめていける、提案していけるそういうとりまとめをみんなで検討できればと思います。

木谷 公士郎（兵庫県司法書士会/神戸の冬を支える会/カトリック社会活動神戸センター）：

更生保護の問題なんですけど、ぜひとも法務省への働きかけを強めていただきたいと思います。同業他社というか全国懇団体のほうで要望を出したんですけど、それに対して国交省と厚労省のほうはきちんと面談で回答の機会を持ってくれたんですけど、法務省は電話回答だったのと、あと地元で更生保護を考える集いみたいなのが行われたんですけど、そこに呼ばれたのが精神福祉士とか社会福祉士会とかは呼ばれてるんですけど、一番出所した人の住宅確保っていう点ではみなさまを始めとして僕らもそうなんですけど、野宿者支援の団体が関わっていたり、あるいは出所した人が相変わらず抱えている法律的問題っていう意味では弁護士会とか司法書士会が呼ばれてしかるべきだと思うんですけど、そういう視点が今全く法務省のほうには欠けていると。だから呼ばれないっていうことになっています。

なので、大阪では大阪弁護士会が定期的に法律相談をやるっていうことを始めているそうなんですけども、まだまだ法務省もそういう視点を持っていないのでこのネットワークからも法務省に意見を出して、まず法務省にこれは私たちが考えるべき問題だということについてきちんと視点を持っていただければなと思っています。

高沢：

現場で皆さん抱えていますよね、急に来られてまいっちゃいますよね。でもほっておくわけにもいかないというところでやられていると思いますので、そういう実践を含めて出せばなと思いますけど。

奥田：

ちょっと具体的ではないんですけど、あまり今回の議論の中心ではなかったと思うんですけど、ひとつは中間施設、特に二種事業について各地の行政も国もある意味便利に使っていると思うんです。そのところも我々もある意味非が無いんで、無料低額宿泊施設というところでやりますけど、実際の運営は非常に難しい、特に経営は成り立たないっていう面が非常に大きいですね。それと下手をすると貧困ビジネスだという批判も受けかねないというところで、これが実際今の日本のホームレスの自立の受け皿になっている部分が非常に大きいわけですね。社会福祉法人でされているところもあると思うんですけど、多くの場合NPOや民間のボランティア団体がやっているんで、二種事業以上は出来ない、一種事業は出来ないというなかで、これだけ実態的にそこを既存の受け皿であるかのようにやっているのはダメなのではないかと。例えばせめてグループホーム並の国の枠組み、これは補助金も含めてやるべきではないかと。このあたりはきちっとしないと。

そもそも二種事業の枠が何でできたのかっていうのは歴史적으로よくわからないんですけど、もっと言うならば誰があんなこと出来るのかと。よっぽどミッションがあってよっぽどやる気がある人じゃないと出来ないですよ。一

種事業でも大変だと思いますけど、二種事業のあの枠をやるというのはよっぽど変わった人たちがやっていると。うちもよっぽど変わってやってるんですよ。でも実際は大変で。だから全国ネットの中で中間施設に対する考え方をきちっと出すっていうのが大事だと思うんですよ。単に国から金を取るっていう話ではなくて、我々が考える二種事業の中間施設はこういうものだ。それはなぜ貧困ビジネスじゃないのかということも含めてきちっとガイドラインみたいなものを、例えば全国ネットで出せないかと。その上で国とちゃんと交渉していこうと。そうでないとお前たち金儲けだろうと言われてたらつまらんわけですよ、実際には儲かっていないし。

だから全国ネットの中で貧困ビジネスという議論に関しては打ち返せる中身、我々の中で統一基準を、部屋の広さにしても何にしても、行政から枠付けられて、その上でやらないといけないというような後追いの支援体制を作るんじゃないかって、我々はこういうもの目指すんだというものをまず作ってその基準になるべく合わせて中間施設を目指していくようなことは出来ないか、その中で行政がやるべきことをちゃんとやるということを出出来ないかというのがひとつ。

もうひとつは細かい話ですけど、北九州は今技能講習事業をやっています。今までは自立支援センターの入所者のみが対象者だったんですけど、この春厚労省と交渉しまして、もともと日雇い労働者等の技能講習事業なんですね。ですから交渉した結果、基本的には日雇就労手帳を持っている人は地域の人でも技能講習事業を受けれますよと、免許取れますよと。まあ元来の形に戻ったわけですけども、そうするとセンター前提じゃなくても出来るはずだと。他地域で自立支援をやるときに就労支援等の中にセンターは無いけど事業講習事業をとって、それでその枠の中で免許取得等のバックアップをすると、そっから就労へと。これもきちっと厚労省に言わせるべきではないかなと。北九州の場合センターが基になって、それをちょっと広げたという、そっから広がったんですけど、大元はあれは寄せ場を中心に使われてきた制度だと思いますけど、もはやこれだけホームレスが全国化した中で技能講習事業は使えるんじゃないかと。そこをもう一步押せば良いんじゃないかという風には思います。

小川 卓也 (NPO 法人エスエスエス):

宿泊所に限定しての話で申し訳ないんですけど、現状退院促進の流れもありまして、要介護状態の方がかなりいまして、宿泊所が受け皿になっているんですね。介護保険課の中では第二種の宿泊所っていうのは居宅ではありませんと。なので介護保険サービスを施設内で適用させることは出来ませんと、もしそれが発覚した場合には遡ってご本人のほうに請求しますと我々にははっきり言われてしまいました。ということは我々の規模であえてわかりつつこっそりワーカーさんの熱意で介護保険課に働きかけて介護サービスを入れるっていうことはなかなか出来ないと思っています。

去年も内閣府を通じて特区申請をさせてもらったんですけど、自治体までだと介護サービスを入れられないことは無いということになってまして。だから社会福祉施設であったり法人であったり、その他の施設に入るのでしょっていうことで、逃げられてしまっているとか濁されてしまっているんですけど、実際宿泊所は施設っていうカテゴリの中には介護保険課の中では入っていないので、施設介助は出来ませんと、サービスは入れれないと。だったら居宅っていうお話をしているんですけど、現に生活保護上では居宅として認められていますので、その辺の矛盾を我々はどう解決していけば良いか、また働きかけをしていかなければいけないと。今介護予備軍を入れて 100 人くらいの方を我々自前で介護させていただいてますので、その辺を訴えていきたいなどは思っています。

高沢:

いろんな施策が始まってきているんですけど、昨日の自己紹介でもちょっと言っていましたけど、横須賀で普段パトロールとか訪問活動をやっているのにこれに巡回相談の委託を出すというシステムがきています。これは良い意味でも悪い意味でも役所に入れば事足りるという意味ではない、民間と連携しなければならないというところまでは来たんじゃないかと。これは小さいとしても、例えば野宿者が1人でもいるとすれば役所にどんと座っているんじゃないかとそこに行けということと言えるんじゃないかと。そういうのが神奈川で出てきている。

ただ非常に予算が安いんですね、こんなん貰ったら机叩くぞっていう予算だったんですけど。そういう部分でも今出来ることを行政にやられてく、もしくは行政と連携して実態が一番近いものを現実に受け止めていく、

何が出来るかわからないが受け止めていく。ここからまずはじめていこう。特に小さくて財源も無い町はここから始めようというスタイルは重要ではないかという風に思います。

SSS のように何かありませんか？他だったら使えるものがなぜか NPO の施設というだけで使えないという現状とか。特に地方都市とかで現実にはこういうことですごい困ってるよっていうのを出していただければ、それが施策として練りあがるのであれば十分提案として要求できると思うんですが。

林 真人（平塚パトロール）：

実施計画とか策定できる義務は特に地方都市においては地域の行政担当者はほとんど無いものとして受け止めていて、法的義務、もともと法的義務の根拠は極めて怪しい書き方なんですけど、それでも地方都市においては記載されていないからやらなくていいっていう理解なんです。その辺で国の基本方針の見直しがあるのであれば、拘束力のある書き方で地方都市レベルでも出来るレベルに策定していただけると我々としてはありがたいと思います。

高沢：

そうですね、平塚は100名を越えていてもまだ実施計画が作られていないという。全国ネットとしての独自事業、国に要求していくことも大事なんですけど、僕たちがせっかくこれだけ45団体集まっている中で、みんなで力を合わせたらこんなことが出来るんじゃないか、こういうことを協力して民間だから出来るものを作り上げていこうというので何か提案とかは？先ほどグローバルヒューマンの高橋さんが指摘してましたけど。

小林：

ヒントっていうとおこがましいかもしれないんですけど、例えば新潟の寺尾さんのところとTシャツ作った件なんかはいい例かなと思うんです。各団体が販売ルートの窓口であったり、さっきの配達まですればホームレスの支援する仕事になれば雇用創出になるんじゃないかという話だと思うんですが。昨年の夏、ふるさとの会で寺尾さんの団体にTシャツの作成を依頼したんです。夏祭りを行っていて、うちのボランティアを含めてスタッフのTシャツをっていうことで160着。そのデザインとかを寺尾さんが支援している方々にデザインしてもらって、それをウチが買う形をとっていたんですけど。

例えば各団体の特色でこういうことが出来るとそれぞれの部分を集めて何か商品を作る。それを各地方の団体でその代理店みたいな形で受け付けるとか、そういった形で全国ネットっていうのはひとつの流通ルートって考えることも出来ると思うんです。ですから寺尾さんとのTシャツ、新潟で作ったものを東京で実際に販売もしたんですけど、寄付の際にもそのTシャツを。何も無いより寄付の時にこういうことをやっていますっていう土産をもっていくと寄付をもらえたりで。そういったところをそれぞれの団体で地方ならではの特色でやっておられると思うので、そういったものを販売ルートという形でいろんなところに流せるんじゃないかと、そういう視点も全国ネットって持てると思うんで、そういったところでも考えてもらったらなと思います。

松繁 逸夫（釜ヶ崎資料センター）：

初日の時に奥田さんからもありましたように、110番発信に対する対応がありました。最近では埼玉のほうの110番通報に対して1度接触して、地元の民生委員さんを訪ねてみたりしたけど、その後またしばらくあって連絡があった。今回はまだ確認してませんが、弁護士さんのほうからお手紙があったと。かっちりと押さえていなくても機能していくということが出始めてると思うんです。もちろん弁護士さんのほうにも生保の援助が出るような制度が出来たのもあるんですけど。

小林さんがおっしゃるように商品の流通もちろんやってお金をもうけましょう。もうひとつは情報の流通もやって助けましょう。要するに刑余者の刑務所から出て野宿者になる前にフォローすると同様に、まだこちらの網にかかっていない野宿の一步手前の人が全国ネットの連絡先を見てSOSを発した。私は野宿したくない、なんとかありませんかという情報が来た時に、これをフォローできるような体制を全国的にできないだろうか。せっかく全国ネットと要っているんですから、皆さんと相談して。しかしそんなん言われてウチとこの近所の人が、うちとこを知らないからって言うって全国ネットから言われても、ウチとこもいっぱい現に野宿している人がいっぱいいてそこまで手が回らないっていうような話もあるかもしれませんけども。

あるいは今は埼玉の人も弁護士さんが関わって生保が出たけども、そのあとのフォローはどこがやってくれるのか、弁護士さんは忙しいし、そういう時にはどういう風なフォローの形を作っていけたらいいのか。せつかくの全国ネットですから、事業としておいおい施策としていければなど。

安江:

今のことで全体メールに流さなくて申し訳なかったんですけど、全国ネットの連絡先が新宿機構になっていて、そこに電話が掛かってきました。予防じゃないんですけど、コインランドリーの掃除をしている方からで、ホームレスの人がいつもコインランドリーで寝ていると。どうしてあげたらいいだろうか、それは岡山なんですけど。鈴木さんにちょうど電話が通じたんでお名前出して良いですかって聞いてやったんですけど。そういうときに支援ネットの団体は忙しい時に困るかもしれないとか今松繁さんがおっしゃっていましたが、そういう時の同意はどうすればいいですかね？

高沢:

やれる範囲で良い連携を目指すということにしましょうよ。それは安江さんなんかの本部でやらんかいって言われても、動けない団体もあるでしょうし。

ただ現実にはそういう問題はありますし、例えばホームレスネットワークに連絡が入って藤沢の案件だったので、横浜の司法書士さんが藤沢の市役所に同行して生活保護までやった。そのあとはうちのシェルターで引き受けて、今アフターフォローも含めて対応させてもらっています。そういう意味では具体的な連携は神奈川では出来ている。

だから出来ることはどんどんやったほうが良いと思うんですね。ただなかなかこうしようというのは難しいと思うんでモデルみたいなものを決めて、なるべくその線でやれたらいいねぐらいのところ、良いネットワークの連携を目指していくというところでまとめていけるんじゃないかと思うんです。詳しいことはまた世話人会で。

この辺で今日はまとめてしましますが、施策のほうはたくさん課題を皆さんに出してもらいましたが、この辺を具体的な政策として練り上げて国に出していくという作業をしましょうと。あとは僕たちが出来ることとして全国ネットとしてどうなのかというところでは、お互いの強みを出し合える事業の連携をすることや、さっきの SOS ですよね。困った人や野宿に至るかもしれない人や、現に野宿をしていて相談先もわからず困っている時に、この全国ネットワークの強みを生かした今後のやり方を考えていくということで今日はしめさせていただきます。

今後もよろしくお願いします。